# 名古屋市における自動車環境対策の 推進について(報告)

平成27年12月

名古屋市自動車公害対策推進協議会

# 目 次

《第2次なる	ごや自動車環境対策アクションプラン・第2次自動車騒音優先対策マップ》
1 第2次な	なごや自動車環境対策アクションプラン
2 第2次自	自動車騒音優先対策マップ
3 第2次な	なごや自動車環境対策アクションプランの進捗状況とその課題
(1) 進邦	步状況
(2) 課是	 題及び方策等
(3) 関係	
《自動車環境	竟対策関連データ》
資料 1	大気汚染の経年変化と他都市比較
資料 2	幹線道路沿線における大気環境測定結果
資料 3	微小粒子状物質 (PM2.5) 成分分析結果
資料 4	二酸化炭素(温室効果ガス)排出量と削減目標
資料 5	「低公害・低燃費車」と「次世代自動車」の市内保有台数
資料 6	名古屋市内の低公害・低燃費車の普及状況
資料 7	第2次自動車騒音優先対策マップ対象区間における騒音結果及び対策状況
資料 8	自動車騒音調査結果
資料 9	幹線道路沿線における騒音調査結果
資料 10	名古屋市内の自動車保有台数の推移
資料 11	名古屋市内の交通量の推移
資料 12	名古屋市内の自動車騒音・振動苦情件数の推移
資料 13	交通機関別の利用状況
資料 14	非適合車実態把握調査等
資料 15	ガソリン及び軽油の販売量の推移(愛知県)
《参考資料》	
参考資料	5 名古屋市自動車公害対策推進協議会の日本自動車工業会への要望
参考資料	
参考資料	
参考資料	
参考資料	
参考資料	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
参考資料	
参考資料	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
参考資料	21 名古屋市自動車公害対策推進協議会委員等名簿

# 第2次なごや自動車環境対策アクションプラン

(平成22年12月14日策定)

(平成23年11月16日一部改正)

(平成 26 年 12 月 18 日一部改正)

(平成27年12月18日一部改正)

# (1) 改定の背景

自動車は、社会経済活動や日々の暮らしに欠かせないものとなっているが、一方では、大気汚染や騒音等の環境問題、さらには二酸化炭素の排出といった地球環境問題の一つの原因にもなっている。

これらの問題を解決していくためには、発生源対策、交通量対策、交通流対策、 道路施設対策などの多岐にわたる対策が必要であることから、名古屋市は関係する 機関・団体と「名古屋市自動車公害対策推進協議会」を設置し、自動車公害対策を 総合的かつ計画的に推進してきた。

また、平成19年3月には自動車に起因する大気汚染、二酸化炭素の排出及び騒音に対しての対策を着実に推進するため、「なごや自動車環境対策アクションプラン」(以下、「アクションプラン」という。)を策定した。

このアクションプランでは、平成22年度を中期的な目標年次として、二酸化窒素・浮遊粒子状物質対策、二酸化炭素対策、騒音対策、エコカー普及の4項目について具体的な目標を定め、目標達成に向けての取り組みを進めてきた。

その結果、二酸化窒素・浮遊粒子状物質対策、二酸化炭素対策、騒音対策の3項目については、平成22年度において目標を達成した。また、エコカー普及についても、目標達成には至っていないが、普及台数は着実に増加している状況である。その一方、微小粒子状物質(PM2.5)への対応など、新たな課題や問題等も発生している。

そこで、自動車環境対策の現状や新たな課題等を踏まえて、現行のアクションプランで定める長期的目標の達成に向けて、新たな中期的目標(第2次目標)の設定及びアクションプランの内容や施策等の見直しを行うものとする。

# (2) 中期的目標(平成22年度)の達成状況

事項	中期的目標(平成22年度)	平成22年度 実績	達成状況
二酸化窒素	全ての常時監視測定局(18局)で環境基準を達成	18局	達成
(NO <sub>2</sub> )	50%以上の常時監視測定局で環境目標値を達成	14局	達成
浮遊粒子状物質 (SPM)	全ての常時監視測定局(18局)で環境基準・環境目 標値を達成	18局	達成
二酸化炭素 (СО2)	自動車から排出されるCO2を平成14年比約10% 削減(45万トン削減)	68万トン削減**	達成
騒音	優先的に取り組むA区間(9区間)の要請限度超過 状況を解消	9区間	達成
エコカー	市内の低公害・低燃費車の普及台数90万台	約67万台	非達成

※CO2は平成20年の排出量をもとに、平成14年比の削減実績を算出

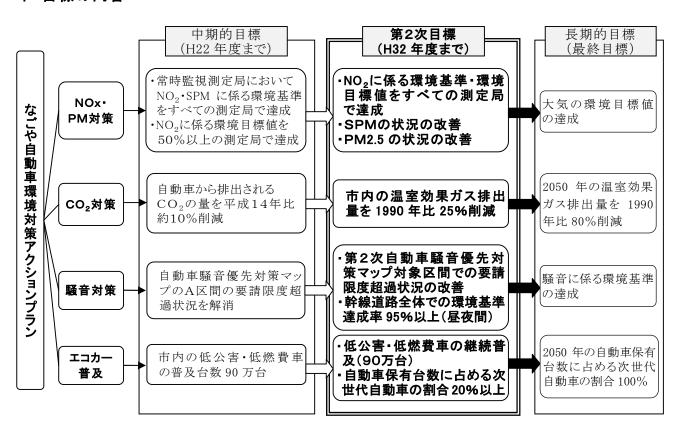
### (3) 新たな中期的目標(第2次目標)の設定

### ア 計画期間

「低炭素都市2050なごや戦略」〔中期の挑戦目標:平成32年(2020年)〕に合わせて、平成32年度(2020年度)までを新たな中期的目標(第2次目標)の計画期間とする。

ただし、今後、本市環境基本計画の改定等に合わせて、必要に応じて目標の見直しを行うものとする。

### イ 目標の内容



#### ウ 目標設定の考え方

<NOx・PM対策>

- ・ NO。は、第3次名古屋市環境基本計画(平成23年12月策定)の目標とする。
- ・ SPMは、環境基準 (環境目標値)を全局達成しているので、状況の改善を目標 とする。
- PM2.5は、当面は状況の改善を目標とする。

### < C O 。対策>

- 平成21年11月に策定した「低炭素都市2050なごや戦略」の削減目標とする。
- 今後、「低炭素都市なごや戦略実行計画」をふまえて見直しを行う。

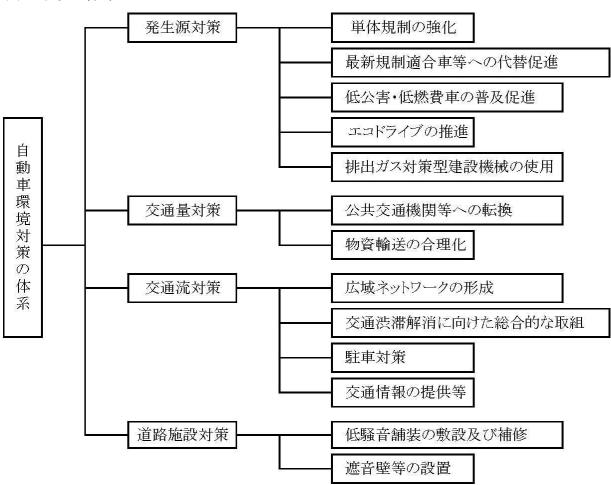
#### <騒音対策>

・ 第2次自動車騒音優先対策マップにおいて、要請限度を超過し、あるいは超 過するおそれのある区間が全て対象区間に含まれることとなったため、対策マ ップの対象区間での要請限度超過状況の解消または改善を図ることとする。 ・ 毎年実施している定期監視(8地点)の評価だけでなく、2年または5年に 1回実施する第2次自動車騒音優先対策マップ現況調査(約20地点/年)、5年 に1回実施している実態監視(平成24・25年度は計240地点)の評価も含めて、 幹線道路全体での環境基準達成率を95%以上とする。

### <エコカー普及>

- ・ 現在、国が進めている「次世代自動車」や「環境対応車」については、該当する車種の定義が明確になっていないため、本市においては「次世代自動車」 を含めた従来区分の「低公害・低燃費車」を今後も継続して普及促進する。
- ・ 今後、新たな排出ガス基準や燃費基準の策定等、国の動向に合わせて、E10 対応車等の「環境対応車」を含めた普及目標を検討し、目標の見直しを行う。
- ・ 「次世代自動車」の普及目標については、「環境対応車普及戦略」(環境省) に掲げる目標数値を本市の実情に合わせて準用する。

### (4) 対策の体系



これらの対策のうち、本推進協議会で取りまとめた主な施策は次の表のとおりである。

- 単体規制の強化 - 最新規制適合車の早期実現の国等への働きかけ(県、市、推進協議会) - ディーゼルクリーンキャンペーンの実施(国、県、市、関係団体) - 最新規制適合車等のの代替促進 - ディーゼルクリーンキャンペーンの実施(国、県、市、関係団体) - 高自動車NOx・PM法非適合車の使用抑制等の働きかけの実施(県、市) - 導入に係る補助制度、融資制度、税制優遇制度(国、県、市、関係団体) - 地面の導入や燃料供給体制の整備に係る補助・融資・税制上の優別制度等(国、県、市) - 車両の導入や燃料供給体制の整備に係る補助・融資・税制上の優別制度等(国、県、市) - 車両の導入や燃料供給体制の整備に係る補助・融資・税制上の優別制度等(国、県、市) - 加州活動、啓発活動の実施(県、市、関係団体) - エコドライブの推進 - 地田ガス対策型建設機械指定制度で指定された建設機械の使用 - 地方の転換 - 北田ガス対策型建設機械指定制度で指定された建設機械の使用 - 北西藤・近路の整備(国、県、市) - 小子の本語・「本田東の整備(国、県、市) - 小子の本語・「本田東の整備(国、中日本高速道路(国、中日本高速道路(国、中日本高速道路の整備)、全計屋高速道路の整備(名古屋高速道路へ社) - 名古屋高速道路の整備(名古屋高速道路へ社) - 幹維道路条   正の取組(国、県、市、鉄道事業者) - 第北地部条   正の取組(国、県、市、鉄道事業者) - ・新進報路系   正の取組(国、県、市、鉄道事業者) - 第北地部条   正の取組(国、県、市、鉄道事業者) - 全社屋高速道路交通洗滞及 - 2 本屋高速道路交通洗滞及 - 2 本屋高速道路及 - 2 本屋 -		T	
・ 単体規制の強化 ・ 最新規制適合車等への代替促進 ・ 最新規制適合車等への代替促進 ・ 最新規制適合車等への代替促進 ・ 違入に係る補助制度、融資制度、税制優遇制度(国、県、市、関係団体) ・ 違入に係る補助制度、融資制度、税制優遇制度(国、県、市、関係団体) ・ 準にの普及促進 ・ 連加が変勢 (国、県、市) ・ 車両の導入や燃料供給体制の整備に係る補助・融資・税制上の優別制度等(国、県、市) ・ 車両の導入や燃料供給体制の整備に係る補助・融資・税制上の優別制度等(国、県、市) ・ 車両の導入や燃料供給体制の整備に係る補助・融資・税制上の優別制度等(国、県、市) ・ 車両の導入や燃料供給体制の整備に係る補助・融資・税制上の優別制度等(国、県、市) ・ 地進 ・ 非出ガス対策型 建設機械が使用 ・ 排出ガス対策型建設機械指定制度で指定された建設機械の使用(国、県、市、名古屋高速道路公社) ・ 公共交通機関等 (国、東、市、名古屋高速道路公社) ・ 本当を通過対策 ・ 物資輸送の合理 化 (国、東、市、鉄道事業者) ・ 自転車利用環境の整備(国、市) ・ 物資輸送の合理化に係る対策の推進(国、県、市、鉄道事業者) ・ 自転車利用環境の整備(国、中日本高速道路(財)・名古屋高速道路の整備(名古屋高速道路公社)・・発進度は、2の取組(国、県、市、鉄道事業者) ・ 企業が報がに向け、 第2の取組(国、東、市、鉄道事業者) ・ 企業が報がに向け、 第2の取組(国、東、市、鉄道事業者) ・ 企業が報がに向け、 第2の取組(国、東、市、鉄道事業者) ・ 第2の取組(国、東、市、鉄道事業者)	分類	主な対策とその内容	
・ ディーゼルクリーンキャンペーンの実施(国、県、市、関係団体) ・ 最新規制適合車等への代替促進 ・ 遺物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」に、		<ul><li>単体担制の強化</li></ul>	・ 最新規制適合車の早期実現の国等への働きかけ(県、市、推進協議会)
・ 最新規制適合車等への代替促進 ・ 導入に係る補助制度、融資制度、税制優遇制度(国、県、市、関係団体		中 件 风 响 沙 强 L	・ ディーゼルクリーンキャンペーンの実施(国、県、市、関係団体)
等への代替促進 ・ 導入に係る補助制度、融資制度、税制優遇制度(国、県、市、関係団体) ・ 違入に係る補助制度、融資制度、税制優遇制度(国、県、市、関係団体) ・ 低公害・低燃費車の率先的導入(国、県、市) ・ 車両の導入や燃料供給体制の整備に係る補助・融資・税制上の優別制度等(国、県、市) ・ 車両の導入や燃料供給体制の整備に係る補助・融資・税制上の優別制度等(国、県、市) ・ 加工のでは、場、市、 関係団体) ・ 非出ガス対策型建設機械が指定制度で指定された建設機械の使用(国、県、市、名古屋高速道路公社) ・ が当りの形成 ・ 物資輸送の合理化に係る対策の推進(国、県、市) ・ 物資輸送の合理化に係る対策の推進(国、県、市) ・ 物資輸送の合理化に係る対策の推進(国、県、市) ・ 本方屋高速道路の整備(国、県、市) ・ 本方屋高速道路の整備(国、県、市) ・ 本方屋高速道路の登備(国、県、市) ・ 本方屋高速道路の登備(国、県、市) ・ 本方屋高速道路の整備(国、県、市) ・ 本方屋高速道路の整備(国、中日本高速道路(国、中日本高速道路の主) ・ 本方屋高速道路の整備(名古屋高速道路の社) ・ 本方屋高速道路の整備(名古屋高速道路の社) ・ 本方屋高速道路の整備(名古屋高速道路の社) ・ 本方屋高速道路の整備(名古屋高速道路の主場を表記を高速道路の連出で、大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大		• 是新坦制海△亩	・「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」によ
・ 導入に係る無助制度、融資制度、税制優遇制度(国、県、市、関係団体  低公害・低燃費車の率先的導入(国、県、市) ・ 車両の導入や燃料供給体制の整備に係る補助・融資・税制上の優別制度等(国、県、市) ・ 車両の導入や燃料供給体制の整備に係る補助・融資・税制上の優別制度等(国、県、市)			る自動車NOx・PM法非適合車の使用抑制等の働きかけの実施(県、市)
生 源 対策		4 0/14 K.E	・ 導入に係る補助制度、融資制度、税制優遇制度(国、県、市、関係団体)
の普及促進			○ 低公害・低燃費車の率先的導入(国、県、市)
・ 車両の導入や燃料供給体制の整備に係る補助・融資・税制上の優強制度等(国、県、市)			○ グリーン配送の推進(県、市)
□ エコドライブの 推進 □ エコドライブの 推進 □ エコドライブを接装置等の導入・普及(国、市、関係団体、推進協議会) ○ グリーン経営認証、エコ事業所の認定取得(関係団体) □ 排出ガス対策型 連設機械の使用 □ 排出ガス対策型建設機械指定制度で指定された建設機械の使用 □ 「なごや新交通戦略推進プラン」(市) ○ 「なごや新交通戦略推進プラン」(市) ○ パークアンドライド駐車場の整備(国、県、市) ○ 公共交通機関利用者のための優遇措置の充実(国、県、市、鉄道事業者等) □ 自転車利用環境の整備(国、市) □ 公共交通機関利用者のための優遇措置の充実(国、県、市、鉄道事業者等) □ 自転車利用環境の整備(国、市) □ 物資輸送の合理化に係る対策の推進(国、県、トラック協会) □ モーダルシフトの推進(国) □ 名古屋環状2号線の整備(国、中日本高速道路㈱) □ 名古屋高速道路の整備(名古屋高速道路公社) □ ・名古屋高速道路の整備(名古屋高速道路公社) □ ・名古屋高速道路の整備(名古屋高速道路公社) □ ・名古屋高速道路の整備(名古屋高速道路公社) □ ・名古屋高速道路の整備(名古屋高速道路公社) □ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	対	の晋及促進	・ 車両の導入や燃料供給体制の整備に係る補助・融資・税制上の優遇
□ エコドライブの 推進 □ エコドライブ支援装置等の導入・普及(国、市、関係団体、推進協議会) □ グリーン経営認証、エコ事業所の認定取得(関係団体) □ 排出ガス対策型 ・ 排出ガス対策型建設機械指定制度で指定された建設機械の使用 □ 「なごや新交通戦略推進プラン」(市) □ 「なごや新交通戦略推進プラン」(市) □ パークアンドライド駐車場の整備(国、県、市) □ 公共交通機関利用者のための優遇措置の充実(国、県、市、鉄道事業者等) ・ 自転車利用環境の整備(国、市) ・ 物資輸送の合理 化 □ ・ 本一ダルシフトの推進(国) ・ 名古屋高速道路の整備(国、中日本高速道路㈱) ・ 名古屋高速道路の整備(名古屋高速道路公社) ・ 幹線道路、橋梁の整備、立体交差化の推進(国、市、鉄道事業者) 「中京圏渋滞ボトルネック対策協議会」及び「愛知県道路交通渋滞メ を 策進路禁令」での取組(国、東、乾客本等、名古屋高速道路の	策		
#進  ② エコドライフ支援装直等の導入・普及(国、市、関係団体、推進協議会) ② グリーン経営認証、エコ事業所の認定取得(関係団体)  ・ 排出ガス対策型 建設機械の使用 ・ 排出ガス対策型建設機械指定制度で指定された建設機械の使用 (国、県、市、名古屋高速道路公社) ② パークアンドライド駐車場の整備(国、県、市) ② 公共交通機関利用者のための優遇措置の充実(国、県、市、鉄道事業者等) ・ 自転車利用環境の整備(国、市) ・ 物資輸送の合理 化 ・ 広域ネットワークの形成 ・ 名古屋環状2号線の整備(国、中日本高速道路(株) ・ 名古屋高速道路の整備(名古屋高速道路公社) ・ 幹線道路、橋梁の整備(名古屋高速道路公社) ・ 幹線道路、橋梁の整備、立体交差化の推進(国、市、鉄道事業者) 「中京圏渋滞ボトルネック対策協議会」及び「愛知県道路交通渋滞な		◎ ェッドライブの	○ 周知活動、啓発活動の実施(県、市、関係団体)
□ がリーン経営認証、エコ事業所の認定取得(関係団体)  ・ 排出ガス対策型 ・ 排出ガス対策型建設機械指定制度で指定された建設機械の使用			○ エコドライブ支援装置等の導入・普及(国、市、関係団体、推進協議会)
■ 建設機械の使用 (国、県、市、名古屋高速道路公社)		111111	○ グリーン経営認証、エコ事業所の認定取得(関係団体)
□ で		・排出ガス対策型	・ 排出ガス対策型建設機械指定制度で指定された建設機械の使用
環境 で 通量 か 次乗の で の 下 が で 通量 か で か で か で か で か で か で か で か で で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か で か か で か か で か で か で か で か か で か で か で か で か で か で か で か で か か で か で か で か で か で か で か で か で か で		建設機械の使用	(国、県、市、名古屋高速道路公社)
・ 物資輸送の合理 ・ 物資輸送の合理化に係る対策の推進(国、県、トラック協会) ・ ・ 物資輸送の合理化に係る対策の推進(国、県、トラック協会) ・ モーダルシフトの推進(国) ・ 広域ネットワークの形成 ・ 名古屋環状2号線の整備(国、中日本高速道路㈱) ・ 名古屋高速道路の整備(名古屋高速道路公社) ・ 幹線道路、橋梁の整備、立体交差化の推進(国、市、鉄道事業者) 「中京圏渋滞ボトルネック対策協議会」及び「愛知県道路交通渋滞対			
・ 物資輸送の合理 ・ 物資輸送の合理化に係る対策の推進(国、県、トラック協会) ・ ・ 物資輸送の合理化に係る対策の推進(国、県、トラック協会) ・ モーダルシフトの推進(国) ・ 広域ネットワークの形成 ・ 名古屋環状2号線の整備(国、中日本高速道路㈱) ・ 名古屋高速道路の整備(名古屋高速道路公社) ・ 幹線道路、橋梁の整備、立体交差化の推進(国、市、鉄道事業者) 「中京圏渋滞ボトルネック対策協議会」及び「愛知県道路交通渋滞対	境交	• 公共交诵機関等	
・ 物資輸送の合理 ・ 物資輸送の合理化に係る対策の推進(国、県、トラック協会) ・ ・ 物資輸送の合理化に係る対策の推進(国、県、トラック協会) ・ モーダルシフトの推進(国) ・ 広域ネットワークの形成 ・ 名古屋環状2号線の整備(国、中日本高速道路㈱) ・ 名古屋高速道路の整備(名古屋高速道路公社) ・ 幹線道路、橋梁の整備、立体交差化の推進(国、市、鉄道事業者) 「中京圏渋滞ボトルネック対策協議会」及び「愛知県道路交通渋滞対	対策通		
* 物資輸送の合理 ・ 物資輸送の合理化に係る対策の推進(国、県、トラック協会) ・ モーダルシフトの推進(国) ・ 広域ネットワークの形成 ・ 名古屋環状2号線の整備(国、中日本高速道路㈱) ・ 名古屋高速道路の整備(名古屋高速道路公社) ・ 幹線道路、橋梁の整備、立体交差化の推進(国、市、鉄道事業者) 「中京圏渋滞ボトルネック対策協議会」及び「愛知県道路交通渋滞対し、海洋海路湾」での取組(国、県、市、警察本部、名古屋高速道路公	里		
・ モーダルシフトの推進(国) ・ 広域ネットワークの形成 ・ 名古屋環状2号線の整備(国、中日本高速道路㈱) ・ 名古屋高速道路の整備(名古屋高速道路公社) ・ 幹線道路、橋梁の整備、立体交差化の推進(国、市、鉄道事業者) 「中京圏渋滞ボトルネック対策協議会」及び「愛知県道路交通渋滞対		• 姗次龄光页众珊	
・ 広域ネットワークの形成 ・ 名古屋環状2号線の整備(国、中日本高速道路㈱) ・ 名古屋高速道路の整備(名古屋高速道路公社) ・ 名古屋高速道路の整備(名古屋高速道路公社) ・ 幹線道路、橋梁の整備、立体交差化の推進(国、市、鉄道事業者) 「中京圏渋滞ボトルネック対策協議会」及び「愛知県道路交通渋滞メール・・ 等推進協議会」での取組(国、県、市、警察本部、名古屋高速道路と			
・ 広域ネットワークの形成 ・ 名古屋高速道路の整備(名古屋高速道路公社) ・ 幹線道路、橋梁の整備、立体交差化の推進(国、市、鉄道事業者) で 「中京圏渋滞ボトルネック対策協議会」及び「愛知県道路交通渋滞メ 通り、 海海解消に向け、 海海海湾 (国、東、 整察木部、名古屋高速道路/2017年) ・ 海海海湾 (国、東、 整察木部、名古屋高速道路/2017年) ・ 海海海道路/2017年) ・ 海海海道路/2017年) ・ 海海海道路/2017年) ・ 海海海道路/2017年) ・ 海海海道路/2017年) ・ カース・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・		10	1
・ 幹線道路、橋梁の整備、立体交差化の推進(国、市、鉄道事業者) 交 「中京圏渋滞ボトルネック対策協議会」及び「愛知県道路交通渋滞対通 ・ 渋滞解消に向け ・ 策推推禁令」での取組(国、県、市、警察本部、名古屋真道路2			
通   ・ 浜濃解消に向け   ・ 箸堆准協議会」での取組(国 見 市 整察木郊 名士最真連道取り		クの形成	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
□ □ □ ・ 渋滞解消に向け   ・ 策推進協議会」での取組(国、県、市、警察本部、名古屋高速道路公	交		「中京圏渋滞ボトルネック対策協議会」及び「愛知県道路交通渋滞対
	通流	・ 渋滞解消に向け た総合的な取組	
対   た総合的な取組   住、愛和県追路公住、中日本高速追路(柄、愛知県トノック協会、愛知			社、愛知県道路公社、中日本高速道路㈱、愛知県トラック協会、愛知
一	策		
・ 駐車対策 ・ 駐車対策 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		• 駐車対策	
		大路は初の担併祭	
・交通情報の提供等・交通情報の提供、交通管制システム等の整備(警察本部)		• 父迪肎報仍旋供寺	
	<i>-</i>	<ul><li></li></ul>	・ 低騒音舗装の敷設及び修繕(国、市、中日本高速道路㈱、名古屋高   連道路の社)
	目 動	坦西地区内水	<ul><li>・ 遮音壁等の設置(国、市、中日本高速道路㈱、名古屋高速道路公社)</li></ul>
車 ・ 国に対して 白動車単体の竪立担制の強化な亜切(古 推進物業会	重		되는데 ~ 스러 카프트 이번
騒 ・ 騒音発生源対策 ・ 自動車メーカー等に対しても騒音低減に向けた技術開発の推進を要	騒辛	• 騒音発生源対策	・自動車メーカー等に対しても騒音低減に向けた技術開発の推進を要
対 望(市、推進協議会)	対		
策 ・ 交通量・交通流 ・ 上記の交通量・交通流対策の項目のとおり	策	· 交通量·交通流	・ ト記のな通長・な通流対策の項目のしなり
対策 ・ 上記の交通量・交通派対象の項目のとおり		対策	・ 工品の文理里・文理伽刈界の場目のとわり  

◎は重点対策、○は名古屋市の重点施策

※「低公害・低燃費車」とは、①電気自動車、②ハイブリッド自動車、③プラグインハイブリッド自動車、 ④天然ガス自動車、⑤燃料電池自動車、⑥クリーンディーゼル自動車、車両総重量3.5t超のポスト新長期規制適合ディーゼル車、⑦メタノール自動車、⑧低排出ガス車かつ低燃費ガソリン車、⑨LPガス車、⑩車両総重量3.5t超の低排出ガスガソリン車、新長期規制適合ディーゼル車のことをいう。

### (5) 対策内容の詳細

# ア 自動車排出ガス対策

窒素酸化物・粒子状物質の主要な発生源はディーゼル自動車であるところから、引き続きディーゼル自動車の排出ガス対策を中心に施策を推進するものとする。

自動車から排出される窒素酸化物・粒子状物質の削減対策の基本は自動車1台 1台から排出される大気汚染物質の量を削減することであり、排出ガス規制の強 化、ポスト新長期規制以降の最新規制適合車への代替促進、低公害・低燃費車の 普及促進が主要な対策となる。

また、二酸化炭素対策としては、低公害・低燃費車の普及促進、エコドライブの普及、公共交通機関への転換など自動車利用の抑制が主要な対策となる。

その他、広域ネットワークの形成や渋滞解消に向けた総合的な対策等の交通流対策は、窒素酸化物・粒子状物質削減と併せて二酸化炭素の削減対策にも効果がある。

### (ア)発生源対策

# ① 単体規制の強化

○ 国への規制強化の要望・働きかけ

ディーゼル自動車(重量車)の排出ガス規制は、国により大気汚染防止 法、道路運送車両法の保安基準により定められており、次期排出ガス規制 値の早期達成に向けて国へ働きかけていくこととする。

実施機関:県、市、名古屋市自動車公害対策推進協議会

○ 自動車メーカーに対する排出ガス低減技術開発・実用化等に係る働きかけ ディーゼル自動車(重量車)の次期排出ガス規制値の早期達成に向けて 技術開発の推進を自動車メーカーに働きかけていく。

実施機関:県、市、名古屋市自動車公害対策推進協議会

○ ディーゼルクリーンキャンペーンの実施

使用過程ディーゼル自動車からの黒煙の低減を図るため、ディーゼルクリーンキャンペーンを実施し、車両の点検・整備の実施の必要性を啓発するとともに、整備不良車両に対する指導・取締りを実施する。

実施機関:国、県、市、トラック協会、バス協会

○ オフロード車の規制強化

フォークリフト、ブルドーザなど特殊自動車の排出ガス規制が平成 22 年 3 月及び平成 26 年 1 月に強化されており、この排出ガス規制に適合した車両の利用を促進し、窒素酸化物・粒子状物質の低減を図る。

実施機関:国、県、市

### ② 最新規制適合車等への代替促進

○ 国への補助制度等の要望・働きかけ

早期に二酸化窒素に係る環境目標値を達成するためには、最新規制適合 車等へ代替する必要があるので、代替に係る補助制度、融資制度、税制優 遇制度の充実を国へ働きかけていく。 実施機関:国、県、市

○ 「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」に関する取り組み

要綱に基づき、運送業者や荷主・旅行業者、中継施設管理者に対して、 自動車NOx・PM法非適合車の使用抑制、エコドライブの推進を図る。 実施機関:県、市、(岡崎市)

# ③ 低公害・低燃費車の普及促進

電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、LPガス自動車、低排出ガス車かつ低燃費車等の低公害・低燃費車の普及を図るものとする。

国は、「低炭素社会づくり行動計画」(平成20年7月閣議決定)において、「次世代自動車について、2020年までに新車販売のうち2台に1台の割合で導入する」という目標を掲げ、これを進めるため、「環境対応車普及戦略」(平成22年3月環境省)や「次世代自動車戦略2010」(平成22年4月経済産業省)を策定している。

こうした状況を踏まえ、次世代自動車を含む低公害・低燃費車の普及を図るため、車両の導入や燃料供給体制の整備に係る補助制度、税制上の優遇制度、普及啓発事業の実施等を進めていく。

○ 公用車への率先導入

名古屋市は「公用車への低公害・低燃費車の導入方針」(平成 18 年 4 月 1 日策定、平成 25 年 7 月 1 日最終改訂)に基づき、環境に配慮した自動車の導入を一層推進する。

愛知県は、「あいち自動車環境戦略 2020」に基づき公用車へ率先導入する。

国は、「低公害車開発普及アクションプラン」に基づき公的部門への率 先導入を行う。

実施機関:国、県、市

○ 市民、事業者への普及

低公害・低燃費車の導入に対する自動車税、自動車取得税の優遇措置、 補助、融資制度により普及促進を図る。

さらに、低公害車の導入、燃料供給体制の整備に対する補助制度・税制 上優遇措置の拡充・継続等について国への要望・働きかけを行う。

また、自動車メーカーに対して、低公害車の技術開発・実用化等に係る 働きかけを行う。

その他、市民に対しイベントなどを通した次世代自動車の啓発を図る。 実施機関:国、県、市、トラック協会、バス協会、ガス協会、LPガス 協会

○ 法、条例による導入義務等

自動車NOx・PM法の対策地域内に30台以上の車両を使用する特定事業者に対して、「自動車使用管理計画書」等の提出にあわせて指導を行う。

また、名古屋市は「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条

例」(以下「市条例」という。)で低公害車の購入、使用に努めるよう規定 しているほか、自動車販売業者に対しては購入者に自動車環境情報を周知 することを義務付けている。

愛知県は「県民の生活環境の保全等に関する条例」(以下「県条例」という。)で低公害車の購入等に努めることを義務付けているほか、乗用車換算で 200 台以上使用する事業者に対して一定割合以上の低公害車の導入義務及びその状況の報告を課している。

実施機関:国、県、市

○ グリーン配送の推進

物品納入業者に対して、低公害・低燃費車等の環境負荷の少ない自動車の使用を求めることで、民間でのより一層の普及促進を図る。

実施機関:県、市

○ 推進組織による普及促進

中部低公害車普及促進協議会、あいち自動車環境戦略会議、あいちEV・ PHV普及ネットワーク及び中部FCV水素供給インフラ整備推進会議等 の推進組織により関係機関・団体が連携した取組みを行う。

実施機関:国、県

○ 低公害車に関する情報の提供、普及啓発の充実 情報誌、リーフレット等により情報の提供に努めるほか、セミナーの開 催、イベントでの展示・試乗等に努める。

実施機関:国、県、市、ガス事業者

○ その他の導入目標

LPG車 26 万台普及計画:LPガス自動車普及促進協議会

### ④ エコドライブの推進

環境にやさしい「エコドライブ」は、自動車から排出される二酸化炭素、 窒素酸化物等の削減、騒音の低減など環境の改善につながるだけでなく、交 通事故防止にも効果がある。環境の保全に向けて着実に推進していくことが 必要である。

周知活動、啓発活動の実施

環境月間、エコドライブ推進月間に各種講座等を開催するほか、各種イベントを利用して条例により義務化されているアイドリング・ストップなど「エコドライブ 10 のすすめ」の周知、啓発活動を実施する。また、荷主、旅行業者等から運送を行う者に対しエコドライブの実施等を求めていくよう働きかけを行う。

さらには、自動車販売店の協力を得て購入者に対する啓発やエコドライブメンバーズクラブの運営を行う。

実施機関:県、市、関係団体

○ 事業所でのエコドライブの促進

事業所内での積極的なエコドライブの取組みを促進するため、エコドライブ推進の旗振り役となる人材を育成する。

実施機関:市、関係団体

エコドライブ普及・促進アクションプラン

平成18年6月に国の4省庁(警察庁、経済産業省、国土交通省、環境省)が策定したアクションプランに基づき、関係機関・団体が連携して、エコドライブの着実な実施を図るものとする。

実施機関:国、県、市、関係団体

○ エコドライブ支援装置等の導入・普及

アイドリング・ストップ装置、エコドライブ支援機器等、エコドライブを支援する装置の導入・普及に努めるほか、国や自動車メーカーに対し、これらの標準装備化を働きかける。

実施機関:国、関係団体、名古屋市自動車公害対策推進協議会

○ グリーン経営認証、エコ事業所の認定取得

環境に配慮した取組みを積極的に推進するため、グリーン経営の認証取得やエコ事業所などの認定取得に努める。

実施機関:関係団体

# ⑤ 排出ガス対策型建設機械の使用

排出ガス対策型建設機械指定制度により、指定された建設機械を公共工事において使用するなど、その使用を促進し、また、不正軽油を使用しないように、働きかけを行うことにより、窒素酸化物・粒子状物質の低減を図る。

実施機関:国、県、市、名古屋高速道路公社

### (イ)交通量対策

### ① 公共交通機関等への転換

○ 「なごや新交通戦略推進プラン」の推進

自動車利用の適正化を図り、徒歩、自転車、公共交通を中心とした交通 体系をめざし、「なごや新交通戦略推進プラン」の各種交通施策を総合的に 推進する。

実施機関:市

○ パークアンドライド駐車場の整備

「名古屋市パークアンドライド駐車場整備計画」に基づき、パークアンドライド駐車場の整備・確保を図る。

実施機関:市、関係団体

○ 公共交通機関利用者のための優遇措置の充実

ICカード乗車券により、公共交通機関利用者の利便性の向上を図る。 また、鉄道網の整備、車両や施設の改良・整備等により利用者のための優 遇措置の充実等を図っていく。

実施機関:国、県、市、鉄道事業者、バス事業者 (バス協会)

○ 自転車利用環境の整備

自転車走行空間及び自転車駐車場を整備することにより、自転車利用環境の整備を行う。

実施機関:国、市

# ② 物資輸送の合理化

○ 物資輸送の合理化に係る対策の推進等

「物流業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」に基づく物流拠点の 集約化、「自動車NOx・PM法」に基づく自動車使用管理計画書及び実績 報告書に基づく指導、共同集配送の普及により物資輸送の合理化を図る。

実施機関:国、県、トラック協会

○ モーダルシフトの推進

トラック交通量を削減するため、鉄道・海上輸送への転換を促すモーダルシフトの推進を図る。

実施機関:国

# (ウ)交通流対策

# ① 広域ネットワークの形成

○ 名古屋環状 2 号線の整備

実施機関:国、中日本高速道路㈱

○ 名古屋高速道路の整備

実施機関:名古屋高速道路公社

○ 幹線道路の整備、橋梁の整備、立体交差化の推進

実施機関:国、市、鉄道事業者

### ② 交通渋滞解消に向けた総合的な取組

○ 「中京圏渋滞ボトルネック対策協議会」及び「愛知県道路交通渋滞対策 推進協議会」での取組

関係機関が連携し、効果的な渋滞対策を推進する。

実施機関:国、県、警察本部、市、名古屋高速道路公社、愛知県道路公 社、中日本高速道路㈱、愛知県トラック協会、愛知県バス協 会、愛知県タクシー協会、名古屋タクシー協会

# ③ 駐車対策

渋滞の原因となる違法駐車の取締りや駐車場の適正な整備を行う。

○ 違法駐車の取締り、啓発

駐車違反の取締りや違法駐車防止の啓発活動を強化する。また、歩道上への片足掛け駐車防止柵設置等の乗り上げ防止対策を推進する。

実施機関:警察本部、市

○ 駐車場の適正な整備等

駐車場条例等に基づき、駐車場整備地区、商業地域及び近隣商業地域では、荷捌き駐車場を含めた適正な駐車場整備を図る。

実施機関:市

### ④ 交通情報の提供等

交通渋滞を緩和するため、交通情報板等交通情報提供装置を整備し、ドライバーへの交通情報の提供を行い、交通流の分散を図るとともに、信号機の集中制御化等交通管制システムの整備、交通実態に適合した交通規制、信号運用を行う。

実施機関:警察本部

### イ 自動車騒音対策

第2次自動車騒音優先対策マップに基づく騒音対策は、道路施設対策、発生源 対策、交通量対策及び交通流対策を総合的に進める。

### (ア)道路施設対策

低騒音舗装の敷設や遮音壁の設置などにより対策を実施する。なお、沿道住 民の利便性や意見、また、住居の立地状況なども考慮し、地域の実情を反映さ せて対策を行う。

実施機関:国、市、名古屋高速道路公社

# (イ)騒音発生源対策

国に対して規制の強化を要望するとともに、自動車メーカー等に対しても騒音低減に向けた技術開発の推進を働きかける。

実施機関:市、名古屋市自動車公害対策推進協議会

# (ウ)交通量対策

自家用車から公共交通機関へ転換、自動車利用の抑制、物資輸送の合理化、 モーダルシフトの推進などにより自動車走行量の削減を図る。

実施機関:国、県、市、鉄道事業者、バス事業者、トラック協会

#### (工)交通流対策

幹線道路ネットワークの整備を図り、交通流の分散を図る。

実施機関:国、市、中日本高速道路㈱、名古屋高速道路公社

#### (6) 進捗状況の把握

計画の進捗状況については、毎年度、協議会の各構成員で担当する施策について 点検を行い、大気汚染、自動車騒音の調査結果とあわせて、協議会としての取りま とめを行う。

その結果を受けて、必要に応じて、拡充、見直しを行うものとする。

# 2 第2次自動車騒音優先対策マップ

(平成26年12月18日策定)

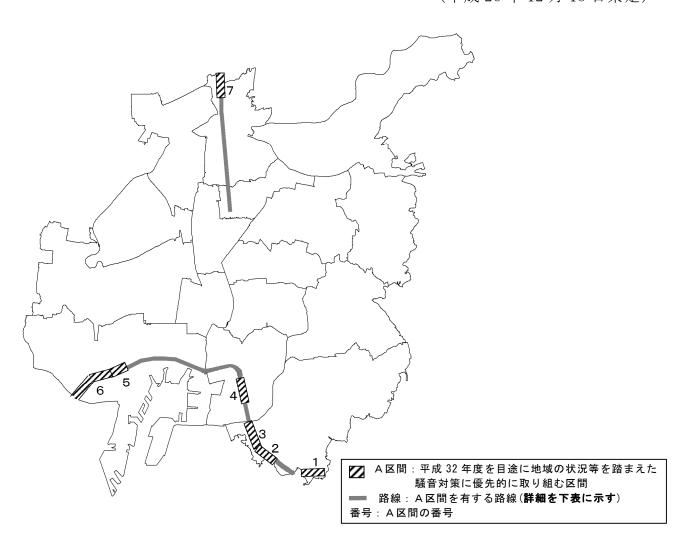


表: A区間一覧

	11 E   F1 9E		
番号	路線名	対象区間の 始点の住所	対象区間の 終点の住所
1	国道 23 号 伊勢湾岸自動車道	緑区桶狭間南 (市境)	緑区野末町 (市境)
2	国道 23 号 名古屋高速 3 号大高線	緑区大高町茨谷山 (名古屋南 J C T)	緑区大高町熊野山 (大高 I C)
3	国道 23 号 名古屋高速 3 号大高線	緑区大高町熊野山 (大高 I C)	南区鳴尾町河原 (天白川)
4	国道 23 号	南区丹後通5丁目 (丹後通)	南区弥次ヱ町2丁目 (北頭)
5	国道 23 号	港区十一屋三丁目 (十一屋)	港区宝神五丁目 (宝神)
6	国道 23 号	港区宝神五丁目 (宝神)	港区藤前三丁目 (市境)
7	国道 41 号 名古屋高速 11 号小牧線	北区丸新町 (楠JCT)	北区新沼町 (市境)

### ○B区間

関係機関で発生源対策、交通量対策、交通流対策、道路施設対策等を総合的に実施する区間をB区間とし、優先順位等を定め随時マップに反映する。

詳細は資料7 (67頁~)参照

# 3 第2次なごや自動車環境対策アクションプランの進捗状況とその課題

# (1) 進捗状況

Ĺ	頁 目	第2次目標 (平成32年度)	平成26年度結果
二酸	化窒素	すべての常時監視測定局(18局)で 「環境基準・環境目標値」を達成	環境基準達成局数 18局/18局(100%) 環境目標値達成局数 17局/18局(94%)
浮遊粉	立子状物質	状況の改善 [平成22年度 年平均値 0.022mg/m³]	環境基準達成局数 18局/18局(100%) 年平均値 0.021mg/m³
微小粒子状物質 (PM2.5)		状況の改善 [平成23年度 年平均値 17.6 $\mu$ g/m³] (平成23年度から測定開始)	環境基準達成局数 3局/17局(18%) 年平均値 15.6 $\mu$ g/m³
	化炭素	市内の温室効果ガス排出量を平成 2年度比25%削減 [平成2年度 排出量 1,739万 t -CO <sub>2</sub> ] (削減量 429万 t -CO <sub>2</sub> )	温室効果ガス排出量(平成24年度) 1,342万 t-CO <sub>2</sub> 23%削減 (削減量 397万 t-CO <sub>2</sub> )
騒音	A区間他	第2次自動車騒音優先対策マップ対 象区間での要請限度超過状況の改善	A区間のうち 要請限度を下回る区間数 0 / 7 区間
例虫 曰	幹線道路	環境基準達成率(昼夜間) 95%以上	環境基準達成率(昼夜間) 95%(276, 612/290, 280戸)
低公害・低燃費 車の継続普及		低公害·低燃費車 90万台	83万台
次世代の普及	弋自動車 <sup>※</sup> &	自動車保有台数に占める割合 20%以上	14%

<sup>※</sup> 名古屋市では、「環境対応車普及戦略」(環境省)等に基づき、電気自動車・天然ガス自動車・ ハイブリッド自動車・プラグインハイブリッド自動車・燃料電池自動車・クリーンディーゼル 自動車 (3.5 ) 超ポスト新長期規制適合ディーゼル車含む)をいう。

# (2) 課題及び方策等

進捗状況の詳細、目標達成に向けた課題・方策は以下のとおりである。

# ① 二酸化窒素・浮遊粒子状物質

### 第2次目標

- 全測定局における二酸化窒素に係る環境基準・環境目標値達成
- ・ 浮遊粒子状物質の状況改善

### (ア) 現状

- 二酸化窒素の環境基準は18測定局全てで達成した。
- ・ 二酸化窒素の環境目標値は 18 測定局のうち 17 局で達成し、達成率は 94%で あった。

### 二酸化窒素の環境目標値達成局数推移

年度	平成17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
達成局数	3/29	5/28	10/28	18/29	17/29	14/18	16/18	16/18	17/18	17/18

# <環境目標値非達成局>

「自動車排出ガス測定局 … 元塩公園(南区)

し一般環境大気測定局 … なし

・ 浮遊粒子状物質の環境基準は18測定局全てで達成した。平均値も過去10年間、減少傾向で推移している。

### (イ) 課題

- ・ 自動車NOx・PM法対策地域外からの非適合車流入対策
- 二酸化窒素の環境目標値非達成局の原因分析

### (ウ) 主な方策

- 「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」に基づく自動車NOx・PM法の非適合車の使用抑制
- 非適合車実態把握調査等
- ・ 最新規制適合車等への買替補助
- 二酸化窒素の発生要因の分析

# ② 微小粒子状物質(PM2.5)

### 第2次目標

・微小粒子状物質(PM2.5)の状況改善

#### (ア) 現状

・ 微小粒子状物質 (PM2.5) の環境基準は、17 測定局のうち3 局で達成し、達成率は18%であった。

### (イ) 課題

・ 微小粒子状物質 (PM2.5) の発生源の把握

### (ウ) 主な方策

- ・ 微小粒子状物質 (PM2.5)の成分分析結果の解析
- ・ 微小粒子状物質 (PM2.5)対策における短期的及び中長期的課題の整理

### ③ 二酸化炭素

### 第2次目標

・市内の温室効果ガス排出量を平成2年度(1990年度)比25%削減

# (ア) 現状

- 平成24年度の温室効果ガス排出量は平成2年度と比べて23%削減となった。
- ・ エコドライブの実施率は84%(平成25年度市政アンケート結果)であった。
- ・ 条例によるアイドリング・ストップ義務化規定の認知率は 42%、実施率は 90% (平成 25 年度市政アンケート結果) であった。
- 「エコドライブ宣言者」数は、平成26年度末で約65,600人となっている。
- ・ アイドリング・ストップ装置、EMS、エコドライブ支援装置等は、バス、トラック、タクシーのような業界での取組みが進んでいる。一般自動車への 装備の取組みも、徐々に始められている。

### (イ) 課題

- ・ 平成24年度の自動車からの温室効果ガス排出量は、平成2年度と比べ23% 削減にとどまっている
- 次世代自動車の価格帯が全体的に高い
- 次世代自動車のインフラ(充電設備、燃料供給施設等)整備の不足
- ・ エコドライブの実施率向上
- 条例によるアイドリング・ストップ義務化規定の認知率・実施率向上

#### (ウ) 主な方策

- 自動車からその他の交通手段への転換(公共交通の利用促進・コミュニティサイクルの普及等)
- ・ 自動車の適正使用 (カーシェアリング等)
- ・ 次世代自動車の価格低下のための技術開発
- ・ 次世代自動車及びインフラ整備に対する補助制度等の拡充
- エコドライブの周知啓発活動の実施
- ・ エコドライブ支援装置等の導入・普及
- ・ グリーン経営認証、エコ事業所の認定取得の促進

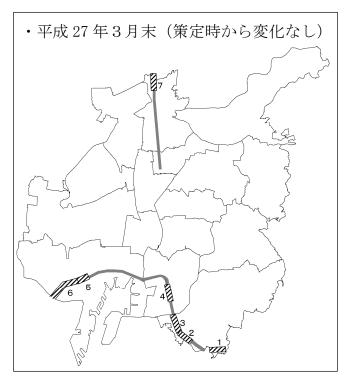
# ④ 自動車騒音

# 第2次目標

- ・第2次自動車騒音優先対策マップ対象区間での要請限度超過状況の改善
- ・市内の幹線道路全体での昼夜間における環境基準達成率を95%以上まで改善

### (ア) 現状

• 第2次自動車騒音優先対策マップにおける要請限度超過状況



☑ A 区 間 : 平成 32 年度を目途に地域の状況等を踏まえた騒音対策に優先的に取り組む 区間(昼間 75dB、夜間 70dB を超過している区間)

国 騒音対策の実施等により、要請限度を下回った区間

■ 路線 : A区間を有する路線

番号: A区間の番号(No.1~7)

### 取り組みの成果

	区間数
A区間	7 区間
要請限度を下回った区間	0 区間
要請限度を下回らなかった区間	7 区間

# 市内幹線道路全体での環境基準達成状況

左庇	環境	基準達成	状況	評価対象・方法	
年度	昼間	夜間	昼夜間	计侧对象 为伝	
24 年度	96%	94%	94%	   市内幹線道路沿線(50m)に定期監視(毎	
25 年度	96%	96%	95%	年)及び実態監視(5年毎)の調査結果を	
26 年度	96%	96%	95%	基にシミュレーションして評価	

※昼間:午前6時~午後10時、夜間:午後10時~午前6時

### (イ) 課題

- 自動車単体から出る騒音規制の強化
- ・ 低騒音舗装の普及拡大と舗装の劣化への対応
- 交通流及び交通量の集中の解消

### (ウ) 主な方策

- ・ 国、自動車メーカー等への更なる要請(自動車単体規制の強化)
- ・ 交通規制による交通渋滞等の低減
- ・ 広域的な道路ネットワークの整備
- ・ 低騒音舗装の計画的な敷設及びメンテナンス等の徹底
- 交通流及び交通量の分散等の総合的な騒音対策
- ・ 市、道路管理者による第2次自動車騒音優先対策マップにおける対象区間の 騒音調査

# ⑤ 低公害・低燃費車及び次世代自動車

### 第2次目標

- ・低公害・低燃費車の90万台普及
- ・2020年において市内の自動車保有台数に占める次世代自動車の割合20%以上

### (ア) 現状

- ・ 平成26年度において、低公害・低燃費車は約83万台普及している。
- ・ 平成26年度において、次世代自動車は市内に約16万5千台普及しており、 市内の自動車保有台数に占める割合は14%である。

# (イ) 課題

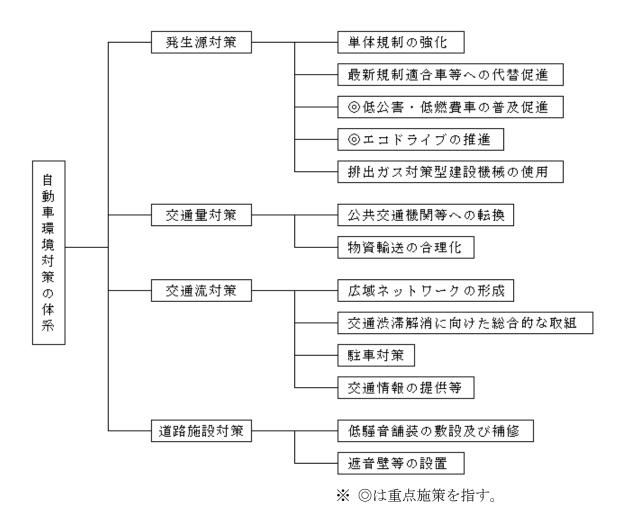
- ・ 次世代自動車の価格帯が全体的に高い
- ・ 次世代自動車のインフラ設備の不足

### (ウ) 主な方策

- ・ 次世代自動車の価格低下のための技術開発
- ・ インフラ設備の拡充
- ・ 次世代自動車及びインフラ設備に対する補助制度等の拡充
- 税制優遇措置の拡充・継続等
- 次世代自動車の普及啓発
- 公用車等への率先導入

# (3) 関係機関・団体等における取組内容

「第2次なごや自動車環境対策アクションプラン」では、目標達成に向けた主な対策について以下のように体系化し、取りまとめている。



これらの各対策について、本協議会はじめ関係機関・団体等における取組状況は次のとおりである。

# ア 発生源対策

動車単体規制の強化自メ等るけ 使車査最新規制適合車等動一に働用の・国望け動一に働用の・へ働車一対か程導要かの((2)規望((2)	(市環境局) (愛知県環境部) 然料対策に関する要望 (市環境局) 非出ガス低減技術開発・実用化等に係る 動きかけ (市環境局)	事業等	平成27年度に予定されている 施策・事業等 ○継続実施 ○継続実施 ○継続実施 ○継続実施 ○継続実施	いる施策・事業等
動車単体規制の強化自メ等るけ 使車査最新規制適合車等への動一に働用の指へ・動一に働用の指へ・か車一対か程要かがはデしい自基效対 (②(略)	国に対する規制強化 の働きかけ (市環境局) (愛知県環境部) 然料対策に関する要望 (市環境局) 排出ガス低減技術開発・実用化等に係る 動きかけ (市環境局) ディーゼル車を対象と した街頭検査	・排出ガス規制の強化、自動車の省エネルギー対策の推進等     (大都市環境保全主管局長会議(市環境局))     (名古屋市自動車公害対策推進協議会)     国への要望     ・対策地域外からの排出ガス規制非適合車の流入抑制のため、ステッカー貼付の義務づけを図ること (愛知県環境部)     回家予算に関する要望(~H25年度)     ・バイオ燃料の普及のための財政的措置及び基盤整備(大都市環境保全主管局長会議(市環境局))     ひ技術開発の推進(名古屋市自動車公害対策推進協議会)    六大都市自動車技術評価委員会によるメーカーヒアリング等を通じての働きかけ (市環境局)     使用過程ディーゼル車の黒煙を対	<ul><li>継続実施</li><li>継続実施</li></ul>	
大字のけ   使車査   最新規制適合車等への   大字のけ   使車査   国望け   でき   のき   のき   でき   でき   でき   でき   でき	望 (市環境局) 非出ガス低減技術開発・実用化等に係る動きかけ (市環境局) ディーゼル車を対象とした街頭検査	対策地域外からの排出ガス規制非適合車の流入抑制のため、ステッカー貼付の義務づけを図ること (愛知県環境部)     国家予算に関する要望(~H25年度)     バイオ燃料の普及のための財政的措置及び基盤整備(大都市環境保全主管局長会議(市環境局))     技術開発の推進(名古屋市自動車公害対策推進協議会)     六大都市自動車技術評価委員会によるメーカーヒアリング等を通じての働きかけ (市環境局)     使用過程ディーゼル車の黒煙を対	〇 継続実施	
望(i)排発側(i)デし(i)自メ等るけ 使車査国望け車ーすか 過検導へ働できるけ 使車査国望けのきのきのきのできるが、(i)自基效対(i)	望 (市環境局) 非出ガス低減技術開発・実用化等に係る動きかけ (市環境局) ディーゼル車を対象とした街頭検査	バイオ燃料の普及のための財政的 措置及び基盤整備 (大都市環境保全主管局長会議 (市環境局))     技術開発の推進 (名古屋市自動車公害対策推進協議会)     六大都市自動車技術評価委員会 によるメーカーヒアリング等を通じ ての働きかけ (市環境局)     使用過程ディーゼル車の黒煙を対		
大等るけ 中本か 一すか 一時 他車査最新規制適合車等への へ働 へ のき のき のき のき のき のき のき 一点 一点 一点 一点 一点 一点 一点 一点 一点 一点 一点 一点 一点 一点 一点 一点 一点 一点 一点 一点 一点 一点 一点 一点 一点 一点 一点 一点 一点 一点 一点 一点 一点 一点 一点 一点 一点 一点 一点 一点 一点 一点 一点 一点 一点 一点 一点 一点 一点 一点 一点 一点 一点 一点 一点 一点 一点 一点 一点 一点 一点 一点 一点 一点 一点 一点 一点 一点 一点 一点 一点 一点 一点 一点 一点 一点 一点 一点 一点 一点 	発・実用化等に係る 動きかけ (市環境局) ディーゼル車を対象と Jた街頭検査	○ 技術開発の推進 (名古屋市自動車公害対策推進協議会) ○ 六大都市自動車技術評価委員会 によるメーカーヒアリング等を通じ ての働きかけ (市環境局) ○ 使用過程ディーゼル車の黒煙を対		
大等るけ 中本か 一すか 一時 他車査最新規制適合車等への へ働 へ のき のき のき のき のき のき のき 一点 一点 一点 一点 一点 一点 一点 一点 一点 一点 一点 一点 一点 一点 	発・実用化等に係る 動きかけ (市環境局) ディーゼル車を対象と Jた街頭検査	(名古屋市自動車公害対策推進協議会)  六大都市自動車技術評価委員会によるメーカーヒアリング等を通じての働きかけ (市環境局)  使用過程ディーゼル車の黒煙を対		
東京・指 東京・指 東京・ 東京・ 東京・ 東京・ 東京・ 東京・ 東京・ 東京・	<b>」た街頭検査</b>			
新望・働きか 規制 適合車等への (できる)		象とした街頭検査・指導の実施 H26年度2回 23台実施(県内)	国道23号等主要道路での 検査・指導	
新望・働きか 規制 適合車等への (できる)		○ 硫黄分濃度測定器を使用した不 正軽油(規格外燃料)を対象とした 街頭検査・指導の実施 H26年度5回 39台実施(県内)	○ 継続実施	
の	自動車NOx・PM法に 基づく車種規制の実 物性を高めるための 対策強化の働きかけ (市環境局) (愛知県環境部) (あいち自動車環境戦	<ul><li>○ 国家予算に関する要望</li><li>・対策地域の拡大、ステッカー貼付の義務化</li><li>・ NOx・PM低減処理装置の早期開発 (大都市環境保全主管局長会議 (市環境局))</li></ul>	○ 継続実施	
進	路会議)	<ul> <li>国への要望</li> <li>ステッカー貼付の義務づけ(再掲) (愛知県環境部)</li> <li>あいち新世紀自動車環境戦略</li> <li>②ディーゼル車クリーン作戦 H22年度までの早い時期にディーゼル車からのPM排出量を半減 (H12年度比)(~H25.3.27)</li> </ul>	○ 継続実施	
		○あいち自動車環境戦略2020 使用過程ディーゼル車の規制の実施、従来車の低公害車及び最新規制適合車への転換を促進するほか、啓発活動を実施(H25.3.28~)	○ 継続実施	○継続実施
メーカー 産等に対す き	最新規制適合車の生産及び販売に係る働きかけ (市環境局)		〇 継続実施	
lt (	(TENCOUPE)	<ul><li>○ 自動車工業会への要望</li><li>・ 次期規制適合車の早期市場投入 促進 (名古屋市自動車公害対策推進協議会)</li></ul>	○ 継続実施	
	自動車NOx・PM法、 道路運送車両法に基	○ 自動車NOx・PM法及び道路運送 車両法に基づく規制(H14.10施行) ・ 自動車検査証に排出基準への適 否、使用可能最終日を記載	〇 継続実施	

	区 分	施策·事業等 (実施機関名)	事業等	施策•事業等	平成28年度以降に予定されて いる施策·事業等
新規制適	最新規制第一条の代表を持続を持続している。	車種規制非適合車の 使用抑制等に関する 取り組み (愛知県環境部) (市環境局)	○ H22年8月に制定・施行した「貨物 自動車等の車種規制非適合車の 使用抑制等に関する要綱」に基づ き、車種規制非適合車の使用抑制 等を働きかけ	○ 継続実施	○ 継続実施
車等へ	け、助成 誘導策の 充実等	事業者等に対する最 新規制適合車等への 代替に対する助成、 指導等	(愛知県環境部・市環境局) ○各種助成・融資制度による代替促進支援 ・愛知県環境対策資金融資制度	(愛知県環境部・市環境局) ○継続実施	(愛知県環境部・市環境局)
の代替促進(つづき)		(愛知県環境部、産業 労働部) (愛知県トラック協会) (市環境局) (名古屋商工協同組合 協会)	H25年度:0台 (愛知県環境部) ・愛知県経済環境適応資金 (愛知県産業労働部) ・近代化基金融資 (ポスト新長期規制適合車導入事業 H26年度:540台) (愛知県トラック協会) ・最新規制適合自動車代替促進事業 H26年度:16台 ・名古屋市環境保全設備資金融資	・近代化基金融資 台数未定(ポル新長期規制 適合車導入事業)	• 継続実施
			<ul> <li>・名占屋市環境保全設備資金融資制度 H26年度:1台 (市環境局)</li> <li>・機関誌「協会だより」での市助成制度の情報提供・啓発 (名古屋商工協同組合協会)</li> </ul>	金融資制度 台数未定 (市環境局) ・機関誌「協会だより」に掲載	• 継続実施
公	望・働きか け	補助制度、優遇措置 の拡充強化の要望 (愛知県環境部) (市環境局)	<ul> <li>○ 国家予算に関する要望</li> <li>・低公害・低燃費車の導入、燃料・電源供給施設整備のための補助制度・税制上優遇措置の拡充・継続等</li> <li>(大都市環境保全主管局長会議(市環境局))(名古屋市自動車公害対策推進協議会)</li> <li>○ 国への要望低公害車の導入補助制度の充実</li> </ul>	〇 継続実施	
	自動車 メーカー 等に対す る働きか け	低公害車技術開発・ 実用化等に係る働き かけ (市環境局) (全国ハイヤー・タク シー連合会)	(愛知県環境部) ○ 六大都市自動車技術評価委員会による要望、メーカーヒアリング等を通じての働きかけ (市環境局) ○ 自動車工業会への要望(名古屋市自動車公害対策推進協議会) ○「ハイブリッドLPG車の開発」 (全国ハイヤー・タクシー連合会)	○ 継続実施	
公害・低燃費車の普及	低公害・ 低燃費車 の導入	低公害・低燃費車の 導入 (中部経済産業局) (中部地方整備局) (中部地方環境事務所) (愛知県環境部)	<ul> <li>○低公害・低燃費車の率先導入による普及啓発</li> <li>・中部経済産業局(H26年度末)ハイブリッド車:2台</li> <li>・中部地方整備局低公害車の導入</li> <li>・中部地方環境事務所ハイブリッド車:2台低排出ガスかつ低燃費車:2台(うち1台はアイドリングストップ装置装着)</li> <li>・愛知県庁の環境保全のための行</li> </ul>	<ul><li>○継続実施</li><li>・名古屋国道事務所 低公害・低燃費車2台交換 購入予定</li><li>・継続実施</li></ul>	• 継続実施
(つづき)			動計画、愛知県環境物品等調達 方針、あいち新世紀自動車環境戦略及びあいち自動車環境戦略 2020に基づく公用車への低公害・ 低燃費車の率先導入 (愛知県環境部)		TEMPL/NAC

区分	施策·事業等 (実施機関名)	事業等	平成27年度に予定されている 施策・事業等	平成28年度以降に予定されている施策·事業等
低計画的な公告 会に 会に 会に 会に 会に 会に 会に 会に を を は の 導入 を は と を と を と を と を と を と を と を と を と を	低公害・低燃費車の 導入(つづき) (あいち自動車環境戦略会議) (名古屋港管理組合) (NEXCO中日本)	・あいち新世紀自動車環境戦略 ①エコカー導入作戦 H22年度までにエコカー300万台普及、エコステーション200基設置 H22年度:エコカー275万台 H22年度:エコステーション232基 (~H25.3.27)		
燃費車の普及(	(名古屋高速道路公社) (市環境局) (市市民経済局) (市交通局) (ジェイアール東海バス㈱)	・あいち自動車環境戦略2020 次世代自動車等先進エコカーの 導入促進や、燃料供給施設等のイ	• 継続実施	• 継続実施
つづき)	(名鉄バス㈱) (東邦ガス㈱)	(あいち自動車環境戦略会議) ・名古屋港管理組合(H26年度末) 天然ガス自動車:2台 低排出ガス車(新☆☆☆☆、新☆ ☆☆):31台	・低排出ガス車を3台導入 (名古屋港管理組合)	・低排出ガス車導入予定 台数未定 (名古屋港管理組合)
		・ NEXCO中日本名古屋支社(H26年度末) 電気自動車3台 平成17年排出ガス基準(☆☆☆, ☆☆☆☆)適合ガソリン車:144台 (うち、ハイブリッド車:23台)	・継続実施 引き続き一般社用車につい て順次低公害車に転換 (NEXCO中日本)	・継続実施 引き続き一般社用車につい て順次低公害車に転換 (NEXCO中日本)
		NOx・PM法適合ディーゼル車: 108台 ・名古屋高速道路公社(H26年度末) ハイブリッド車:1台 低排出ガス車(新☆☆☆☆、新☆ ☆☆):22台	(名古屋高速道路公社)	
		ポスト新長期:7台、新長期:17台 ・名古屋市(H26年度末) 電気自動車 7台 ハイブリッド自動車 66台 プラグインハイブリッド車 3台 天然ガス自動車 147台 燃料電池自動車 1台 クリーンディーゼル車、 ポスト新長期:17台、第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100円の第100回列列100回列100回列100回列100回列100回列100回列100	<ul> <li>・公用車への低公害・低燃費車の導入方針(H25年7月1日改訂)に基づき導入</li> <li>・超小型電気自動車を日本郵便㈱、愛知中央ヤクルト販売㈱に試行導入(5両)(市環境局)</li> </ul>	
		ポスト新長期規制適合車 255日 低排出ガス(☆☆☆以 1,127 上)車、LPガス車 台 車両総重量3.5t超のガ ソリン車(☆☆以上)、607台 新長期規制適合車 ・なごや観光ルートバス(メーグル) への低公害車の導入		
		H21年度:ハイブリッドバス1両 (市市民経済局)(名古屋市分再掲) ・低公害バスの導入 H26年度:ポスト新長期規制適合 バス2両(低公害バス累計677両 (66.9%)、うちCNGバス60両、ハ イブリッド1両)	・低公害バスの導入 H27年度:ポスト新長期規制 適合バス10両 (市交通局)	継続実施(市交通局)
		(市交通局)(名古屋市分再掲) H26年度:ポスト新長期規制適合 バス9両 (ジェイアール東海バス㈱) H26年度:ポスト新長期規制適合	H27年度:ポスト新長期規制 適合バス9両	
		バス39両 (名鉄バス㈱) ・ 天然ガス自動車の導入 H26年度累計:638台 (東邦ガス㈱)	適合バス60両	・継続実施

施策·事業等 (実施機関名)	平成26年度までに実施された施策・ 事業等	平成27年度に予定されている 施策・事業等	平成28年度以降に予定されている施策·事業等
低公害・低燃費車の 導入(つづき) (名古屋タクシー協会) (愛知県) (名古屋市) (東邦ガス(㈱)	<ul> <li>・低公害タクシーの導入 低燃費LPGタクシー車両(☆☆☆ ☆かつ22年度燃費基準達成)の導入</li> <li>H25年度末:累計3,317台 ハイブリット車144台 ハイブリット・LPG改造車5両 (名古屋タクシー協会)</li> <li>・燃料電池自動車の導入 愛知県3台、名古屋市1台、 東邦ガス1台</li> </ul>	・継続導入 代替による逐次導入	・継続導入 代替による逐次導入
PM低減装置の導入 (ジェイアール東海バス㈱)	○ PM低減装置の導入 H24年度:5基(累計82基)		
<b>車の導入</b> (市交通局)	スへの試行導入(稲西営業所担当系統に2両)(平成22年8月~)	○ 継続実施 (市交通局)	○ 継続実施 (市交通局)
(名鉄バス㈱) (市環境局) (名古屋タクシー協会)	(市交通局) ○ 100%バイオディーゼル燃料を使用した路線バスの試験運行開始(名古屋ー津島線、岩塚線において6両で運行)(平成21年4月~)	○ 継続実施 (名鉄バス㈱)	○ 継続実施 (名鉄バス㈱)
	○ 100%バイオディーゼル燃料をごみ 収集車へ試行導入(3両)(H21~) (市環境局) ○ UDタクシーの導入(6台)	○ 継続使用 (市環境局)	<ul><li>○継続使用</li><li>(市環境局)</li></ul>
低公害・低燃費車普及助成事業等 (中部経済産業局) (中部地方環境事務所) (中部運輸局) (愛知県環境部) (愛知県トラック協会) (愛知県バス協会)	(名面医ダクシー協会)	<ul> <li>継続実施(愛知県内トラック未定、バス未定、タクシー未定) (中部運輸局)</li> <li>トラック(CNG、ハイブリッド、電気自動車、バス(CNG、ハイブリッド)、電気自動車乗用車、燃料電池自動車</li> <li>自動車税の課税免除の実施 (愛知県環境部)</li> <li>継続未定</li> <li>継続実施</li> </ul>	· 未定
	(実施機関名) 低公害・低燃費車の 導入(つづき) (名 古屋タクシー協会) (名 古屋タクシー協会) (名 古屋の場合) (名 古屋の場合) (東邦ガス(株)) 環境にイアールをしい自動車の導入 (がエイアールもしい自動車の導入) (市交通局) (名 は、大概) (市環境局) (名 古屋タクシー協会) (本理学の場合) (本理学の場合) (を知り、で、大ので、大ので、大ので、大ので、大ので、大ので、大ので、大ので、大ので、大	(実施機関名) 事業等	実施機関名)

Z		施策·事業等 (実施機関名)			平成28年度以降に予定されて いる施策·事業等
公害·低燃	氏氏が導入が ・車促助 変を 変を でつづき ・車促助 ・車に のできる。	低公害・低燃費車普 及助成事業等(つづき) (愛知県トラック協会) (愛知県バス協会) (愛知県産業労働部) (市環境局) (東邦ガス㈱) (日本LPガス協会)	<ul> <li>・先進環境対応型ディーゼルトラックに対する補助トラック96台(H24年度限り)(愛知県トラック協会受付分)</li> <li>・運輸事業振興助成交付金制度H26年度:CNG車10台、ハイブリッド車54台(愛知県トラック協会)H26年度:H27年度燃費基準達成車45台(愛知県バス協会)</li> </ul>	・ 台数未定 (愛知県トラック協会)	
及(つづき)			<ul> <li>・愛知県経済環境適応資金 (愛知県産業労働部)</li> <li>・名古屋市環境保全設備資金融資制度 H26年度:電気自動車1台、プラグインハイブリッド車1台、ハイブリッド車3台 (市環境局)</li> <li>・天然ガス自動車導入応援キャンペーン H26年度:33台 (東邦ガス㈱)</li> <li>・石油製品利用促進対策事業補助金(石油ガス自動車導入促進対策事業) H26年度:1.98億円</li> <li>・H24年度 災害時対応型LPがス自動車導入対策補助金 2.5億円</li> </ul>	<ul> <li>台数未定         <ul> <li>(市環境局)</li> </ul> </li> <li>台数未定         <ul> <li>CNGトラック 20万円/台、大型CNGトラック(金額未定)助成等</li> <li>(東邦ガス(株))</li> </ul> </li> </ul>	・未定
	基盤整備 の促進	<b>電気自動車(EV)用</b> <b>急速充電スタンドの整備</b> (NEXCO中日本)	(日本LPガス団体協議会) (日本LPガス協会) (日本LPガス協会) 電気自動車用急速充電システムの整備 ・名古屋支社管内24箇所のSAに整備 うち愛知県内は東名高速道路 上郷SA(上/下線)、伊勢湾岸道 刈谷PA(上/下線)、名神高速道路 尾張一宮PA(上/下線)の6箇所	○ 継続実施 ・名古屋支社管内8箇所のS	○整備予定無
		電気自動車(EV)・プラグインハイブリッド 自動車(PHV)充電設備の整備 (中部経済産業局) (愛知県環境部)	<ul><li>○ 次世代自動車充電インフラ整備促進事業(H24年度補正~)</li><li>(中部経済産業局)</li><li>○ 県庁本庁舎への充電インフラの整備 (愛知県環境部)</li></ul>		○未定
		燃料電池自動車用水 素供給設備の整備 (中部経済産業局) (愛知県産業労働部)	<ul><li>○燃料電池自動車用水素供給設備 設置補助事業(H25~) (中部経済産業局)</li><li>○移動式水素ステーションの設置・運 用が可能な普及啓発の場を県庁 敷地内に整備 (愛知県産業労働部)</li></ul>		
		燃料供給施設の整備 (東邦ガス㈱) (中部地方整備局) (日本LPガス協会) (NEXCO中日本)	<ul> <li>○ 市内天然ガススタンド整備状況</li> <li>天然ガススタンド 10ヶ所</li> <li>※市交通局鳴尾営業所及び民間事業者の急速充填所各1ヶ所を含む (東邦ガス株)</li> <li>○ 天然ガス小型充填設備(H14年度) (中部地方整備局)</li> <li>○ LPガススタンド設置促進事業 (H23:全国でLPG専用スタンド21基うち愛知県内1基) H23年度で</li> </ul>		
			終了 (日本LPガス協会) ○ 天然ガススタンド(エコ・ステーション) 名古屋支社管内2箇所のSAに整備 うち愛知県内は東名高速道路上郷SA(上/下線)の2箇所 (NEXCO中日本)		○ 新規整備予定無

[	区 分	施策·事業等 (実施機関名)	平成26年度までに実施された施策・ 事業等	平成27年度に予定されている 施策・事業等	平成28年度以降に予定されて いる施策・事業等
公害·低燃	低燃費車 に関する 情報の提 供、普及 啓発の充	推進組織の整備等 (中部運輸局) (中部経済産業局) (愛知県環境部、産業 労働部) (中部経済連合会)	<ul><li>○ 中部低公害車普及促進協議会の 運営 (中部運輸局)</li><li>○ 次世代自動車産業地域産学官</li></ul>	<ul><li>○継続実施 (中部運輸局)</li><li>○継続実施</li><li>・次世代の自動車関連技術 の開発を目指す研究会活動 の促進</li></ul>	○継続実施
費車の普及	実			・ 次世代の自動車関連技術 の最新動向を発信する技術 開発動向セミナーの開催	
及			<ul><li>○ 中部充電インフラ普及コンファレンスの運営(H22~26年度)</li></ul>		
つづき)			○ 中部FCV水素供給インフラ整備推 進会議の運営	<ul><li>○継続実施</li><li>・水素ステーション整備支援</li><li>・FCV試乗などのイベント出展や各種情報発信等による普及啓発活動</li></ul>	
			の運営(H21~32年度)	○ 継続実施 ○ 継続実施	○ 継続実施 ○ 継続実施
			(愛知県環境部) ○あいち次世代自動車インフラ整備 推進協議会の設置・運営(H25年 度~)	(愛知県環境部) ○ 継続実施	
			(愛知県産業労働部、環境部) ○あいちFCV普及促進協議会の運 営(H17年度~)	○ 継続実施	
			(愛知県産業労働部) ○ 次世代自動車部会の新設 普及に向け議論(H24年度~) (中部経済連合会)	(愛知県産業労働部) ○活動内容の取りまとめ・提言 (中部経済連合会)	<ul><li>○ 実証試験等アクションの企 画検討</li></ul>
		環境にやさしい自動 車の情報提供、普及 啓発	○ 低燃費車(燃費目標基準値達成 車)についての市民・事業者への 情報提供と普及啓発	〇 継続実施	
		(中部運輸局) (愛知県環境部) (市環境局)	○「低排出ガス車認定実施要領」による低排出ガス車の普及(低減レベル識別ステッカーの貼付)	○ 継続実施	
		(東邦ガス(株))	○ 超低PM排出ディーゼル車の認定 制度を創設(認定自動車にステッ カーを貼付)	○ 継続実施	
			カー制度の創設	○ 継続実施	
			H20年1月1日施行 (中部運輸局) ○ 低排出ガス車認定制度普及のため のリーフレットの作成	(中部運輸局)	
			<ul><li>○「あいち新世紀自動車環境戦略」 に基づく施策の推進(~H25.3.27)</li><li>○「あいち自動車環境戦略2020」に</li></ul>	○ 継続実施	○ 継続実施
			基づく施策の推進(H25.3.28〜) ○「EV・PHVタウン」モデル事業の 実施(H21〜25年度)		
			○「EV・PHVタウン」事業の実施 (H26~32年度)	○ 継続実施	○継続実施
			(愛知県環境部) ○燃料電池自動車を活用した普及 啓発の実施(再掲)	(愛知県環境部) ○ 継続実施	(愛知県環境部)
			(愛知県環境部、東邦ガス㈱、市環境局) ○ 次世代自動車ハンドブックの作成 (H24年度) (市環境局)	(愛知県環境部、東邦ガス㈱、市環境局) ○ 市ホームページ等で情報提供 ○ エコカーガイドの作成 (市環境局)	

区分	施策·事業等 (実施機関名)	平成26年度までに実施された施策・ 事業等	施策•事業等	平成28年度以降に予定されて いる施策·事業等
低公害・低燃費車の普及(つづき)低低に情供啓実き会験すの普のづきのがある。	低公害車フェア等の実施 (環境デーなごや実行委員会) (日本ガス協会) (愛知県LPガス協会) (東邦ガス(株))	(環境デーなごや実行委員会) ・イベントでの天然ガス自動車及び LPG車の展示・試乗等 あいち都市緑化フェア(CNG車) (H25年4月29日) 名古屋モーターショー(CNG車) (H25年12月12日~15日) 人とくるまのテクノロジー展(CNG車) (H26年12月11日~12日) 名古屋陸送大型CNGトラック出発式 (H27年3月5日) (日本ガス協会、愛知県LPガス協	<ul> <li>継続実施</li> <li>環境デーなごや (9月19日) (環境デーなごや実行委員会)</li> <li>イベントでの天然ガス自動 車及びLPG車の展示 名古屋モーターショー(CNG車) (H27年11月20日~23日)</li> <li>(日本ガス協会、愛知県LPガス協会、東邦ガス株)</li> </ul>	○継続実施
	行政による普及方針 等の策定とそれに基 づく情報の提供、普及 啓発 (愛知県環境部、産業 労働部)		○ 継続実施	○継続実施
	条例による低公害車 の導入促進 (愛知県環境部) (市環境局)	(愛知県産業労働部)  ・県・市条例による規定 ・低公害車の購入等に対する努力規定 ・自動車販売業者による環境情報の説明義務付け (愛知県環境部・市環境局) ・県民生活環境条例(第80条)に基づく、事業者に低公害車の導入及び状況報告の義務付け(H19年4月1日施行) (愛知県環境部)	<ul><li>○継続実施</li><li>○継続実施</li></ul>	
	グリーン配送の実施 (愛知県) (名古屋市) 研修等における低公 害・低燃費車の情報 提供 (中部運輸局) (愛知県環境部) (東邦ガス(株)) (愛知県LPガス協会)	○グリーン配送制度の導入 H17年12月27日~(愛知県) H18年12月1日~(名古屋市) ○自動車運送事業者(運行管理者、整備管理者)、自動車整備事業 者、自動車検査員等研修会等の 開催 (中部運輸局) ○あいち自動車環境戦略推進大会の開催(愛知県環境部) ○各種イベントでの天然ガス自動車の展示、総合カタログ等の作成・配布 (東邦ガス㈱) ○LPG車普及啓発資料の作成、配布		<ul><li>継続実施</li><li>継続実施</li></ul>

区分	施策·事業等 (実施機関名)	平成26年度までに実施された施策・ 事業等	施策•事業等	平成28年度以降に予定されている施策·事業等
エコドライブ の推進	環境にやさしい自動 車の率先的導入 (市交通局)	<ul><li>○ アイドリングストップバスの導入</li><li>・ 市バス:累計952両(CNG車除く全車両の100%)</li></ul>	○継続実施 ・ 市バス:10両予定	○ 継続実施
	(名鉄バス㈱) (三重交通㈱) (名古屋タクシー協会)	H26年度:2両 ・名鉄バス:555両(H26年度) (全一般乗合車両の99%) ・三重交通:24両(H26年度:3両)	・ 名鉄バス 41両予定(99%) ・ 三重交通:1両予定	<ul><li>・ 名鉄バス: (未定)</li><li>・ 三重交通: 毎年2~3両程度導入</li></ul>
		<ul><li>○ アイドリング・ストップ・タクシーの導入 H26年度末: 累計3,912台 (名古屋タクシー協会)</li></ul>	代替による逐次導入	<ul><li>○継続実施</li><li>代替による逐次導入</li><li>(名古屋タクシー協会)</li></ul>
	環境に配慮した自動 車の導入・運行への 助成・支援	<ul><li>○ エコドライブ支援機器の導入助成 H26年度:46基</li><li>○ アイドリング・ストップ支援機器の導</li></ul>	○ 継続実施	
	(愛知県トラック協会)	入助成 H26年度:45基 ○ エコタイヤ導入助成 H26年度:934本	器の導入助成	
	<b>アイドリング・ストップ</b> <b>の義務化</b> (愛知県環境部) (市環境局)	<ul><li>○ 条例によりアイドリング・ストップを 義務化 (H15年10月1日施行) (愛知県環境部・市環境局)</li></ul>	○ 継続実施	〇 継続実施
	アイドリング・ストップ <b>給電スタンドの整備</b> (NEXCO中日本)	(愛知県県県部・川県県内) ○ SA・PAへの外部電源式アイドリングストップ給電スタンドの整備 ・ 名古屋支社管内4箇所のSAに整備 うち愛知県内は伊勢湾岸自動車道 刈谷PA(上/下線)の2箇所	○整備予定無	○整備予定無
	自動車エコ事業所の 認定 (あいち自動車環境戦 略会議)	○ あいち自動車環境戦略の施策に 取組む事業所を認定し、認定証・ 表示板を交付 累計:99事業所	○ 継続実施	
	自動車NOx・PM法に 基づく適正運転等に ついての事業者指導 (中部運輸局) (愛知県環境部)	○ 自動車NOx・PM法に基づく事業者指導 (中部運輸局) ○ 自動車使用管理計画書を基に適 正運転の実施や走行量の削減等 を指導(H14年度~) (愛知県環境部)	○ 継続実施 ○ 継続実施	
	エコドライブ支援装置 の導入 (名鉄バス(株)) (三重交通(株)) (市交通局) (愛知県トラック協会) (名古屋タクシー協会)	○ エコドライブ支援装置等の導入によるエコドライブの推進 ・ デジタルタコグラフ導入によるエコドライブの推進及びドライブレコーダーによるエコドライブの推進名鉄バス㈱:全車両導入三重交通㈱:全車両導入・デジタルタコグラフ付きドライブレコーダーによるエコドライブの推進市バス:全車に導入完了(~H24年度)	○ 継続実施	
		・優良職場コンクールの実施 (エコドライブ等を評価)(H24年度~) (市交通局)	・継続実施	・継続実施
		<ul> <li>燃費コンテストの実施         <ul> <li>(三重交通㈱)</li> <li>デジタルタコグラフ導入助成 H26年度 4,082基 (愛知県トラック協会)</li> </ul> </li> <li>GPSの導入 デジタルGPSの導入 5,033台 GPSの導入 185台 無線活用による半自動 266台</li> </ul>	・年2回実施 ・継続実施	・継続実施
		無線活用による動態表示 706台 ・スマートフォンによるタクシー配車サービス(第一交通グループ、つばめグループ、名鉄グループ、MKタクシー、フジタクシーグループ) (名古屋タクシー協会)		

区分	施策·事業等 (実施機関名)	平成26年度までに実施された施策・ 事業等	施策•事業等	平成28年度以降に予定されて いる施策·事業等
低公害・低燃費車の普及(つづき)低低に情供啓実き会議すの普のづきのがある。	低公害車フェア等の実施 (環境デーなごや実行委員会) (日本ガス協会) (愛知県LPガス協会) (東邦ガス(株))	(環境デーなごや実行委員会) ・イベントでの天然ガス自動車及び LPG車の展示・試乗等 あいち都市緑化フェア(CNG車) (H25年4月29日) 名古屋モーターショー(CNG車) (H25年12月12日~15日) 人とくるまのテクノロジー展(CNG車) (H26年12月11日~12日) 名古屋陸送大型CNGトラック出発式 (H27年3月5日) (日本ガス協会、愛知県LPガス協	・イベントでの天然ガス自動 車及びLPG車の展示 名古屋モーターショー(CNG車) (H27年11月20日〜23日) (日本ガス協会、愛知県LPガス 協会、東邦ガス㈱)	○継続実施
	行政による普及方針 等の策定とそれに基 づく情報の提供、普及 啓発 (愛知県環境部、産業 労働部)		○ 継続実施	○継続実施
	条例による低公害車 の導入促進 (愛知県環境部) (市環境局)	(愛知県産業労働部)     県・市条例による規定     低公害車の購入等に対する努力規定     自動車販売業者による環境情報の説明義務付け (愛知県環境部・市環境局)     県民生活環境条例(第80条)に基づく、事業者に低公害車の導入及び状況報告の義務付け(H19年4月1日施行) (愛知県環境部)	<ul><li>○継続実施</li><li>○継続実施</li></ul>	
	グリーン配送の実施 (愛知県) (名古屋市) 研修等における低公 害・低燃費車の情報 提供 (中部運輸局) (愛知県環境部) (東邦ガス(株)) (愛知県LPガス協会)	○グリーン配送制度の導入 H17年12月27日~ (愛知県) H18年12月1日~ (名古屋市) ○自動車運送事業者(運行管理者、整備管理者)、自動車整備事業 者、自動車検査員等研修会等の 開催 (中部運輸局) ○あいち自動車環境戦略推進大会の開催 (愛知県環境部) ○各種イベントでの天然ガス自動車の展示、総合カタログ等の作成・配布 (東邦ガス㈱) ○LPG車普及啓発資料の作成、配布		<ul><li>継続実施</li><li>継続実施</li></ul>

区	分	施策•事業等 (実施機関名)	平成26年度までに実施された施策・ 事業等	平成27年度に予定されている 施策・事業等	平成28年度以降に予定されて いる施策・事業等
エコド		エコドライブの普及促		・継続実施	・継続実施
の推進 き)	<u> </u>	(愛知県トラック協会)	グ・ストップの啓発 ・ 不正改造車排除の広報啓発(6月の強化月間、年6回の街頭点検に参加)	・継続実施	・継続実施
		(名古屋タクシー協会) (名古屋商工会議所) (名古屋商工協同組合協会) (中部経済連合会)	・エコドライブ啓発ポスターを6月と 12月に名古屋駅構内及び車検場 内にある会議所各事務所窓口等 に掲示	・継続実施	• 継続実施
			(愛知県自動車会議所) ・交通安全実施要領によるアイドリング・ストップや深夜・早朝の静音走 行運転のよびかけ		
			・エコドライブ講習、エコドライブマイスター養成研修の開催	・ 継続実施	
			H26年度:参加993名 ・ 自動車環境改善等に関するマスメ ディアを通じての広報	・継続実施	
			・グリーン経営認証取得・更新助成制度 H26年度:49事業者	・継続実施	
			<ul> <li>グリーン・エコプロジェクト事業の実施 H26年度:参加33事業所、事業者 864両</li> </ul>	・継続実施	
			各種啓発ポスターの会員配布     自動車の点検整備適正指導     (愛知県トラック協会)		
			・アイドリング・ストップ運動の推進 タクシー特措法の事業認定66社	• 継続実施	
			・エコドライブ啓発用シールの貼付 一般タクシー全車両対象	• 継続実施	
			・「エコドライブ10のすすめ」ポスター 掲示	・ 継続実施	
			法人タクシー87社の営業所に掲示・グリーン経営認証取得(交通エコロジー・モビリティ財団) 20社	・7社取得予定	
			(名古屋タクシー協会)	(名古屋タクシー協会)	
			<ul><li>○機関誌等による普及啓発</li><li>・機関誌、ホームページ等での会員 啓発</li></ul>	• 継続実施	・継続実施
			(名古屋商工会議所) ・機関誌「トラックあいち」、ホームページ等で会員に周知(愛知県トラック協会)	• 継続実施	• 継続実施
			・機関誌「協会だより」に掲載 (名古屋商工協同組合協会) ・機関誌「中経連」に、「エコドライブ	・継続実施	・継続実施
			セミナー」の開催案内を掲載し、会員に周知(~H25年度)		
排排出対象	型建	  排出ガス対策型建設  機械指定制度の推進	(中部経済連合会) ○排出ガス対策型建設機械指定制 度(第3次基準)(H18年3月)	○ 継続実施	○継続実施
ガ設機ス使用対	護概の 目	(中部地方整備局) (愛知県建設部) (名古屋市)	(中部地方整備局、 愛知県建設部、名古屋市) ○排出ガス対策型建設機械の使用	○ 継続実施	○継続実施
策		(NEXCO中日本)	促進(NEXCO中日本)		
ス対策型建設機械の政使		(名古屋高速道路公社)	○ 排出ガス対策型建設機械指定制度(第3次基準)(H18年3月)に基づき指定された排出ガス対策型建設機械の使用原則化	○ 継続実施	○ 継続実施
וכטן			(名古屋高速道路公社)	(Allocation to the	
便オフ用車対		オフロード特殊自動 車の排出ガス規制適 合車の利用促進	○ 関係業界団体等への啓発 「建設機械等からのNOx・PM排出 削減マニュアル」の作成、配布	○ 継続実施	
$\Box$		(愛知県環境部、建設部)	(愛知県環境部、建設部)		

イ 交通量対策

イ 交通量対 区 分	施策·事業等	平成26年度までに実施された施策・ 事業等	平成27年度に予定されてい る施策・事業等	平成28年度以降に予定され ている施策·事業等
用 交通機関 車 の整備促	(実施機関名) なごや新交通戦略推 進プランに基づく施 策・事業 (市住宅都市局)		<ul> <li>○ なごや新交通戦略推進プランの推進目標年次:平成32年度</li> <li>○ 公共交通計画の検討</li> <li>○ なごや交通まちづくりプランの推進</li> <li>○ 交通エコライフの推進</li> </ul>	<ul><li>○継続実施</li><li>○継続実施</li><li>○継続実施</li><li>○継続実施</li></ul>
から公共交通機関等		モビリティ・マネジメントの普及啓発 (交通まちづくりホームページの活用等)	・ モビリティ・マネジメントの普 及啓発(交通まちづくりホー ムページの活用等)	○ № 机 天 加
関等への転換	交通需要マネジメント (TDM)施策の推進 の要望 (市環境局)	○ 国家予算に関する要望 公共交通機関の利便性向上、ITS を活用した情報提供システムの確立 (大都市環境保全主管局長会議	○ 継続実施	
揆	鉄道網の整備 (東海旅客鉄道㈱) (名古屋鉄道㈱) (近畿日本鉄道㈱) (東海交通事業㈱) (愛知環状鉄道㈱) (上飯田連絡線㈱) (名古屋臨海高速鉄道㈱) (市住宅都市局) (市交通局)	(市環境局))  ◇整備状況 (市内)  JR東海 4路線 60.1km 名 鉄 6路線 43.7km 近 鉄 1路線 8.9km 東海交通事業 1路線 11.2km (近郊舎む) 地下鉄 6路線 93.3km あおなみ線 1路線 15.2km ・地下鉄桜通線の延伸 野並~徳重:4.2km 平成23年3月27日開業 (市交通局)		
	新交通システムの整備 (名古屋ガイドウェイバス㈱) (愛知高速交通(㈱)	(近郊)  愛知環状鉄道 1路線 45.3km  ◇整備状況 (市内)  志段味線 1路線 6.8km (H13年3月開業) (近郊)  東部丘陵線 1路線 8.9km		
	駅前広場の整備 (市住宅都市局、緑政 土木局)	(H17年3月開業) ○駅前広場の整備促進による鉄道と 道路との有機的な連携の強化 ①鳴海南駅前広場(H21年度整備完了) ②有松駅前広場(H15年度整備完了) ③茶屋ヶ坂駅前広場 (H15年度整備完了) ④中島駅前広場(H16年度整備完了) ⑤自由ヶ丘駅前広場 (H15年度整備完了) ⑥大曽根西駅前広場 (H18年度整備完了) ⑦八田北駅前広場 (近畿日本鉄道㈱、H18年度整備完了) 八田南駅前広場 (JR、H17年度整備完了) 別南大高駅前広場(H20年度整備完了) ⑨南大高駅前広場(H20年度整備完了)	○継続整備	○ 継続整備 鳴海北駅前広場 (H28年度整備完了予定)

区分	施策·事業等 (実施機関名)	平成26年度までに実施された施策・ 事業等	平成27年度に予定されてい る施策・事業等	平成28年度以降に予定され ている施策・事業等
自家用車から公共交通機関等利い通整つというではきりが出りである。	鉄道車両・施設の改 良、整備等 (東海旅客鉄道㈱) (名古屋鉄道㈱) (近畿日本鉄道㈱) (市交通局) (名古屋臨海高速鉄道㈱) (名古屋に海高速鉄道㈱) (名古屋ガイドウェイバス㈱) (名鉄バス(㈱)) (愛知高速交通㈱)	○ 車両の改良、整備等 ・ 新型(新造)車両の導入 JR:32両(H24)、44両(H26) 名鉄:24両(H24)、16両(H25)、 0両(H26) 近鉄:6両(H26) 市交通局:42両(H24)、36両 (H25)、36両(H26) 名古屋ガイドウェイバス:3両	<ul> <li>継続整備</li> <li>新型(新造)車両の導入 JR:36両 名鉄:20両 市交通局:12両</li> <li>地下鉄東山線ATO(自動 列車運転装置)導入 (平成27年9月1日導入開 始)</li> <li>(市交通局)</li> </ul>	<ul><li>○継続整備</li><li>・新型(新造)車両の導入 名鉄:16両 近鉄:54両(H28~30年度) 市交通局:継続導入</li></ul>
優関等への 転換		• 車両の改造·機器更新、転落防止幌取付名鉄:《H24》52両(車両機器更新、 転落防止幌取付)、《H25》48両(車 両機器更新、転落防止幌取付)、 《H26》6両(車両特別整備)、38両 (転落防止幌取付)	・ 車両の改造、転落防止幌取付 名鉄:22両(車両特別整備) 、24両(転落防止幌取付)	・車両の改造 名鉄:22両(車両特別整備)
(つづき)		近鉄:29両(車体更新 H26) 市交通局:33両(機器更新) ・車両改造(バリアフリー化等) JR:393両(優先席表示の拡充) 近鉄:バリアフリー化工事の進捗率 車内案内表示装置取付 45.3% 転落防止外幌取付 100.0% 車椅子スペース取付 45.7% ・運行管理機器の更新	近鉄:3両(車椅子スペー ス)	近鉄:114両(車体更新 H28 ~30年度) 市交通局:機器更新継続 ・車両のバリアフリー化 JR:237両(優先席表示の拡充) 近鉄:10両(車椅子スペース H28~30年度)
		(名古屋ガイドウェイバス㈱) ○施設の改良、整備等 ・駅舎の改築・改良等(改修、冷房化、エレベータ、エスカレータ、点字ブロックの設置、点字タイル改良、ホームの護上げ等) ・ホームの延伸等改良 ・バス・地下鉄乗継案内の充実 ・地下鉄駅構内表示器の設置 ・複合駅務端末機の導入 ・エレベータ設置 地下鉄87全駅:ホームから地上までの車いすルートの1ルート確保完了(〜H25年度) 1駅整備(名古屋)、1駅調査(丸の内) ・可動式ホーム柵の整備	<ul> <li>継続整備</li> <li>エレベータ設置</li> <li>地下鉄:1駅整備(名古屋)、1駅設計(丸の内)</li> <li>名鉄:1基(豊田本町)</li> <li>可動式ホーム柵の整備地下鉄東山線平成27年度完成</li> </ul>	<ul> <li>○継続整備</li> <li>・エレベータ設置</li> <li>地下鉄:1駅整備(名古屋)、1駅整備(丸の内)</li> <li>名鉄:1基(東大手)、2基(尼ヶ坂)</li> <li>・可動式ホーム柵の整備</li> <li>地下鉄名城・名港線平成32年度完成</li> </ul>
		・ 刊動氏が一公価の空価 地下鉄: 桜通線全線完成 ○ ICカード乗車券「manaca(マナカ)」 の導入・相互利用サービスの実施 ・ manaca(マナカ)の導入(平成23年2 月11日)(後掲) (市交通局、名古屋鉄道㈱、名鉄バス ㈱、豊橋鉄道㈱、名古屋臨海高速鉄 道㈱、名古屋ガイドウェイバス㈱) ・ JR東海「TOICA」(乗車券機能)と の相互利用開始(平成24年4月21 日)	<ul><li>○継続実施</li><li>・ manaca(マナカ)導入事業者の拡大(平成28年春)(後掲)</li><li>(愛知高速交通㈱)</li></ul>	<ul><li>○継続実施</li><li>・ manaca(マナカ)導入事業者の拡大(平成28年春)(後掲)</li><li>(愛知高速交通㈱)</li></ul>

区分	施策·事業等 (実施機関名)	平成26年度までに実施された施策・ 事業等	平成27年度に予定されてい る施策·事業等	平成28年度以降に予定され ている施策・事業等
自家用車から公共交通機関等への転換(利す交の進き)に公機備づや共関促	鉄道車両・施設の改良、整備等(つづき) (東海旅客鉄道㈱) (名古屋鉄道㈱) (近畿日本鉄道㈱) (市交通局) (名古屋臨海高速鉄道㈱) (名古屋はガイドウェイバス㈱) (名鉄バス(㈱)	・全国の交通系ICカード(乗車券機能・電子マネー機能)との相互利用開始(平成25年3月23日)「TOICA」(東海旅客鉄道(株)(電子マネー機能)「Kitaca」(北海道旅客鉄道(株)「PASMO」(PASMO協議会)「Suica」(東日本旅客鉄道(株)「PiTaPa」(スルッとKANSAI協議会)「ICOCA」(西日本旅客鉄道(株)「はやかけん」(福岡市交通局)「nimoca」(西日本鉄道(株)「SUGOCA」(九州旅客鉄道(株)、名古屋臨海高速鉄道(株)、名古屋がイドウェイバス(株)は、「TOICA」「Suica」のみ相互利用可能、電子マネー機能の相互利用は「PiT		
(つづき)	パス車両・バス停の 改良、整備等 (名鉄バス(株)) (三重交通(株)) (市交通局) (名古屋ガイドウェイバス(株)) (名古屋施海高速鉄道(株))	aPa」を除く。 ○ 車両・バス停の改良、整備等 ・ ノンステップバス等新型車両の導入(H26年度) 名鉄バス:39両(うちノンステップバス24両:累計255両) 三重交通:0両(累計6両) 市バス:2両(うちノンステップバス2両:累計997両(98.5%)) ・ バス停の新設 ・ バス運行情報システム等の整備名鉄バス:H26年度102路線市バス:ウェブサイトでバス接近情報を提供ガイドウェイバスシステム志段味線:1路線 ・ バス停上屋、照明付停留所標識、バス停シェルター、電照式停留所	三重交通:1両予定 (ノンステップバス) 市バス:10両予定(ノンス テップバス) 名鉄バス:H27年度 8路線	<ul> <li>・ 市バス:継続導入</li> <li>・ 名鉄バス: (未定)</li> <li>・ 三重交通: 毎年2~3両程度</li> <li>導入</li> <li>・ 継続実施</li> </ul>
		等の整備 ・バス・地下鉄乗継ぎ案内の設置 ・カードシステムの導入 ・バス無線の導入 ・時刻表検索システムの整備 以上(各バス運行事業者) ・ICカード乗車券「manaca(マナカ)」の導入(再掲) (市交通局、名鉄バス㈱、豊橋鉄道㈱、名古屋臨海高速鉄道㈱、名古屋ガイドウェイバス㈱)	・バス停上屋、照明付停留所標識、電照式停留所等の整備 (市交通局) ・ICカード乗車券の導入予定(三重交通)	
	地域公共交通確保維 持改善事業による事 業者支援 (中部運輸局)	○「地域公共交通確保維持改善事業 費補助(地域公共交通バリア解消 促進等事業)」の助成制度を活用 し、バス利用者の移動の利便性、 安全性の向上を図るため、バス運 行情報システムの整備、ノンステッ プバスの導入、乗継情報提供案内 板、BRTシステムの導入等に対す る助成・支援を行う。 ・PTPS車載器の導入支援 H26年度:1事業 ・バスロケーションシステムの整備 H26年度:3事業 ・情報提供案内板の整備 H26年度:2事業 ・ICカードシステムの導入支援 H26年度:1事業 ・ノンステップバス等導入支援 H26年度:71両		

区分	施策•事業等 (実施機関名)	平成26年度までに実施された施策・ 事業等	平成27年度に予定されてい る施策・事業等	平成28年度以降に予定され ている施策・事業等
自利用しや すい公共 用車の整備づ を 会 の を の を の と の と の と の と の と の と の と の と	輸送力の増強 (東海旅客鉄道㈱) (名古屋鉄道㈱) (近畿日本鉄道㈱) (市交通局)	<ul><li>○ 輸送力の増強</li><li>・鉄道車両数の増強等</li><li>・運転間隔の短縮化、延長運転</li><li>(地下鉄東山線の終電時刻延長</li><li>(H26年7月4日~))</li><li>・スピードアップ化</li><li>・路線の複線化</li></ul>	○ 継続実施	○ 継続実施
父通機関等への転換(ンドラ場の転換(	パークアンドライド駐車場の整備 (東海旅客鉄道㈱) (名古屋鉄道㈱) (近畿日本鉄道㈱) (近畿日本鉄道㈱) (東海交通事業㈱) (市住宅都市局) (愛知県建設部) (リニモ沿線パーク& ライド推進会議)	◇整備状況 〈名古屋市域から10km圏内〉	○継続整備 ・名鉄: 太田川 約80台 青山 約100台	· 名鉄: 青山 約100台
つづき)		<ul> <li>一認定制度、補助金交付制度の創設(H17年5月)</li> <li>・民間によるパークアンドライド駐車場の整備・確保(H26年度末実績)整備型22ヶ所13駅329台店舗利用型5ヶ所5駅750台郊外契約型 1ヶ所1駅50台</li> </ul>	○ 継続実施 認定制度の活用による民間 パークアンドライド駐車場の 確保及びパークアンドライド 駐車場の利用促進	○ 継続実施
		○ 名古屋都市圏P&R推進協議会に よるパークアンドライドの推進 ・ 推進方策の検討	談会によるパークアンドライ ドの推進	○ 継続実施 (市住宅都市局)
		(市住宅都市局) ○店舗利用型パークアンドライドの実施(3店舗) (愛知県建設部)	○ 継続実施 (愛知県建設部)	○ 継続実施 (愛知県建設部)
		○リニモ「愛・地球博記念公園駅」に おけるパークアンドライド ・リニモ「愛・地球博記念公園駅」北 側パーク&ライド駐車場の本格運 用開始(H18年10月~、60台) H25年2月末台数拡張(246台) (リニモ沿線パーク&ライド推進会議)	○継続整備 ・リニモ「愛・地球博記念公園 駅」北側パーク&ライド駐車 場の運用 (リニモ沿線パーク&ライド 推進会議)	<ul><li>○継続整備</li><li>・リニモ「愛・地球博記念公園 駅」北側パーク&amp;ライド駐車 場の運用 (リニモ沿線パーク&amp;ライド 推進会議)</li></ul>
	広域的なパークアンドライドの推進 (東海三県一市)	○ 東海三県一市広域環境対策協議会によるパークアンドライドの推進連絡会の設置:H16年3月~H23年5月共同ホームページ開設:H16年10月共同キャンペーン、一斉PR:H16年10月(愛知県環境部、地域振興部、建設部)(市総務局、環境局、住宅都市局)	○ 各県市による個々の取り組 み	
自転車駐車場の整備、サイクルアンドラスイドシステムの実現	自転車駐車場の整備 (東海旅客鉄道㈱) (名古屋鉄道㈱) (近畿日本鉄道㈱) (市緑政土木局)		○継続整備 ・自転車駐車場 2駅(名城公園駅・六番町駅) (市緑政土木局)	○ 継続整備
	自転車利用環境の整備 (市緑政土木局) (中部地方整備局)	<ul> <li>○ 自転車空間の整備</li> <li>・ 市道等: 約96.6km (市緑政土木局)</li> <li>○ 自転車走行空間の整備</li> <li>・ 国道1号: 約0.5 km</li> <li>・ 国道19号: 約7.5km</li> <li>・ 国道23号: 約0.6km</li> <li>・ 国道41号: 約3.0km</li> </ul>	<ul> <li>○継続整備</li> <li>・県道名古屋瀬戸線ほか:約1.3km</li> <li>(市緑政土木局)</li> <li>○継続整備</li> <li>・国道19号:約0.4 km</li> <li>(中区桜通高岳〜小川)</li> </ul>	○継続整備 (市緑政土木局) ○整備検討、継続整備
		・ 国道153号:約1.0 km (中部地方整備局)	(中部地方整備局)	

1	
<ul> <li>交 バス、市内乗入高速通勤バスの運 行・増強等を実施</li> <li>基幹バスの運行等 ◇ 整備状況(2系統:20.7km) ○ 継続整備</li> </ul>	
へ (市交通局) ・ 東郊線: 10.5km (路側走行方式) ○ 継続整備 ○ 継続整備 ○ 継続整備	ノーンの見直し

	区 分	施策·事業等 (実施機関名)	平成26年度までに実施された施策・ 事業等	る施策・事業等	平成28年度以降に予定され ている施策・事業等
家用車	機関利用	割引乗車券、施設・ 乗車セット券の発行 等(つづき) (東海旅客鉄道㈱) (名鉄バス(㈱)) (近畿日本局) (名古屋海高速鉄道㈱) (名古屋ガイドウェイバス㈱) (愛知高速交通(㈱)	<ul> <li>○ ICカード「manaca(マナカ)」の導入 (H23.2~)</li> <li>・乗車券機能 マイレージポイント 乗継割引 各事業者間の共通利用 (市交通局、名古屋鉄道㈱、名古屋臨海高速鉄道㈱、名古屋が道㈱、名鉄バス㈱、豊橋鉄道㈱)</li> <li>・電子マネー機能 (市交通局、名古屋鉄道㈱)</li> <li>○ ICカード乗車券「TOICA」の利用促進</li> <li>・「TOICA定期券」での新幹線乗車サービス(H22.3~)</li> <li>・「TOICA」での電子マネーサービス(H22.3~)</li> <li>・「TOICA」での電子マネーサービス(H22.3~)</li> <li>・「TOICA」での電子マネーサービス(H21.3~)</li> <li>・「アンド・「下の事務を除く)</li> <li>・「アント・「区間指定割引」サービス(H21.6.1~)</li> </ul>	<ul><li>○ ICカード「manaca (マナカ)」 導入事業者の拡大 (平成28年春) (愛知高速交通㈱)</li></ul>	○ ICカード「manaca (マナカ)」 導入事業者の拡大 (平成28年春) (愛知高速交通㈱)
			サービスの実施(再掲) (市交通局、名古屋鉄道㈱、名古屋臨 海高速鉄道㈱、名古屋ガイドウェイバス ㈱、名鉄バス㈱、東海旅客鉄道㈱、近 畿日本鉄道㈱) ・ICカード「ICOCA」による定期券	<ul><li>○継続実施</li><li>(市交通局、名古屋鉄道㈱、名古屋臨海高速鉄道㈱、名古屋ガイドウェイバス㈱、名鉄バス㈱、東海旅客鉄道㈱、近畿日本鉄道㈱、愛知高速交通㈱)</li></ul>	<ul><li>○継続実施</li><li>(市交通局、名古屋鉄道㈱、名古屋臨海高速鉄道㈱、名古屋ガイドウェイバス㈱、名鉄バス㈱、東海旅客鉄道㈱、近畿日本鉄道㈱、愛知高速交通㈱)</li></ul>
			サービス(H24.12~) (近畿日本鉄道㈱)		
	機関の利	モビリティ・マネジメントによる「エコ通勤」の 推進 (中部運輸局)	<ul><li>○ モビリティ・マネジメントによる「エコ 通勤優良事業所認証制度」を推進</li></ul>	○ 継続実施	
動車利用の抑		あいちエコモビリティ ライフ推進事業 (愛知県地域振興部)	○クルマと公共交通、自転車、徒歩などをかしこく使い分けるライフスタイル「エコモビリティライフ」の普及・定着を図るあいちエコモビリティライフ推進事業の実施 ・「エコモビリティライフ」推進表彰の実施 ・「県民の集い」の開催 ・あいちエコモビリティライフ推進協議会設立(H20年7月7日) ・「あいちエコモビリティライフの日(エコモビの日)」(毎月第1水曜日:H21.10制定)の普及啓発 ・普及啓発活動の実施 ・エコ通勤転換促進事業の実施 ・「エコモビ実践キャンペーン」の実施(H26~)	○ 継続実施	○ 継続実施
		環境保全の日の実施 (市環境局、交通局)	<ul><li>○環境保全の日を通じての自動車利 用自粛意識の高揚</li><li>○ドニチエコきっぷの発行による公共 交通機関利用への転換促進</li></ul>		
		スマート・ムーブ普及 啓発事業 (中部地方環境事務所)	<ul> <li>○ 地球温暖化防止活動の一環として、"「移動」を「エコ」に。"をテーマに、よりCO2排出量の少ない「移動」を推進する「smart move (スマート・ムーブ)」キャンペーンを東海エリアで実施</li> </ul>	○ 継続実施	○ 継続実施
		<b>歩行者天国の実施</b> (名古屋市商店街振興 組合連合会等)	○南大津通において歩行者天国を	○ 継続実施	○ 継続実施

	区 分	施策·事業等 (実施機関名)	平成26年度までに実施された施策・ 事業等	平成27年度に予定されてい る施策・事業等	平成28年度以降に予定され ている施策・事業等
咨	の合係の作物を持ち、		<ul><li>○ 国家予算に関する要望(再掲)</li><li>物流効率化のための共同配送や物流トラックの自営転換の推進(大都市環境保全主管局長会議(市環境局))</li></ul>		
		総合物流施策の推進 (中部地方整備局) (中部運輸局) (愛知県トラック協会)	○「中部国際物流戦略チーム」(H18年3月設置)の運営 「国際物流(港湾・空港)の効率化」 について関係機関と連携して施策 の推進を図る。 (中部地方整備局、中部運輸局) ○「物流業務の総合化及び効率化の 促進に関する法律」(H17年7月公 布、H17年10月施行)に基づく、物		
			流拠点の集約化等によりCO₂排出 量削減等が図られる総合効率化計 画の認定 平成26年度実績:12件 (中部運輸局) ○愛知県における貨物自動車運送 事業者に対する自動車環境対策 実施要領による物流対策指導 (H10年度~)		
		<b>物流対策の推進</b> (愛知県環境部)	(愛知県トラック協会) ○大気環境改善に係る物流対策検討会 ・物流対策実施可能性検討調査の実施		
		(市環境局)	<ul><li>推進指針の作成・啓発活動</li><li>事業所における貨物自動車排出 ガス抑制 自主管理指導要領による物流対 策指導とパンフレット配布</li></ul>	○ 継続実施	
			車使用管理計画書及び実績報告書に基づく指導 (愛知県環境部) (東海三県一市環境配慮型物流推進宣言(H15年11月5日)	<ul><li>○継続実施 取組のフォローアップ</li></ul>	
		共同集配送の普及 (愛知県トラック協会)	(愛知県環境部、市環境局) ○ ㈱愛知共同配送サービスセンター による小口貨物の共同集配送の実 施	○継続実施	
ーダルシフ	トラック ・ 通す ・ 数 ・ 数 ・ 数 ・ 数 ・ 数 ・ 数 ・ 数 ・ 数	<b>モーダルシフトの推進</b> (中部運輸局)	○ モーダルシフト等、荷主と物流事業者のパートナーシップにより実施されるCO₂排出量削減に係るプロジェクトを推進するグリーン物流パートナーシップ推進セミナー等を通じ、地方におけるグリーン物流の取り組みを推進		
			○「モーダルシフト等推進事業」が創設されたことを受け、CO₂排出原単位の小さい輸送手段への転換を推進し低炭素型の物流体系の構築を図る。 平成26年度実績:1件		

#### ウ 交通流対策

区 分	施策·事業等 (実施機関名)	事業等	i策・   平成27年度に予定されている   施策・事業等	平成28年度以降に予定されて いる施策・事業等		
道路の広域 ネットワーク の形成	名古屋環状2号線の 建設 (中部地方整備局) (NEXCO中日本) (市住宅都市局)	○ 都市高速道路と一体となった  車交通網の骨格の形成による 入交通の適正な迂回と分散誘 1. 計画概要 (1)一般部 約60.4km ・国道302号 約58.6km ・県道名古屋第2環状線 約 (2)専用部 約67.9km (伊勢湾岸道路重複部:約12 2. 進捗状況(供用区間延長等 (1)一般部(暫定供用を含む) ・国道302号 約58.6km	○ 継続整備			
		(4車線:約44.2km) (暫定2車線:約14.4km) (2)専用部 約55.7km ・近畿自動車道名古屋亀山紀 (名古屋西JCT~東名名古居 上社JCT~高針JCT、高針JC 名古屋南JCT・IC)	泉	〇 継続整備		
		・伊勢湾岸自動車道 (飛島IC~名古屋南JCT・IC	約12.2kr	1		
	伊勢湾岸道路の建設 (中部地方整備局) (NEXCO中日本) (市住宅都市局)	<ul><li>○ 伊勢湾地域における広域交通 円滑化、国道1号、23号等並行 る幹線道路のバイパス機能の 1. 計画概要 (1) 区間:豊田市〜四日市市 (2) 延長:約61km 2. 進捗状況 (1) 開通区間:豊田東JCT〜区</li></ul>	iの テす 分担			
	名古屋高速道路の建 設 (名古屋高速道路公社)	市JCT(約56.2km) ○ 名古屋第二環状自動車道と-なった自動車交通網の骨格の	一体と   継続整備   形	○ 継続整備		

区分	施策·事業等 (実施機関名)	平成26年度までに実施された施策・ 事業等	平成27年度に予定されている 施策・事業等	いる施策・事業等
道路の広域 ネットワーク の形成(つづき)	文通流の円滑対策 (NEXCO中日本) 幹線道路の整備	○ ETCの整備促進による交通渋滞緩和(名古屋市内) ・ 東名高速道路(第一東海自動車道) 1料金所8レーン ・ 名古屋第二環状自動車道 20料金所36レーン ・ 東名阪自動車道 1料金所9レーン ・ 伊勢湾岸自動車道 5料金所19レーン ○ 都市活動の骨格となり広域ネット	○ ETC設備更新 ・ 名古屋第二環状自動車道 11料金所22レーン ・ 伊勢湾岸自動車道 2料金所8レーン	○ ETC設備更新 名古屋第二環状自動車道 2料金所4レーン ○ 継続整備
	(市緑政土木局)	ワークの形成につながる道路など、 整備効果の高い幹線道路を整備		
交通網整備 の提言	国への要望・働きかけ (中部経済連合会)	<ul><li>○「国際競争力強化プロジェクトを支える広域幹線道路の整備促進要望」を展開(毎年夏冬実施)</li><li>○ 西知多道路整備促進要望(随時)</li></ul>	<ul><li>継続実施</li><li>随時実施</li></ul>	<ul><li>継続実施</li><li>随時実施</li></ul>
		○ 東海北陸自動車道の完全4車線 化および東海環状自動車道西回り 区間の整備促進要望(毎年夏実 施)	○継続実施	○ 継続実施
交通渋滞の 解消に向け た総合的な 取り組み	愛知県渋滞対策プログラムの推進 (中部地方整備局) (中部運輸局) (愛知県地域振興部、建設部) (愛知県警察本部) (で変知県警察本部) (市住宅都市局、緑政土木局) (NEXCO中日本) (名古屋高速道路公社) (愛知県道路公社)	<ul><li>○ 愛知県第4次渋滞対策プログラム のフォローアップ (~H24年度) (愛知県道路交通渋滞対策推進協 議会)</li></ul>		
	愛知県内の「地域の 渋滞箇所」の選定 (中部地方整備局) (中部運輸局) (愛知県地域振興部、 建設部) (愛知県警察本部) (市住宅都市局、緑政 土木局) (NEXCO中日本) (名古屋高速道路公社) (愛知県道路公社)	○ 愛知県道路交通渋滞対策推進協議会開催 ・効果的な渋滞対策の推進のため、「地域の渋滞箇所」を選定 パブリックコメントの実施 (H24.8) 地域の主要渋滞個所の公表 (H25.1.22)	<ul><li>○ 地域の主要渋滞箇所への 方針検討</li></ul>	○ 継続実施
	名古屋都市圏交通円 滑化総合計画の策定 及び推進 (愛知県建設部) (市住宅都市局、緑政土木局) (中部地方整備局) (愛知県警察本部) (NEXCO中日本) (愛知県道路公社) (名古屋高速道路公社)	<ul><li>○総合計画の策定及び都市圏指定 (H15年11月指定)</li><li>○中間評価実施(平成18年度)</li><li>○最終評価実施(平成22年度)</li></ul>		

区分	施策•事業等 (実施機関名)	平成26年度までに実施された施策・ 事業等		平成28年度以降に予定されて いる施策・事業等
交通渋滞の 解消に向け た総合的な	あいち自動車環境戦略での取組 (リニモ沿線パーク&ラ	○リニモ「愛・地球博記念公園駅」北 側パーク&ライド駐車場の運用(再 掲)	○ 継続整備	○ 継続整備
取り組み(つ づき)	イド推進会議)	(リニモ沿線パーク&ライド推進会議) ○ あいち新世紀自動車環境戦略 ③交通流円滑化・交通量低減作戦 混雑時の旅行速度の向上、渋滞の 解消(~H25.3.27)		(リニモ沿線パーク&ライド推進会議)
		○あいち自動車環境戦略2020 物流の改善、自動車利用方法の 改善・多様化等、交通需要の調 整・低減に取り組む(H25.3.28~)	○ 継続実施	○ 継続実施
	信号システムの充	(あいち自動車環境戦略会議) ○ 信号システムの充実・見直しと各種		(あいち自動車環境戦略会議) ○継続整備
	16/5/2人ナムの元  実、信号機の整備	信号機の整備		
	(愛知県警察本部)	①信号機の集中制御化 1,933交差点	・信号機の集中制御化	
		②信号の系統化 561交差点 ③信号サイクルの見直し 115交差点(H26年度中) ④公共車両優先システム(PTPS) の整備 ・ガイドウェイバスシステム志段味	<ul><li>信号サイクルの見直し</li></ul>	
		線(守山区「竜泉寺口」〜「志段 味西小学校東」間約3.6km) (H13.3.23運用開始) ・名古屋市道東海橋線(港区「東		
		海通」~「明徳橋東」間 約4.2km) (H18.3.27運用開始)		
	リバーシブルレーンの 設定 (愛知県警察本部)	○ 県道緑瑞穂線(緑~南区:900m) に設置(H11年1月)	○ 継続実施	○ 継続実施
	都心部の大型車流入	○ 規制の実施(名古屋市内)	○ 継続実施	○ 継続実施
	抑制規制、適切な走 行ルートの設定	・大型車等通行禁止規制: 592区間、281.156kmで実施	・引続き必要な場所で実施	
	(愛知県警察本部)	・特定の種類の車両の通行区分: 国道23号市街地区間9.4kmで実施		
	タクシーベイの設置	● 整備状況	 ○ 継続実施	
	(愛知県警察本部)	95区間 3,105m〈名古屋市内分〉	<u> </u>	<b>一                                    </b>
	市周辺部への物流施設の整備	<ul><li>○ 北部市場、藤前流通業務団地の 整備</li></ul>		
交通流の分	(市市民経済局、住宅都市局) <b>自動車専用道路への</b>	○ 国道23号から伊勢湾岸自動車道へ		
散	利用転換を図るための社会実験の実施	の転換を促進させる方策について、 社会実験を実施(H16年度~)		
	(愛知ブロック高速道路 料金社会実験協議会)	<ul> <li>往復割引方式 (H16.9.15~H16.10.14)</li> <li>定額料金方式 (H16.11.1~H17.1.32)</li> <li>往復割引方式 (H18.2.1~H18.2.28)</li> </ul>		
		○ H19年度愛知ブロック高速道路料 金社会実験 国道23号に並行し、名古屋港の各		
		ふ頭間を連絡する伊勢湾岸自動車道を対象として国道23号等の沿道環境改善、渋滞緩和等の名古屋南部地域の多様な交通課題を解決するためにETC車を対象にした料金割引社会実験を実施		
		実施期間: H19.8.20~H19.10.12(5割引) H19.10.15~H21.3.27(3割引) いずれも平日のみ9時~17時 対象区間:伊勢湾岸自動車道		
		对家区间,伊劳得岸百勤单道 名古屋南IC~湾岸弥富IC		

区分	施策·事業等 (実施機関名)	平成26年度までに実施された施策・ 事業等	平成27年度に予定されている 施策・事業等	平成28年度以降に予定されて いる施策・事業等
<b>交通流の分散</b> (つづき)	自動車専用道路への 利用転換を図るため の社会実験の実施 (つづき) (名古屋高速・東名阪社 会実験協議会)	<ul><li>○ 東名阪自動車道、名古屋高速道路で料金割引の社会実験を実施東名阪自動車道・特定区間割引(名古屋IC~高針JCT)</li></ul>	名古屋高速(社会実験)	
立体交差化 等交差点の 改良	道路と鉄道の立体交 差化 (中部地方整備局) (東海旅客鉄道㈱) (名古屋鉄道㈱) (近畿日本鉄道㈱) (市住宅都市局、緑政 土木局)	◇整備状況(事業完了箇所) ①立体交差化工事等:4ヶ所 ②連続立体交差事業:8ヶ所 ③単独立体交差事業:6ヶ所	<ul> <li>○継続実施</li> <li>③単独立体交差事業</li> <li>・名鉄瀬戸線(小幡架道橋)(S63~)</li> <li>・近鉄名古屋線(長須賀架道橋・万場藤前線)(H6~)</li> <li>・都計椿町線(H21~)</li> <li>・都計御田線(御田人道橋)(H19~)</li> <li>・国道1号線(伝馬跨線橋改築)(H27~H38)</li> </ul>	○継続実施 ②連続立体交差事業 ・名鉄名古屋本線(山崎川〜天白川) ③単独立体交差事業 ・名鉄瀬戸線(小幡架道橋)(継続) ・近鉄名古屋線(長須賀架道橋・万場藤前線)(継続) ・都計椿町線(〜H28) ・都計御田線(御田人道橋)(継続) ・国道1号線(伝馬跨線橋改築) (H27〜H38)
	交差点等の道路構造 の改良 (中部地方整備局) (愛知県警察本部) (市緑政土木局)	<ul><li>○ 右折帯の設置等交差点の改良による交差点における道路交通ボトルネックの解消</li><li>①右折帯の設置等</li><li>・名古屋市管轄路線:5交差点(H26年度実施分)</li><li>(市緑政土木局)</li><li>②交差点の立体化</li><li>・かの里東交差点暫定2車線供用(中部地方整備局)</li></ul>	<ul><li>○継続整備</li><li>・名古屋市管轄路線: 3交差点 (市緑政土木局)</li></ul>	○ 継続整備
財場等の機構		<ul> <li>◇整備状況</li> <li>①名古屋市駐車場整備計画に基づく、駐車場整備地区内(約1,919ha)における整備</li> <li>・都市計画駐車場(供用済)         <ul> <li>14ヶ所・4,838台(池下駐車場を含む)</li> <li>・届出駐車場 304ヶ所・46,115台</li> <li>②駐車場整備地区外における整備・届出駐車場 145ヶ所・62,512台</li> <li>③特定交通安全施設等整備事業による整備4ヶ所・905台※※中部地方整備局:196台名古屋市3ヶ所:709台</li> </ul> </li> </ul>	○継続整備	

	玄 分	施策·事業等 (実施機関名)	平成26年度までに実施された施策・ 事業等	平成27年度に予定されている 施策・事業等	平成28年度以降に予定されて いる施策・事業等
駐 路外駐車 車 場等の整 対 備(つづ 策)		<b>専用駐車場の整備</b> (市住宅都市局)	<ul><li>○ 駐車場条例改正(H17年度施行)</li><li>・都心部の一部で附置義務制度の緩和</li><li>・荷捌き駐車施設の附置義務制度の追加</li><li>○ 駐車場条例に基づく整備</li></ul>	○ 継続実施	○ 継続実施
へつづき		の設置	○パーキングメーターの整備、更新 ◇整備状況	○ 継続実施	○ 継続実施
<b>き</b> )		(愛知県警察本部) 駐車場の有効利用 (市住宅都市局) (名古屋市商店街振興 組合連合会)	<ul><li>名古屋駅地区駐車場案内システム</li></ul>	<ul><li>○ 駐車場情報提供のあり方検 討</li></ul>	<ul><li>○ 駐車場情報提供のあり方検 討</li></ul>
			約180ha、27駐車場、約3,700台 ※平成21年度末、表示方法を電 光表示から固定表示へと見直し		
			○ 駐車情報システムの整備・運営 (市住宅都市局)	○ 継続実施	○ 継続実施
			<ul><li>○商店街振興組合経営の共同駐車場の効率的活用と商店街周辺の金融機関や行政機関等の週休日・休業日の無料開放の働きかけ</li></ul>	○ 継続実施	○ 継続実施
	違法駐車	違法駐車等防止啓発	(名古屋市商店街振興組合連合会) ○ 追放気運の高い地域における住		
	の取締啓 発等	<b>活動</b> (市市民経済局)	民を中心とするパトロール等の実 施		
			16区各1学区において、住民を中 心とするパトロールとともに市啓発 員による啓発活動を実施		
			6月から11月まで各月2回(平成24 年度まで)		
			○ 住民を中心とするパトロール等によ る啓発活動を支援	○ 継続実施	○ 継続実施
		違法駐車等防止重占	6月から翌年3月まで 〇「名古屋市違法駐車等の防止に関		○ 継続実施
		地域活動	する条例」に基づく取組の実施・ 違法駐車等防止重点地域の周知	・ 栄地区を引き続き違法駐車	
		(市市民経済局) (愛知県警察本部)	・ 選ば、 単等的正単点 地域の 同知 チラシを作成 (平成25年度) (市市民経済局)	防止重点地区として指定	
				○ 継続実施	○ 継続実施
			・栄三丁目の違法駐車状態解消の ための若宮大通の夜間駐車禁止 規制の解除(H8年12月13日~)		
			・ 官庁街・名古屋城周辺道路の駐車 禁止規制の解除(H9年7月26日~)		
			・ 都心部の土曜・日曜のミニパークア ンドライドの実施		
			8路線:1,150台分 ・錦三地区内2路線の一方通行規制 の解除、相互通行化の実施		
			(H10年度〜) ・ 錦三地区内交差点の狭隘化等違法 駐車ハード対策の実施 8交差点		
			<ul><li>○ 民間監視員による放置駐車確認業務の運用</li></ul>		
			・ 名古屋市内16警察署のガイドライン内における確認業務を144名で 運用(H18年6月1日~)		
			<ul><li>○ 繁華街対策</li><li>・中警察署のガイドラインの見直しを 行い、監視員の深夜時間帯(午後 10時以降)の運用を開始</li></ul>		
			(H19年4月2日~) (愛知県警察本部)		

	区 分	施策·事業等 (実施機関名)	平成26年度までに実施された施策・ 事業等	平成27年度に予定されている 施策・事業等	平成28年度以降に予定されて いる施策・事業等
車対	の取締啓 発等(つづ	違法駐車等防止重点 地域活動(つづき)	<ul><li>○都市部における貨物に配慮した交通規制(H18年6月1日~)</li><li>①貨物専用パーキングメーターの</li></ul>	○ 継続実施	○ 継続実施
策(つづき)	<b>き</b> )		設置 ・中村区名駅四丁目 135m 4基 9~19時 H18年7月28日~ ・中村区椿町 60m 4基 9~19時 H19年7月27日~ ・中区錦三丁目 300m 7基 8~20時、H18年6月1日~ ・中区錦二丁目 170m 6基 8~20時、H18年6月1日~ ・東区東桜一丁目 90m 4基 9~19時、H21年8月28日~ ②貨物自動車の駐車可 ・錦通等32区間 2,232m		
			(愛知県警察本部)		
		<b>違法駐車防止対策</b> (中部運輸局) (市緑政土木局)	<ul><li>○ 車検証不返付制度 放置違反金の納付がされなけれ ば、車検手続きが完了できなくなる (中部運輸局)</li></ul>	○ 継続実施 (中部運輸局)	
			<ul><li>○違法駐車防止対策</li><li>・歩道上への片足掛け駐車防止柵 設置等の乗り上げ防止対策の推 進:0km(H26年度)</li><li>(市緑政土木局)</li></ul>		<ul><li>○ 必要に応じて交通安全対策 の中で実施 (市緑政土木局)</li></ul>
		高齢運転者等専用駐 車区間の設置 (愛知県警察本部)	<ul><li>○ 高齢運転者等専用駐車区間の設置(H22.4.19~)</li><li>平和公園内の3区間15台分など20</li></ul>	○ 継続実施	○ 継続実施
夵		交通情報提供装置の	区間104台設置 ◇ 整備状況(名古屋市内)	○継続整備	<ul><li>○ 継続整備</li></ul>
通情報	メロ システム、 交通管制 システム の整備	<b>整備</b> (愛知県警察本部)	<ul> <li>光ビーコン:1,958基(920方路)</li> <li>マルチパターン等:44基</li> <li>セミフリーパターン:6基</li> <li>交通情報ラジオ(路側通信):7基</li> <li>旅行時間計測システム:13式</li> </ul>	・ 交通流監視カメラ 2台 ・ 光ビーコン167基(79方路)	○ 种生物心脏 / 川
供等			◇整備状況	○ 継続実施	○ 継続実施
		ビス施設の整備 (NEXCO中日本) (名古屋高速道路公社)	<ul> <li>各種道路情報板の設置</li> <li>ラジオによるハイウェイ(道路)情報の提供</li> <li>VICS(道路交通情報通信システム)の情報提供(NEXCO中日本、名古屋高速道路公社)</li> <li>ホームページによる混雑情報の提供</li> <li>中部国際空港への所要時間案内表示(情報板) 6ヶ所</li> </ul>	(NEXCO中日本) ・ 知多半島道路(北行)愛知 県道路公社情報板で名古 屋高速の渋滞情報等を提供 (H27.4.27実施済み) (名古屋高速道路公社)	(名古屋高速道路公社)
			<ul> <li>ハイウェイテレホンによる所要時間情報の提供</li> <li>名古屋高速お客様センターを開設し各種問合せに対応</li> <li>携帯電話による所要時間情報等の提供</li> <li>同じ方向に向かう並行路線の経路分岐手前情報板で所要時間情報</li> </ul>		
			を提供 6ヶ所 (名古屋高速道路公社)		

工 道路施設対策

工 道路施設区 分	施策·事業等 (実施機関名)	平成26年度までに実施された施策・ 事業等	平成27年度に予定されている 施策·事業等	平成28年度以降に予定されて いる施策・事業等		
区分道路施設対策の推進		事業等		いる施策・事業等 ○継続整備 〈遮音壁〉 ・名古屋市道等:約0.3km		
		大田   162m   162m   162m   東名高速道路   162m   東名高速道路   162m   東名版自動車道   241m   162m   東名版自動車道   241m   162m   東名版自動車道   241m   162m   東名版自動車道   25km   東名   東名   東名   東名   東名   東名   東名   東	〈低層遮音壁〉 ・ 市道江川線他:約0.4km (市緑政土木局)	〈低層遮音壁〉 ・ 市道江川線他:約1.3km (市緑政土木局)		
		<ul><li>(~H25.3.27)</li><li>・あいち自動車環境戦略2020</li><li>道路構造対策・沿道の環境改善対策を推進(H25.3.28~)</li><li>(あいち自動車環境戦略会議)</li></ul>	・ 継続実施	• 継続実施		
	低騒音舗装(排水性 舗装)の実施 (中部地方整備局) (NEXCO中日本) (名古屋高速道路公社) (市緑政土木局)	● 整備状況(名古屋市内)       路線       距離         東名高速道路       約 15.3km         名古屋第二環状自動車道       約 49.9km         国道1号       約 17.3km         国道19号       約 6.6km         国道22号       約 1.3km         国道23号       約 23.3km         国道41号       約 8.2km         国道302号       約 35.3km         名古屋高速道路       約 103.9km         名古屋市道等       約127.17km	○ 継続整備 ・ 5号万場線 新洲崎JCT〜名古屋西JCT (東・西行):6.8km(×2) (名古屋高速道路公社) ・ 県道津島七宝名古屋線:0.7km ・ 市道等:4.5km (市緑政土木局)	・低騒音舗装(排水性舗装) の推進		

区 分 道路施設対 策の推進(つ づき)	施策・事業等 (実施機関名) 低騒音舗装(排水性 舗装)等の騒音低減 効果把握のための調 査 (市環境科学調査センター)	平成26年度までに実施された施策・ 事業等 ○ 低騒音舗装の効果把握に関する 研究	施策・事業等 ○ 道路交通騒音対策の効果 把握に関する研究 ・ 低騒音舗装、低層遮音壁 高層遮音壁等	平成28年度以降に予定されて いる施策・事業等 ○ 継続実施	
	環境施設帯の設置 (中部地方整備局) (名古屋高速道路公社) (市緑政土木局)	整備状況(名古屋市内)         路線       距離         国道23号       約 4.7km         国道302号       約 28.8km         名古屋高速道路       約 1.4km         名古屋市道等       約 1.0km	<ul><li>継続整備</li><li>・国道23号:約0.5km (上下線延長)</li><li>・名古屋市道</li></ul>	○ 継続整備	
	植樹帯の設置 (名古屋高速道路公社) (市緑政土木局)	<ul> <li>◇整備状況(名古屋市内)</li> <li>・歩道緑化 約482.1km</li> <li>・中央分離帯の緑化 約204.9km</li> <li>・名古屋高速道路(中央分離帯の緑化) 約23.0km</li> <li>・主要幹線道路等の高木街路樹* 103,372本 *名古屋市管理分</li> </ul>	○継続整備 ・主要道路等 歩道緑化:約983m 高木植栽:約177本 (市緑政土木局)	○ 継続整備 ・ 主要道路等 歩道緑化:約598m 高木植栽:約100本	
	広幅員歩道の設置 (市緑政土木局)	○ 歩行者の安全を確保する必要がある区間を重点に、広幅員歩道(幅 員3m以上)を約643.2km設置(H26 年度:約0.9km) (名古屋市管理分)	○継続実施 ・新設・改築道路 約0.6kmに設置予定	○ 継続実施 ・ 新設・改築道路 約0.8kmに設置予定	

オ その他の対策

区分	施策·事業等 (実施機関名)	平成26年度までに実施された施策・ 事業等		平成28年度以降に予定されている施策・事業等
沿道環境対 策の推進	民家防音工事の助成 (NEXCO中日本)	<ul><li>○ 2道路沿線で住宅防音工事に対する 助成を実施</li><li>◇ 対策状況(名古屋市内)</li><li>路線 件数 東名高速道路沿線 21件 名古屋高速道路沿線 3,052件</li></ul>	<ul><li>○継続実施 自動車専用道路沿線において、騒音レベルが基準を 超える家屋を対象に適宜実施:約10件予定 (名古屋高速道路公社)</li></ul>	○ 継続実施
	沿道環境整備の推進 (中部地方整備局) (市住宅都市局)	<ul><li>○ 地区総合整備の中で沿道環境整備を推進</li><li>・ 国道1号2.1km(中川区)環境対策事業</li></ul>	○ 継続整備 平成27年度完了予定	
	環境常時観測局の設置 (中部地方整備局)	<ul><li>○ 道路管理者として沿道の環境を把握するため観測局を設置 国道 1号:2ヶ所,国道 22号:1ヶ所 国道 23号:5ヶ所,国道302号:3ヶ所</li></ul>	国道302号:3ヶ所	○ 継続運用予定
	環境監視・道路沿道 環境情報の提供 (愛知県環境部) (市環境局)	<ul><li>○ 自動車排出ガス測定局数 H26年度末:23局(愛知県内)</li><li>○ 道路交通情報板を利用した大気環境負荷軽減のための情報の提供</li></ul>		
	環境常時観測局の設置 (市住宅都市局)	○ 名古屋高速道路などの沿道の環 境を把握するため観測局を設置 H26年度末:9局	○ 継続運用	○ 継続運用
	沿道環境対策の推進 (愛知県環境部) (市環境局) (あいち自動車環境戦略会議)	<ul><li>○ 国道23号における局地汚染について調査・検討を実施 (愛知県環境部)</li><li>○ あいち新世紀自動車環境戦略 ⑥緊急対策地域改善作戦 二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の環境基準の早期達成、騒音環境基準の早期達成(~H25.3.27)</li></ul>		
		○あいち自動車環境戦略2020 自動車交通集中地域等の対策を 推進(H25.3.28~) (あいち自動車環境戦略会議) ○「貨物自動車等の車種規制非適合 車の使用抑制等に関する要綱」に 基づき、車種規制非適合車の使用 抑制等を働きかけ(再掲)	<ul><li>○継続実施</li><li>(あいち自動車環境戦略会議)</li><li>○継続実施</li></ul>	<ul><li>○継続実施</li><li>(あいち自動車環境戦略会議</li><li>○継続実施</li></ul>

# 自動車環境対策関連データ

資料	1	大気汚染の経年変化と他都市比較	43
資料	2	幹線道路沿線における大気環境測定結果	59
資料	3	微小粒子状物質 (PM2.5) 成分分析結果	62
資料	4	二酸化炭素(温室効果ガス)排出量と削減目標	64
資料	5	「低公害・低燃費車」と「次世代自動車」の市内保有台数	65
資料	6	名古屋市内の低公害・低燃費車の普及状況	66
資料	7	第2次自動車騒音優先対策マップ対象区間における騒音結果及び対策状況	67
資料	8	自動車騒音調査結果	74
資料	9	幹線道路沿線における騒音調査結果	76
資料	10	名古屋市内の自動車保有台数の推移	77
資料	11	名古屋市内の交通量の推移	78
資料	12	名古屋市内の自動車騒音・振動苦情件数の推移	78
資料	13	交通機関別の利用状況	79
資料	14	非適合車実態把握調査等	80
資料	15	ガソリン及び軽油の販売量の推移(愛知県)	82

# 資料 1 大気汚染の経年変化と他都市比較

### 1 名古屋市内の大気汚染の経年変化

# ① 二酸化窒素の経年変化(常時監視結果)

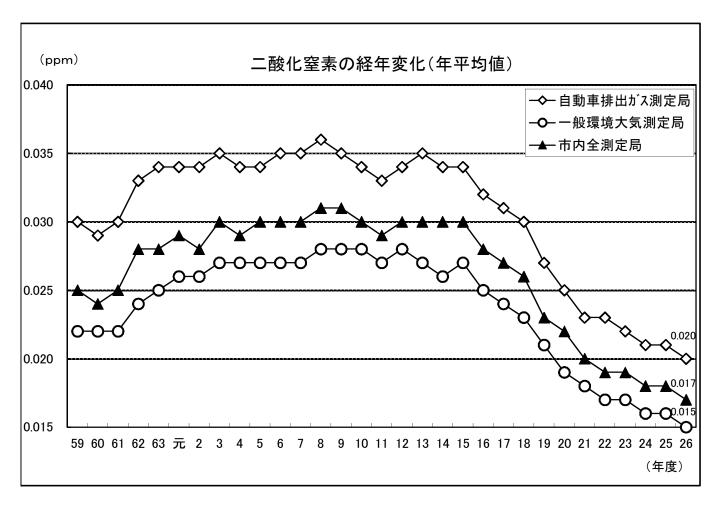
(年平均值、単位:ppm)

期定局     17     18     19     20     21     22     23     24     25       千種区役所     0.028     0.025     0.023     0.020     0.018     -     -     -     -     -     -     -     -     -     -     -     -     -     -     -     -     -     -     -     -     -     -     -     -     -     -     -     -     -     -     -     -     -     -     -     -     -     -     -     -     -     -     -     -     -     -     -     -     -     -     -     -     -     -     -     -     -     -     -     -     -     -     -     -     -     -     -     -     -     -     -     -     -     -     -     -     -     -     -     -     -     -     -     -     -     -     -     -     -     -     -     -     -     -     -     -     -     -     -     -     -     -     -     -     -     -     -     -     -     -     -     -     -     -     -     - <t< th=""><th>26</th></t<>	26
東 桜 0.033 0.033 0.029 0.025 0.024	
上下水道局北営業所   0.029   0.030   0.027   0.025   0.024   0.023   0.022   0.021   0.021	
	0.020
名塚中学校 0.028 0.028 0.026 0.023 0.021 0.018 0.018 0.017 0.016	0.015
自動     松蔭高校     0.029     0.027     0.024     0.022     0.020     -     -     -     -     -	_
車 テレビ塔 0.029 0.027 0.024 0.022 0.021 0.020 0.019 0.020 0.020 排	0.019
┃出┃ 昭和保健所  ┃0.034┃0.034┃0.028┃0.025┃0.024┃ − ┃ − ┃ − ┃ −	_
ガス 旗屋 0.032	_
測   熱田複合施設   0.027   0.027   0.025   0.024   0.020   −   −   −   −   −	_
定 局 熱田神宮公園	0.018
港 陽 0.035 0.032 0.026 0.024 0.023 0.021 0.020 0.019 0.019	0.018
千 竈 0.029 0.028 0.026 0.024 0.023 0.021 0.021 0.021 0.021	0.021
元塩公園 0.044 0.041 0.038 0.037 0.036 0.034 0.032 0.032 0.031	0.031
平均値 0.031 0.030 0.027 0.025 0.023 0.023 0.022 0.021 0.021	0.020
国設名古屋大気環境測定所 0.018 0.018 0.017 0.016 0.016 0.013 0.013 0.013 0.011	0.012
愛知工業高校 0.025 0.025 0.023 0.022 0.021 0.020 0.020 0.019 0.019	0.017
中村保健所 0.024 0.024 0.020 0.018 0.018 0.017 0.017 0.017 0.016	0.015
滝川小学校 0.021 0.020 0.017 0.016 0.015 0.016 0.016 0.016 0.016 0.015	0.015
市衛生研究所 0.022 0.022 0.018 0.017 0.015	_
八幡中学校 0.026 0.026 0.021 0.019 0.018 0.017 0.017 0.016 0.015	0.015
一般     中川保健所     0.030     0.024     0.021     0.020     0.018     -     -     -     -	_
【環 │ 富田支所 │ 0.026   0.024   0.023   0.023   0.020   0.016   0.016   0.015   0.015	0.014
境 大     南陽支所     0.023     0.021     0.019     0.018     0.016     -     -     -     -     -	_
【気│ 惟信高校   0.021   0.020   0.018   0.017   0.017   0.018   0.018   0.017   0.016	0.016
測 白水小学校 0.029 0.031 0.030 0.029 0.024 0.022 0.019 0.020 0.020	0.020
局 守山保健所 0.024 0.022 0.020 0.018 0.017 0.016 0.016 0.015 0.015	0.015
志段味支所 0.020 0.020 0.017 0.016 0.015	_
大高北小学校 0.027 0.025 0.022 0.021 0.021 0.019 0.019 0.017 0.016	0.017
鳴海配水場 0.027 0.025 0.022 0.020 0.019	_
名東保健所 0.028 0.025 0.023 0.021 0.020	_
天白保健所 0.025 0.024 0.020 0.019 0.018 0.017 0.016 0.015 0.014	0.014
平均値 0.024 0.023 0.021 0.019 0.018 0.017 0.017 0.016 0.016	0.015
全測定局平均値 0.027 0.026 0.023 0.022 0.020 0.019 0.019 0.018 0.018	0.017

#### ② 二酸化窒素の環境基準、環境目標値の達成状況

	年 度		24			25			26	
No. 1		98%値	適(○)否(×)		98%値	適(○)否(×)		98%値	適(○)否(×)	
測	定局	30/0世	環境基準	環境目標値	30/0阻	環境基準	環境目標値	30/0阻	環境基準	環境目標値
自	上下水道局北営業所	0.040	0	0	0.040	0	0	0.036	0	0
動	名塚中学校	0.035	0	0	0.036	0	$\circ$	0.031	0	0
車排	テレビ塔	0.039	0	0	0.040	0	$\circ$	0.036	0	0
出 ガ	熱田神宮公園	0.040	0	0	0.039	0	$\circ$	0.038	0	0
ス測	港陽	0.040	0	0	0.040	0	$\circ$	0.038	0	$\circ$
定局	千竈	0.038	0	0	0.038	0	$\circ$	0.039	0	0
问	元塩公園	0.054	0	×	0.052	0	×	0.053	0	×
	国設名古屋大気環境測定所	0.031	0	0	0.024	0	0	0.030	0	0
	愛知工業高校	0.037	0	0	0.037	0	0	0.033	0	0
	中村保健所	0.035	0	0	0.036	0	0	0.032	0	0
般	滝川小学校	0.037	0	0	0.036	0	0	0.035	0	0
環境	八幡中学校	0.036	0	0	0.036	0	$\circ$	0.034	0	0
大大気	富田支所	0.031	0	0	0.032	0	$\circ$	0.030	0	$\circ$
測	惟信高校	0.034	0	0	0.036	0	$\circ$	0.033	0	0
定局	白水小学校	0.042	0	×	0.040	0	$\circ$	0.040	0	0
	守山保健所	0.033	0	0	0.035	0	0	0.033	0	0
	大高北小学校	0.038	0	0	0.038	0	0	0.036	0	0
	天白保健所	0.036	0	0	0.033	0	0	0.033	0	0

環境基準:1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。 環境目標値:1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であること。



環境基準、環境目標値の達成状況(二酸化窒素)

į	全成状泡	年 度	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	備考
	自動車	達成率(%)	92	91	91	92	92	100	100	100	100	100	1時間値の1
環境基準	単	達成測定局数 全測定局数	<u>11</u> 12	<u>10</u> 11	<u>10</u> 11	<u>11</u> 12	<u>11</u> 12	7 7	7 7	7 7	7 7	7 7	日平均値が 0.04ppmから 0.06ppmまで
基準	全測	達成率(%)	97	96	96	97	97	100	100	100	100	100	のゾーン内、 又はそれ以 下であるこ
	定局	達成測定局数 全測定局数	28 29	27 28	27 28	28 29	28 29	18 18	18 18	<u>18</u> 18	<u>18</u> 18	<u>18</u> 18	<u>ک</u>
	自動車	達成率(%)	0	0	0	33	17	57	86	86	86	86	
環境目	排 出 局	達成測定局数 全測定局数	<u>0</u> 12	<u>0</u> 11	<u>0</u> 11	<u>4</u> 12	<u>2</u> 12	<u>4</u> 7	<u>6</u> 7	<u>6</u> 7	<u>6</u> 7	<u>6</u> 7	1時間値の1 日平均値が
標値	全測	達成率(%)	10	18	36	62	59	78	89	89	94	94	0.04ppm以下 であること。
	定局	達成測定局数 全測定局数	<u>3</u> 29	<u>5</u> 28	10 28	18 29	<u>17</u> 29	14 18	<u>16</u> 18	<u>16</u> 18	<u>17</u> 18	<u>17</u> 18	

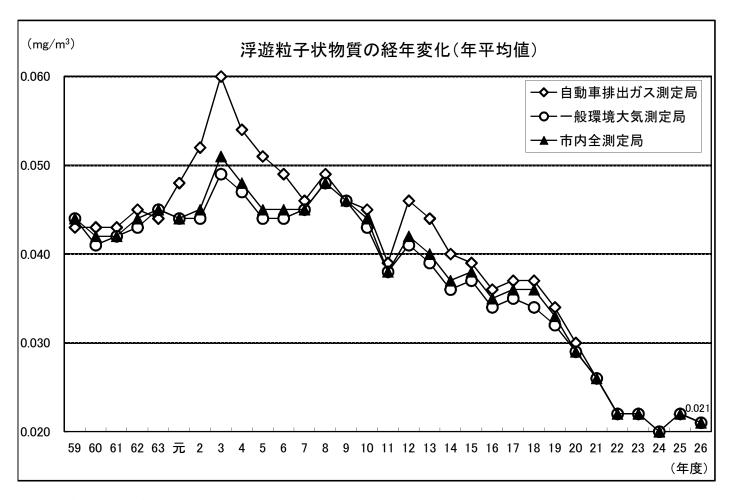
### ③ 浮遊粒子状物質の経年変化(常時監視結果)

 測	年 度   定局	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
7,3	千種区役所	0.037	0.038	0.034	0.033	0.031	_	_	_	_	_
	東桜	0.037	0.035	0.031	0.029	0.027	_	_	_	_	_
	上下水道局北営業所	0.037	0.038	0.035	0.029	0.022	0.020	0.020	0.020	0.023	0.020
自	名塚中学校	0.035	0.038	0.038	0.035	0.028	0.022	0.022	0.019	0.019	0.019
動車	松蔭高校	0.038	0.038	0.032	0.027	0.024	_	_	_	_	_
排	テレビ塔	0.041	0.041	0.033	0.025	0.022	0.020	0.020	0.018	0.020	0.020
出 ガ	昭和保健所	0.036	0.033	0.033	0.030	0.029	_	_	_	_	_
ス	熱田複合施設	0.033	0.037	0.033	0.030	0.027	_	_	_	_	_
測 定	熱田神宮公園	_			0.026	0.022	0.023	0.023	0.021	0.022	0.021
局	港陽	0.038	0.035	0.034	0.032	0.028	0.020	0.022	0.019	0.021	0.021
	千 竈	0.039	0.038	0.034	0.031	0.025	0.024	0.023	0.020	0.022	0.020
	元塩公園	0.043	0.040	0.036	0.029	0.026	0.027	0.026	0.024	0.025	0.025
	平均値	0.037	0.037	0.034	0.030	0.026	0.022	0.022	0.020	0.022	0.021
	国設名古屋大気環境測定所	0.025	0.026	0.023	0.022	0.021	0.021	0.021	0.019	0.019	0.018
	愛知工業高校	0.038	0.037	0.035	0.030	0.023	0.021	0.021	0.019	0.021	0.021
	中村保健所	0.031	0.032	0.032	0.030	0.029	0.023	0.020	0.017	0.021	0.021
	市衛生研究所	0.032	0.032	0.031	0.028	0.027	_	_	_	_	_
	滝川小学校	_	_	_	_	_	0.023	0.023	0.021	0.022	0.022
_	八幡中学校	0.039	0.036	0.033	0.030	0.025	0.022	0.022	0.022	0.024	0.022
般	中川保健所	0.039	0.036	0.037	0.032	0.027	_	_	_	_	_
環 境	富田支所	0.036	0.035	0.035	0.032	0.030	0.024	0.022	0.020	0.022	0.022
大気	南陽支所	0.036	0.035	0.034	0.031	0.027	_	_	_	_	_
測	惟信高校	0.034	0.034	0.034	0.033	0.030	0.022	0.023	0.024	0.023	0.023
定局	白水小学校	0.044	0.041	0.034	0.031	0.027	0.026	0.025	0.024	0.025	0.024
	守山保健所	0.032	0.032	0.029	0.024	0.020	0.020	0.021	0.019	0.022	0.021
	大高北小学校	0.040	0.036	0.031	0.029	0.025	0.023	0.024	0.021	0.022	0.021
	鳴海配水場	0.037	0.034	0.031	0.029	0.027	_	_	_	_	_
	名東保健所	0.032	0.030	0.027	0.025	0.023	_	_	_	_	_
	天白保健所	0.037	0.037	0.028	0.024	0.022	0.021	0.022	0.019	0.020	0.019
	平均値	0.035	0.034	0.032	0.029	0.026	0.022	0.022	0.020	0.022	0.021
	全測定局平均値	0.036	0.036	0.033	0.029	0.026	0.022	0.022	0.020	0.022	0.021

#### ④ 浮遊粒子状物質の環境基準、環境目標値の達成状況

	年 度		24		25		26
		2%除外值	適否	2%除外值	適否	2%除外值	適否
測:	定局	2/0 分(7)  匝	環境基準環境目標値	2/0 分八十世	環境基準 環境目標値	2/0 5/7	環境基準 環境目標値
自	上下水道局北営業所	0.053	$\circ$	0.055	$\circ$	0.042	0
動車	名塚中学校	0.051	0	0.050	0	0.047	$\circ$
排	テレビ塔	0.045	0	0.044	0	0.048	$\circ$
出 ガ	熱田神宮公園	0.058	0	0.059	0	0.058	$\circ$
ス 測	港陽	0.051	0	0.052	0	0.049	$\circ$
定	千 竈	0.046	0	0.060	0	0.050	0
局	元塩公園	0.060	0	0.059	0	0.058	$\circ$
	国設名古屋大気環境測定所	0.049	0	0.047	0	0.045	$\circ$
	愛知工業高校	0.053	0	0.054	0	0.053	$\circ$
	中村保健所	0.048	0	0.050	0	0.051	$\circ$
般	滝川小学校	0.047	0	0.049	0	0.048	$\circ$
環境	八幡中学校	0.052	0	0.059	0	0.050	$\circ$
大	富田支所	0.051	0	0.059	0	0.053	$\circ$
気測	惟信高校	0.048	0	0.056	0	0.052	$\circ$
定局	白水小学校	0.060	0	0.064	0	0.061	0
	守山保健所	0.047	0	0.055	0	0.053	0
	大高北小学校	0.051	0	0.053	0	0.051	0
	天白保健所	0.048	0	0.048	0	0.049	0

環境基準、環境目標値:1時間値の1日平均値が0.10mg/m<sup>3</sup>以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m<sup>3</sup>以下であること。 (ただし、適否の評価は長期的評価で行った。) ※は、日平均値が0.10mg/m<sup>3</sup>を超えた日が2日以上連続したことによる。



環境基準、環境目標値の達成状況(浮遊粒子状物質)

達成状	年度	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	備考
自動車 排出ガス	達成率(%)	100	100	72	100	100	100	57	100	100	100	環境基準 1時間値の1日 平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> 以
押田ガス測定局	達成測定局数 全測定局数	12 12	<u>11</u> 11	<u>8</u> 11	12 12	12 12	7 7	<u>4</u> 7	7 7	7 7	7 7	10.10mg/m 以 下であり、1時 間値が 0.20mg/m <sup>3</sup> 以 下であること。
全測定局	達成率(%)	96	96	73	100	100	100	61	100	100	100	環境目標値
土例足用	達成測定局数 全測定局数	<u>26</u> 27	25 26	19 26	27 27	<u>27</u> 27	<u>18</u> 18	<u>11</u> 18	<u>18</u> 18	<u>18</u> 18	<u>18</u> 18	環境基準と同じ。

# ⑤ 微小粒子状物質の経年変化(常時監視結果)

_ 測	年 度 定局	23	24	25	26
	上下水道局北営業所	_	16.3	18.0	14.7
	名塚中学校	_	_	19.4	16.5
	テレビ塔	_	_	(16.1)	16.1
	熱田神宮公園	_	_	14.7	13.2
	港陽	_	15.8	16.7	16.1
	千 竈	_	15.3	16.7	15.7
	元塩公園	17.2	18.9	21.6	19.3
	平均値	17.2	16.6	17.9	15.9
	愛知工業高校		14.9	14.9	14.7
	中村保健所		_	(15.3)	15.7
	滝川小学校		_	15.9	14.8
般	八幡中学校	18.0	16.1	16.8	16.1
環境	富田支所	_	15.8	16.3	15.5
般環境大気	惟信高校	_	_	17.9	15.4
測	白水小学校		17.0	17.5	16.7
定局	守山保健所	_	_	(14.2)	14.9
/HJ	大高北小学校			16.0	14.3
	天白保健所			(13.7)	14.8
	平均値	18.0	16.0	16.5	15.3
	全測定局平均値	17.6	16.3	17.1	15.6

<sup>()</sup>は有効測定日数250日に満たないため参考値

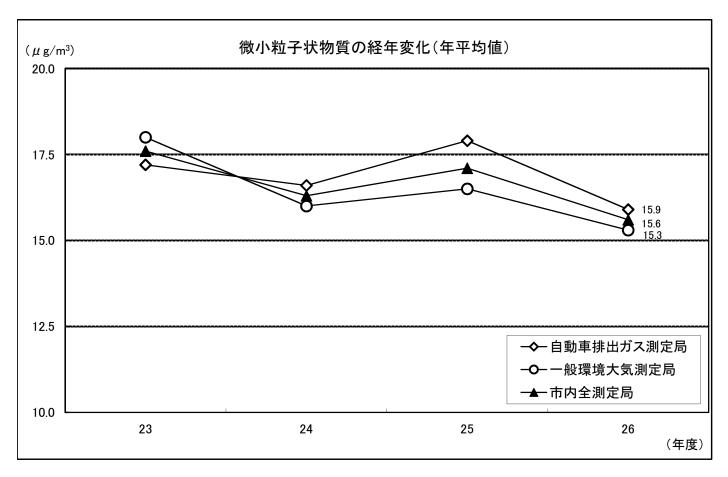
#### ⑥ 微小粒子状物質の環境基準の達成状況

 $(\mu \text{ g/m}^3)$ 

	年度		24			25			26	
測	定局	年平均値	日平均値の 98パーセン タイル値	環境基準 適(O)否(×)	年平均値	日平均値の 98パーセン タイル値	環境基準 適(○)否(×)	年平均値	日平均値の 98パーセン タイル値	環境基準 適(O)否(×)
自	上下水道局北営業所	16.3	37.3	×	18.0	44.1	×	14.7	30.0	$\circ$
動	名塚中学校	_	_	_	19.4	44.2	×	16.5	36.1	×
車排	テレビ塔	_	_	_	(16.1)	(47.2)	_	16.1	36.9	×
出 ガ	熱田神宮公園	_	_	_	14.7	35.3	×	13.2	32.3	0
ス測	港陽	15.8	36.8	×	16.7	39.5	×	16.1	35.9	×
定	千 竈	15.3	31.7	×	16.7	40.3	×	15.7	37.0	×
局	元塩公園	18.9	50.0	×	21.6	51.9	×	19.3	41.4	×
	愛知工業高校	14.9	35.1	×	14.9	35.9	×	14.7	36.5	×
	中村保健所	_	_	_	(15.3)	(46.0)	_	15.7	34.5	×
_	滝川小学校	_	_	_	15.9	38.0	×	14.8	37.5	×
般環境	八幡中学校	16.1	39.9	×	16.8	41.2	×	16.1	37.1	×
境大	富田支所	15.8	36.3	×	16.3	39.9	×	15.5	37.0	×
気	惟信高校	_	_	_	17.9	43.7	×	15.4	38.5	×
測定	白水小学校	17.0	40.7	×	17.5	40.5	×	16.7	38.0	×
局	守山保健所	_	_	_	(14.2)	(42.9)	_	14.9	38.4	×
	大高北小学校	_	_	_	16.0	38.5	×	14.3	35.0	$\circ$
	天白保健所	_	_	_	(13.7)	(42.2)	_	14.8	37.6	×

環境基準:1年平均値が15  $\mu$  g/m³以下であり、かつ、1日平均値が35  $\mu$  g/m³以下であること。

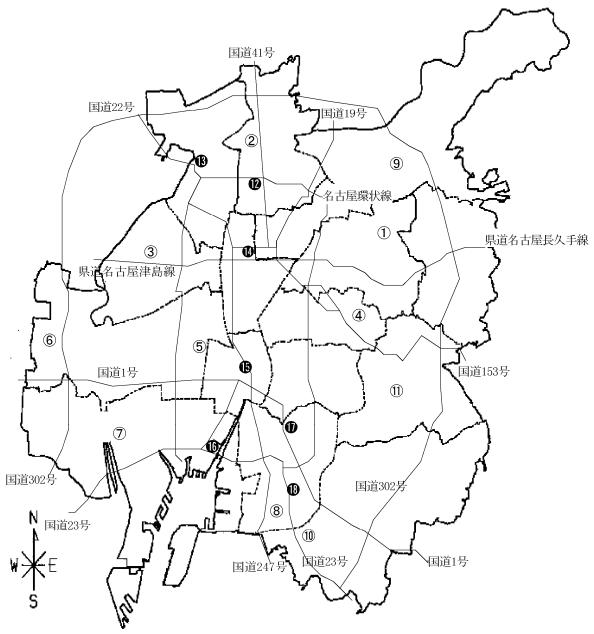
<sup>()</sup>は有効測定日数250日に満たないため参考値



環境基準、環境目標値の達成状況(微小粒子状物質)

達成状	年 度	23	24	25	26	備考
自動車排出ガス測	達成率 (%)	0	0	0	29	
定局	達成測定局数 全測定局数	0	0 4	<u>0</u> 6	7	1年平均値が 15μg/m <sup>3</sup> 以下 であり、かつ、
全測定局	達成率(%)	0	0	0	18	1日平均値が 35μg/㎡以下 であること。
<b>'</b> 王側足同	達成測定局数 全測定局数	<u>0</u> 2	0 8	<u>0</u> 13	<u>3</u> 17	

### <常時監視測定局の配置図>



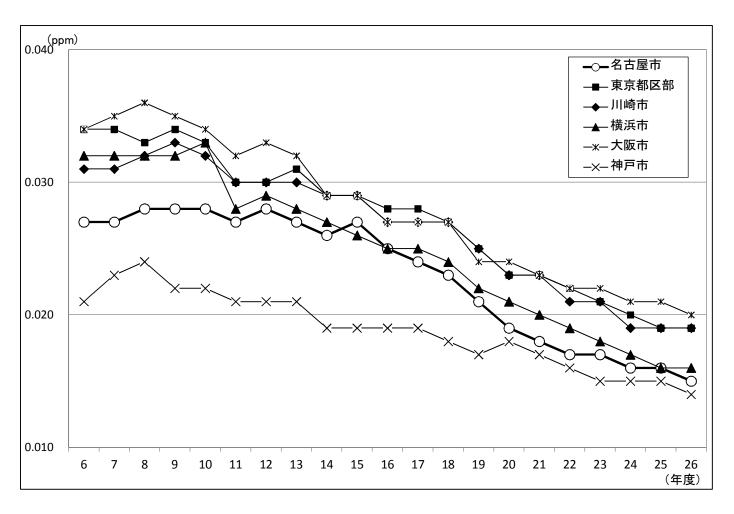
	一般環境大気測定局		自動車排出ガス測定局
1	国設名古屋大気環境測定所	1	上下水道局北営業所
2	愛知工業高校	3	名塚中学校
3	中村保健所	9	テレビ塔
4	滝川小学校	₿	熱田神宮公園
<b>(5)</b>	八幡中学校	<b>9</b>	港陽
<b>6</b>	富田支所	0	千竃
7	惟信高校	<b>(3)</b>	元塩公園
8	白水小学校	<i>/</i> -/ ⊤0	<b>-</b> +v
9	守山保健所		閏者∶ ··愛知県
10	大高北小学校		···愛知県 ~①、 <b>⑫~⑫</b> ···名古屋市
11)	天白保健所	2	· (1)、 <b>心、心</b> ··································

# 2 環境基準適合率の他都市比較

### ① 二酸化窒素(一般局)

年度 都市	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
	0.024	0.023	0.021	0.019	0.018	0.017	0.017	0.016	0.016	0.015
名古屋市	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	17/17	17/17	17/17	17/17	17/17	11/11	11/11	11/11	11/11	11/11
	0.028	0.027	0.025	0.023	0.023	0.022	0.021	0.020	0.019	0.019
東京都区部	96%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	26/27	26/26	26/26	26/26	27/27	26/26	27/27	27/27	27/27	27/27
	0.027	0.027	0.025	0.023	0.023	0.021	0.021	0.019	0.019	0.019
川崎市	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	9/9	9/9	9/9	9/9	9/9	9/9	9/9	9/9	9/9	9/9
	0.025	0.024	0.022	0.021	0.020	0.019	0.018	0.017	0.016	0.016
横浜市	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	20/20	20/20	20/20	20/20	20/20	20/20	20/20	20/20	20/20	20/20
	0.027	0.027	0.024	0.024	0.023	0.022	0.022	0.021	0.021	0.020
大阪市	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	13/13	13/13	13/13	13/13	13/13	13/13	13/13	13/13	13/13	13/13
	0.019	0.018	0.017	0.018	0.017	0.016	0.015	0.015	0.015	0.014
神戸市	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	14/14	13/13	13/13	16/16	16/16	16/16	16/16	16/16	15/15	15/15

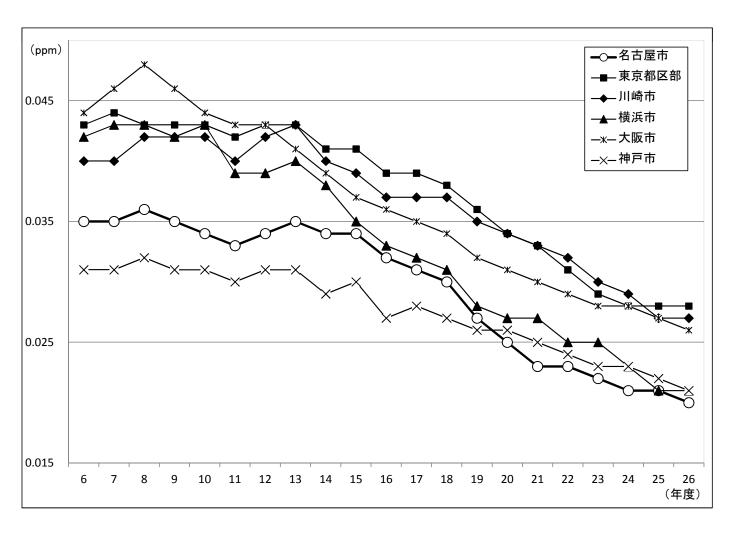
(注)上段は年平均値(ppm)、中段は環境基準への適合率、下段は「適合局数/測定局数」を表す。



#### ② 二酸化窒素(自排局)

年度 都市	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
	0.031	0.030	0.027	0.025	0.023	0.023	0.022	0.021	0.021	0.020
名古屋市	92%	91%	91%	92%	92%	100%	100%	100%	100%	100%
	11/12	10/11	10/11	11/12	11/12	7/7	7/7	7/7	7/7	7/7
	0.039	0.038	0.036	0.034	0.033	0.031	0.029	0.028	0.028	0.028
東京都区部	40%	48%	64%	80%	85%	88%	96%	92%	92%	96%
	10/25	12/25	16/25	20/25	22/26	23/26	25/26	24/26	24/26	25/26
	0.037	0.037	0.035	0.034	0.033	0.032	0.030	0.029	0.027	0.027
川崎市	67%	56%	78%	67%	67%	67%	89%	89%	100%	89%
	6/9	5/9	7/9	6/9	6/9	6/9	8/9	8/9	9/9	8/9
	0.032	0.031	0.028	0.027	0.027	0.025	0.025	0.023	0.021	0.021
横浜市	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	8/8	8/8	8/8	8/8	8/8	8/8	8/8	8/8	8/8	8/8
	0.035	0.034	0.032	0.031	0.030	0.029	0.028	0.028	0.027	0.026
大阪市	72%	64%	82%	100%	80%	100%	100%	100%	100%	100%
	8/11	7/11	9/11	11/11	8/10	11/11	11/11	11/11	11/11	11/11
	0.028	0.027	0.026	0.026	0.025	0.024	0.023	0.023	0.022	0.021
神戸市	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	5/5	5/5	5/5	4/4	6/6	6/6	6/6	6/6	6/6	6/6

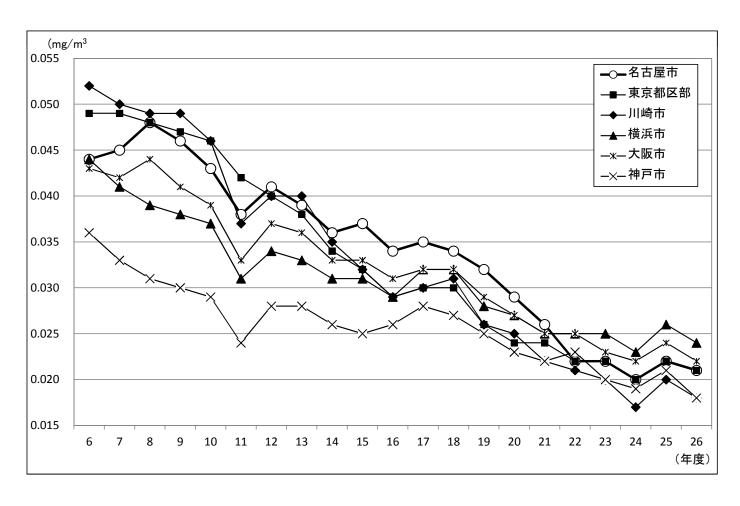
(注)上段は年平均値(ppm)、中段は環境基準への適合率、下段は「適合局数/測定局数」を表す。



### ③ 浮遊粒子状物質(一般局)

年度 都市	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
	0.035	0.034	0.032	0.029	0.026	0.022	0.022	0.020	0.022	0.021
名古屋市	93%	93%	73%	100%	100%	100%	64%	100%	100%	100%
	14/15	14/15	11/15	15/15	15/15	11/11	7/11	11/11	11/11	11/11
	0.030	0.030	0.026	0.024	0.024	0.022	0.022	0.020	0.022	0.021
東京都区部	100%	96%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	96%	100%
	28/28	26/27	27/27	27/27	28/28	27/27	28/28	28/28	27/28	28/28
	0.030	0.031	0.026	0.025	0.022	0.021	0.020	0.017	0.020	0.018
川崎市	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	89%	100%
	9/9	9/9	9/9	9/9	9/9	9/9	9/9	9/9	8/9	9/9
	0.032	0.032	0.028	0.027	0.025	0.025	0.025	0.023	0.026	0.024
横浜市	100%	85%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	85%	100%
	20/20	17/20	20/20	20/20	20/20	20/20	20/20	20/20	17/20	20/20
	0.032	0.032	0.029	0.027	0.025	0.025	0.023	0.022	0.024	0.022
大阪市	93%	100%	93%	100%	100%	100%	0%	100%	100%	100%
	13/14	14/14	13/14	14/14	14/14	14/14	0/14	14/14	14/14	14/14
	0.028	0.027	0.025	0.023	0.022	0.023	0.020	0.019	0.021	0.018
神戸市	100%	100%	100%	100%	100%	100%	80%	100%	100%	100%
	14/14	13/13	14/14	15/15	15/15	15/15	12/15	15/15	15/15	15/15

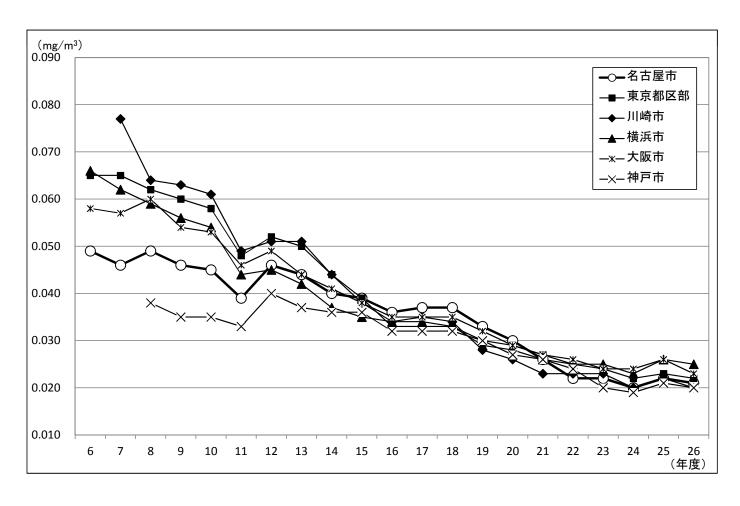
(注)上段は年平均値(mg/m³)、中段は環境基準(長期的評価)への適合率、下段は「適合局数/測定局数」を表す。



#### ④ 浮遊粒子状物質(自排局)

年度 都市	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
	0.037	0.037	0.034	0.030	0.026	0.022	0.022	0.020	0.022	0.021
名古屋市	100%	100%	72%	100%	100%	100%	57%	100%	100%	100%
	12/12	11/11	8/11	12/12	12/12	7/7	4/7	7/7	7/7	7/7
	0.033	0.033	0.030	0.029	0.027	0.025	0.024	0.022	0.023	0.022
東京都区部	100%	100%	100%	100%	100%	100%	96%	100%	92%	100%
	25/25	25/25	25/25	25/25	26/26	26/26	25/26	26/26	24/26	26/26
	0.035	0.034	0.028	0.026	0.023	0.023	0.023	0.020	0.022	0.020
川崎市	100%	55%	100%	100%	100%	89%	100%	100%	78%	100%
	9/9	5/9	9/9	9/9	9/9	8/9	9/9	9/9	7/9	9/9
	0.034	0.033	0.029	0.028	0.026	0.025	0.025	0.023	0.026	0.025
横浜市	100%	75%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	88%	100%
	8/8	6/8	8/8	8/8	8/8	8/8	8/8	8/8	7/8	8/8
	0.035	0.035	0.032	0.029	0.027	0.026	0.024	0.024	0.026	0.023
大阪市	89%	89%	89%	100%	100%	100%	22%	100%	89%	100%
	8/9	8/9	8/9	9/9	9/9	9/9	2/9	9/9	8/9	9/9
	0.032	0.032	0.030	0.027	0.026	0.024	0.020	0.019	0.021	0.020
神戸市	80%	80%	80%	100%	100%	83%	83%	100%	83%	100%
	4/5	4/5	4/5	4/4	4/4	5/6	5/6	6/6	5/6	6/6

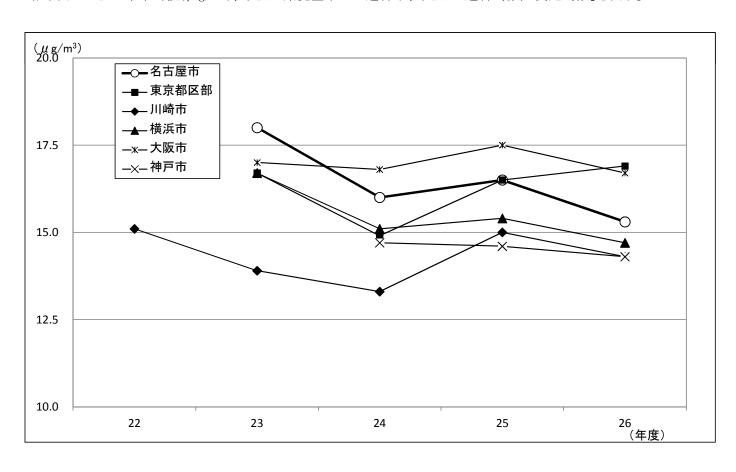
(注)上段は年平均値(mg/m³)、中段は環境基準(長期的評価)への適合率、下段は「適合局数/測定局数」を表す。



### ⑤微小粒子状物質(一般局)

○ \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\					
年度 都市	22	23	24	25	26
	_	18.0	16.0	16.5	15.3
名古屋市	_	0%	0%	0%	10%
	_	0/1	0/4	0/7	1/10
	_	16.7	14.9	16.5	16.9
東京都区部	_	0%	44%	3.7%	0%
	_	0/9	8/18	1/27	0/27
	15.1	13.9	13.3	15.0	14.3
川崎市	0%	50%	100%	0%	13%
	0/1	1/2	4/4	0/6	1/8
	_	16.7	15.1	15.4	14.7
横浜市	_	0%	0%	0%	13%
	_	0/2	0/3	0/5	2/15
	_	17.0	16.8	17.5	16.7
大阪市	_	0%	0%	0%	0%
	_	0/1	0/5	0/7	0/7
			14.7	14.6	14.3
神戸市			33%	9.1%	69%
	_	_	1/3	1/11	9/13

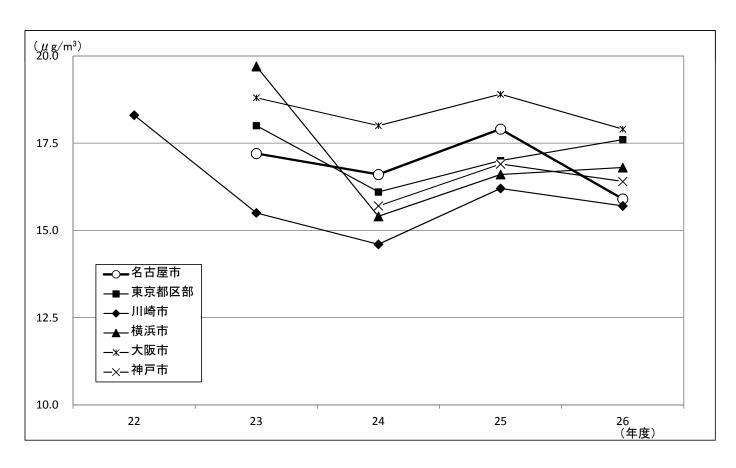
(注)表の上段は年平均値( $\mu g/m^3$ )、中段は環境基準への適合率、下段は「適合局数/測定局数」を表す。



# ⑥微小粒子状物質(自排局)

年度 都市	22	23	24	25	26						
	_	17.2	16.6	17.9	15.9						
名古屋市	_	0%	0%	0%	29%						
	—	0/1	0/4	0/6	2/7						
	_	18.0	16.1	17.0	17.6						
東京都区部	_	0%	17%	0%	0%						
	_	0/9	3/18	0/26	0/26						
	18.3	15.5	14.6	16.2	15.7						
川崎市	0%	0%	75%	0%	17%						
	0/1	0/2	3/4	0/5	1/6						
	_	19.7	15.4	16.6	16.8						
横浜市	_	0%	33%	0%	0%						
	_	0/1	1/3	0/3	0/3						
	_	18.8	18.0	18.9	17.9						
大阪市	_	0%	0%	0%	0%						
		0/2	0/4	0/5	0/5						
_			15.7	16.9	16.4						
神戸市			0%	0%	25%						
	_	_	0/1	0/3	1/4						

(注)表の上段は年平均値( $\mu g/m^3$ )、中段は環境基準への適合率、下段は「適合局数/測定局数」を表す。



# 資料2 幹線道路沿線における大気環境測定結果

#### 1 二酸化窒素 < 経年変化 >

(年平均值、単位:ppm)

									( )	, , , , , ,	- 177. bb.111
地点名	年度	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
	堀田	0.043	0.041	0.039	0.035	0.034	0.029	0.021	0.019	0.022	0.023
	大井	0.030	0.027	0.025	0.022	0.023	0.021	0.018	0.017	0.016	0.014
±27 ±	清水	0.039	0.039	0.036	0.032	0.031	0.026	0.024	0.023	0.023	0.022
都市高速	日岡	0.023	0.027	0.023	0.021	0.019	0.016	0.017	0.017	0.016	0.016
11.7 200	新沼	0.040	0.037	0.035	0.033	0.032	0.031	0.029	0.029	0.028	0.026
	上名古屋	-	-	-	0.025	0.027	0.026	0.021	0.020	0.020	0.019
	大宝	-	_	_	-	_	-	-	-	(0.024)	0.020
環状	小幡	0.024	0.027	0.024	0.021	0.020	0.018	0.020	0.017	0.016	0.016
2号	社口	0.024	0.024	0.022	0.021	0.019	0.019	0.018	0.017	0.017	0.016
国道	伝馬	0.035	0.035	0.032	0.031	0.029	0.027	0.026	0.025	0.024	0.023
1号	昭和橋	0.027	0.028	0.026	0.024	0.023	0.021	0.020	0.018	0.018	0.018
国道 19号	代官町	0.029	0.028	0.026	0.024	0.022					
国道 22号	堀越	0.030	0.028	0.028	0.025	0.023	0.023	0.022	0.020	0.020	0.019
	宝神	0.038	0.039	0.038	0.036	0.035	0.033	0.032	0.031	0.029	0.028
国法	いろは町	0.033	0.032	0.031	0.029	0.027	0.027	0.026	0.025	0.023	0.025
国道 23号	東築地町	0.031	0.035	0.033	0.033	0.030	0.030	0.028	0.027	0.025	0.025
207	七条町	0.027	0.028	0.025	0.024	0.023	0.022	0.021	0.020	0.020	0.020
	要町	0.043	0.042	0.044	0.042	0.039	0.037	0.036	0.035	0.031	0.025
日本	平中	0.023	0.023	0.022	0.019	0.019	0.017	0.016	0.016	0.016	0.015
国道 302号	高針	0.021	0.021	0.019	0.018	0.016	0.015	0.015	0.015	0.013	0.013
	有松	_	_	_	-	-	_	0.016	0.015	0.015	0.014

注()の数字は、環境基準を評価する年間有効測定時間を満たしていないことから参考値

(都市高速及び環状2号は市住宅都市局資料から、国道1号、19号、22号、23号及び302号は中部地方整備局資料から作成)

#### 2 浮遊粒子状物質〈経年変化〉

(年平均值、単位:mg/m³)

_ /1 /2	747 J JV 19	32C WIT 1	<u>~ 10,</u>						( ) 1	<b>⋄</b> III (	Z.mg/ m/
地点名	年度	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
	堀田	0.042	0.038	0.033	0.033	0.029	0.024	0.022	0.021	0.022	0.022
	大井	0.035	0.031	0.028	0.030	0.027	0.025	0.022	0.020	0.021	0.021
±z7 ±	清水	0.038	0.034	0.030	0.030	0.028	0.023	0.022	0.021	0.022	0.022
都市高速	日岡	0.034	0.033	0.031	0.029	0.028	0.026	0.025	0.022	0.024	0.022
III XE	新沼	0.041	0.040	0.032	0.034	0.032	0.029	0.025	0.022	0.023	0.023
	上名古屋	_	_	_	0.028	0.026	0.026	0.023	0.022	0.021	0.022
	大宝	_	_	_	-	-	-	-	-	(0.018)	0.021
環状	小幡	0.035	0.032	0.028	0.029	0.027	0.027	0.026	0.022	0.023	0.021
2号	社口	0.033	0.032	0.032	0.028	0.026	0.024	0.020	0.022	0.023	0.022
国道	伝馬	0.046	0.044	0.039	0.037	0.032	0.030	0.030	0.029	0.029	0.026
1号	昭和橋	0.038	0.037	0.034	0.030	0.028	0.027	0.026	0.023	0.025	0.025
国道 19号	代官町	0.036	0.032	0.032	0.030	0.027	_	_	_	_	_
国道 22号	堀越	0.036	0.036	0.034	0.032	0.030	0.026	0.025	0.025	0.025	0.025
	宝神	0.041	0.042	0.038	0.038	0.031	0.030	0.029	0.026	0.026	0.025
国道	いろは町	0.039	0.038	0.035	0.032	0.030	0.030	0.027	0.025	0.023	0.025
国理 23号	東築地町	0.034	0.036	0.035	0.033	0.028	0.027	0.027	0.024	0.025	0.026
20.5	七条町	0.039	0.036	0.035	0.033	0.030	0.027	0.027	0.027	0.024	0.025
	要町	0.052	0.048	0.044	0.040	0.039	0.033	0.030	0.029	0.028	0.025
国法	平中	0.035	0.036	0.034	0.030	0.028	0.027	0.027	0.025	0.026	0.024
国道 302号	高針	0.031	0.029	0.029	0.027	0.024	0.023	0.023	0.022	0.020	0.021
3323	有松	-	_	_	_	-		0.019	0.017	0.018	0.017

注()の数字は、環境基準を評価する年間有効測定時間を満たしていないことから参考値

(都市高速及び環状2号は市住宅都市局資料から、国道1号、19号、22号、23号及び302号は中部地方整備局資料から作成)

#### 3 二酸化窒素<環境基準の達成状況>

(98%値、単位:ppm)

	年 度	2	22	2	23	2	24	2	25	2	26
地点名		98%値	達成状況	98%値	達成状況	98%値	達成状況	98%値	達成状況	98%値	達成状況
	堀田	0.043	0	0.033	0	0.037	0	0.036	0	0.037	0
	大井	0.039	0	0.037	0	0.038	0	0.036	0	0.028	0
	清水	0.044	$\circ$	0.040	0	0.040	0	0.041	0	0.038	$\circ$
都市高速	日岡	0.033	0	0.037	0	0.037	0	0.036	0	0.034	$\circ$
	新沼	0.049	$\circ$	0.046	0	0.047	0	0.044	0	0.042	$\circ$
	上名古屋	0.045	0	0.040	0	0.039	0	0.040	0	0.036	$\circ$
	大宝		_	_	_		_	(0.043)	_	0.039	$\circ$
環状2 <del>号</del>	小幡	0.038	$\circ$	0.039	$\circ$	0.035	$\circ$	0.033	$\circ$	0.034	$\circ$
绿状石石	社口	0.038	$\circ$	0.038	$\circ$	0.035	$\circ$	0.037	$\circ$	0.032	$\circ$
国道1号	伝馬	0.047	0	0.045	0	0.046	0	0.044	0	0.042	$\circ$
四边17	昭和橋	0.040	$\circ$	0.038	$\circ$	0.039	$\circ$	0.039	$\circ$	0.036	$\circ$
国道22号	堀越	0.041	0	0.039	0	0.038	0	0.040	0	0.040	$\circ$
	宝神	0.057	$\circ$	0.054	$\circ$	0.057	$\circ$	0.053	$\circ$	0.050	$\circ$
	いろは町	0.048	$\circ$	0.045	$\circ$	0.046	$\circ$	0.046	$\circ$	0.047	$\circ$
国道23号	東築地町	0.049	0	0.046	0	0.047	0	0.044	0	0.044	$\circ$
	七条町	0.042	$\circ$	0.040	0	0.040	0	0.040	$\circ$	0.038	$\circ$
	要町	0.066	×	0.065	×	0.063	×	0.056	0	0.046	0
	平中	0.033	0	0.031	0	0.033	0	0.034	0	0.030	0
国道302号	高針	0.034	0	0.034	0	0.033	0	0.032	0	0.030	0
	有松	ı	_	0.036	0	0.036	$\circ$	0.034	$\circ$	0.031	$\circ$

注()の数字は、環境基準を評価する年間有効測定時間を満たしていないことから参考値

(都市高速及び環状2号は市住宅都市局資料から、国道1号、22号、23号及び302号は中部地方整備局資料から作成)

#### 4 浮遊粒子状物質<環境基準の達成状況>

(2%除外值、単位:mg/m³)

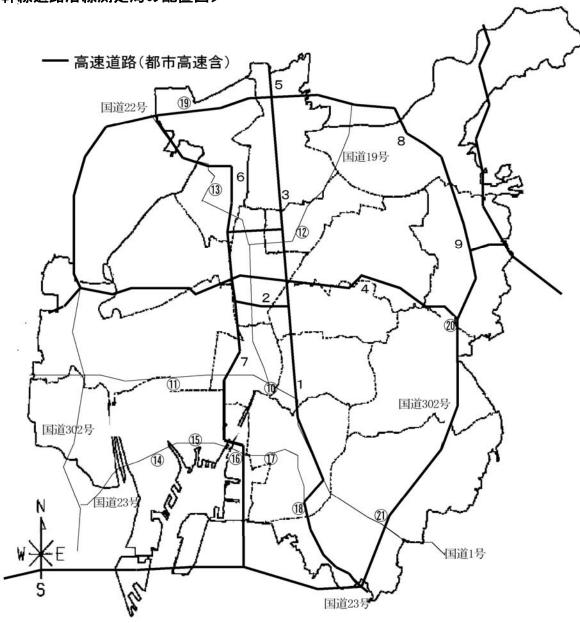
	年 度	2	2	2	3	2	4	2	5	2	6
地点名		2%除外值	達成状況	2%除外值	達成状況	2%除外值	達成状況	2%除外值	達成状況	2%除外值	達成状況
	堀田	0.057	$\circ$	0.049	$\circ$	0.054	0	0.050	0	0.052	$\circ$
	大井	0.066	$\circ$	0.052	× <b>*</b>	0.053	0	0.052	$\circ$	0.051	$\circ$
	清水	0.059	$\circ$	0.052	$\circ$	0.049	$\circ$	0.051	$\circ$	0.054	$\circ$
都市高速	日岡	0.067	$\circ$	0.060	× <b>※</b>	0.060	0	0.059	0	0.052	$\circ$
	新沼	0.067	0	0.054	× <b>※</b>	0.058	0	0.051	0	0.053	0
	上名古屋	0.063	0	0.051	$\circ$	0.053	0	0.050	0	0.056	0
	大宝		_	_		_	_	(0.048)		0.050	0
環状2号	小幡	0.070	0	0.070	$\circ$	0.062	0	0.054	0	0.046	0
來扒乙分	社口	0.057	$\circ$	0.052	$\circ$	0.058	$\circ$	0.055	$\circ$	0.057	$\circ$
国道1号	伝馬	0.063	0	0.062	× <b>※</b>	0.064	0	0.062	0	0.060	$\circ$
四垣1万	昭和橋	0.060	$\circ$	0.054	× <b>※</b>	0.055	0	0.050	0	0.053	$\circ$
国道22号	堀越	0.060	$\circ$	0.053	× <b>※</b>	0.057	$\circ$	0.051	0	0.056	$\circ$
	宝神	0.068	$\circ$	0.065	× <b>*</b>	0.067	0	0.053	$\circ$	0.055	$\circ$
	いろは町	0.068	$\circ$	0.059	× <b>※</b>	0.062	$\circ$	0.051	$\circ$	0.054	$\circ$
国道23号	東築地町	0.057	$\circ$	0.061	× <b>※</b>	0.058	$\circ$	0.053	$\circ$	0.056	$\circ$
	七条町	0.066	$\circ$	0.055	× <b>*</b>	0.058	0	0.054	$\circ$	0.057	$\circ$
	要町	0.070	$\circ$	0.064	× <b>*</b>	0.063	0	0.061	$\circ$	0.057	$\circ$
	平中	0.059	0	0.057	× <b>*</b>	0.059	0	0.057	0	0.054	0
国道302号	高針	0.052	0	0.048	× <b>*</b>	0.049	0	0.046	0	0.050	0
)	有松	_	_	0.046	× <b>※</b>	0.044	0	0.046	0	0.045	0

注()の数字は、環境基準を評価する年間有効測定時間を満たしていないことから参考値

(都市高速及び環状2号は市住宅都市局資料から、国道1号、22号、23号、302号は中部地方整備局資料から作成)

<sup>※</sup>は、日平均値が0.10mg/m<sup>®</sup>を超えた日が2日以上連続したことによる。

# <幹線道路沿線測定局の配置図>



	——————————— 都市高速道路			
1	堀田	10	伝馬	1号
2	大井	11)	昭和橋	1 5
3	清水	12	代官町	19 号
4	日岡	13	堀越	22 号
5	新沼	14)	宝神	
6	上名古屋	15)	いろは町	
7	大宝	16	東築地町	23 号
	名古屋環状 2 号線	17)	七条町	
8	小幡	18	要町	
9	社口	19	平中	
_	理者	20	高針	302 号
_	∙9…市住宅都市局 ~②···中部地方整備局	21)	有松	

### 資料3 微小粒子状物質(PM2.5)成分分析結果

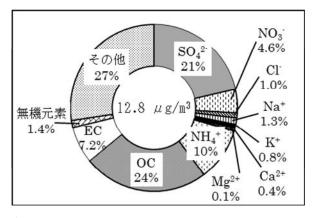
6局(一般局4局、自排局2局)で四季ごとに2週間、1日毎に採取装置でPM2.5を捕集して、 微小粒子状物質の成分分析を実施した。その結果(1日値)の平均は、以下のとおりである。

#### <実施期間>

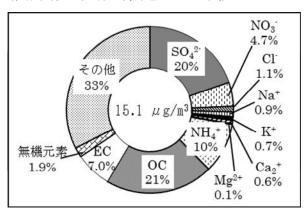
 春期: 5月 8日~ 5月22日
 夏期: 7月23日~ 8月 6日

 秋期:10月22日~11月 6日
 冬期: 1月21日~ 2月 4日

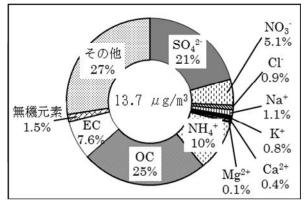
滝川小学校(一般局、延べ55日間)



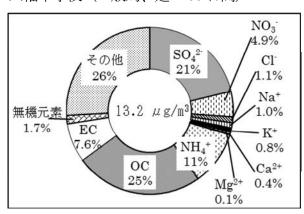
惟信高校(一般局、延べ55日間)



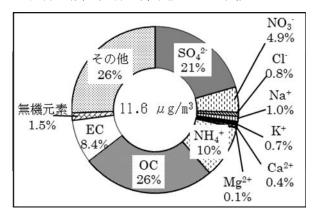
テレビ塔 (自排局、延べ56日間)



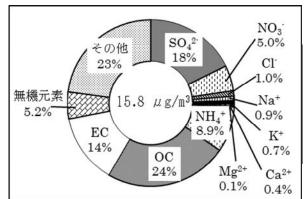
八幡中学校(一般局、延べ56日間)



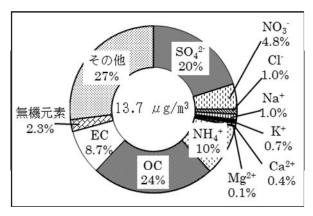
天白保健所(一般局、延べ54日間)



元塩公園(自排局、延べ56日間)



#### 全測定局平均



**SO<sup>2-</sup>**: 硫酸イオン

**NO<sub>3</sub>**: 硝酸イオン

□: 塩化物イオン

Na<sup>†</sup>:ナトリウムイオン

K<sup>†</sup>:カリウムイオン

Ca<sup>2+</sup>:カルシウムイオン

Mg<sup>2+</sup>:マグネシウムイオン

NH:: アンモニウムイオン

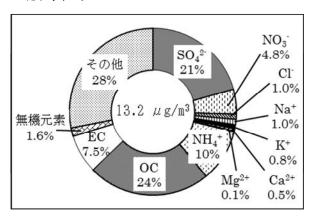
OC:有機炭素

EC:元素状炭素

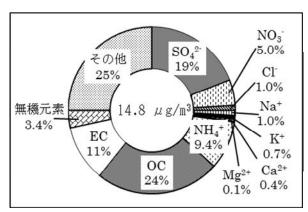
無機元素:鉄、アルミニウム、亜鉛

など

#### 一般局平均



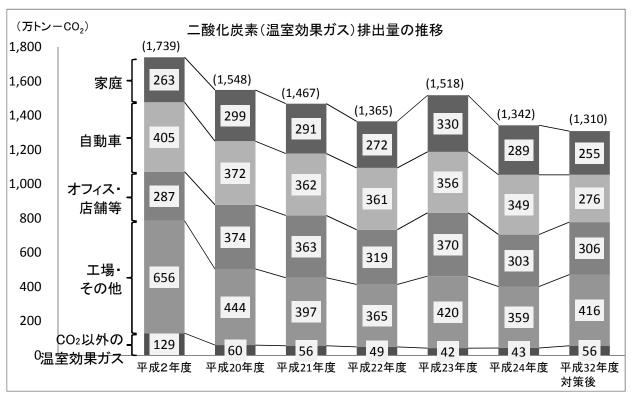
#### 自排局平均



注 各割合は四捨五入しているため、合計して100%にならない場合がある。

分析:名古屋市環境科学調査センター

#### 資料4 二酸化炭素(温室効果ガス)排出量と削減目標



※ 平成32年度の部門別での排出量内訳は試算である。

(単位: 万トン-CO<sub>2</sub>)

		亚比0左连	亚己01左连	亚己00左连	平古95万亩	亚己04左连	豆	元成32年度の目標	票量等
	区分	平成2年度 (1990年度)	平成21年度 (2009年度)	平成22年度 (2010年度)	平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	対策後の 排出量	削減目標量 (平成24年度比)	削減率 (平成24年度比)
	温室効果ガス 1,739 1,467 1,365 1,518 1,3		1,342	1,310	△ 32	△ 2.4%			
	基準年比	100%	84%	78%	87%	77%	75%	_	_
	家庭	263	291	272	330	289	255	△ 34	△ 11.8%
	自動車	405	362	361	356	349	276	△ 73	△ 20.9%
内訳	オフィス・店舗等	287	363	319	370	303	306	3	1.0%
	工場・その他	656	397	365	420	359	416	57	15.9%
	CO2以外の 温室効果ガス	129	56	49	42	43	56	13	30.2%

<sup>※</sup> 数値は、四捨五入しているため、合計に一致しない場合がある。

# 資料5「低公害・低燃費車」と「次世代自動車」の市内保有台数

(単位:台)

				レン	市内保	有台数
				区分	平成25年度末	平成26年度末
		献文 亡	動車	電気自動車	479	505
		1年11日	· 助中·	天然ガス車	約270	約240
	次世代自動車・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			電気自動車	805	1,079
				ハイブリッド車	114,036	137,350
	次		3.5t以下の自動車 (乗用車・トラック	プラグインハイブリッド車	758	1,158
	世	登	等)	天然ガス車	301	261
	1代自	録		燃料電池自動車	1	10
	動	車		クリーンディーゼル車	9,437	13,431
低公	平			ハイブリッド車	465	491
公害			3.5t超の自動車 (トラック・バス等)	天然ガス車	640	580
低	<b>然</b>		•	ポスト新長期規制適合ディーゼル車	6,876	9,827
燃			次t	世代自動車計[A]	約134,000	約165,000
費車			次世代自	自動車保有割合[A/C]	11%	14%
		軽自	動車	低排出ガス・低燃費ガソリン車	約129,000	約134,000
			3.5t以下の自動車 (乗用車・トラック	低排出ガス・低燃費ガソリン車	517,906	512,329
		登	等)	LPガス車	6,179	6,075
		録		低排出ガスガソリン車	233	228
		車	3.5t超の自動車 (トラック・バス等)	LPガス車	286	235
				新長期規制適合ディーゼル車	11,116	10,761
			低公害	・低燃費車計[B]	約799,000	約828,000
			低公害•低燃	養車保有割合[B/C]	66%	68%
		市内全	自動車計[C]	1,205,195	1,211,567	
	軽自	動耳	<b>퇸</b> (四輪車・原動機付自	転車のうちミニカー)	240,690	250,679
内	登録	東	(乗用・貨物(被けん引き	と除く)・乗合・特種自動車)	964,505	960,888
訳		3.5t	以下の自動車		917,433	913,204
		3.5t	超の自動車		47,072	47,684

<sup>(</sup>注1) 3.5t超とは、車両総重量が3.5トンを超える車を指す。

<sup>(</sup>注2) 低排出ガス・低燃費ガソリン車とは、低排出(平成12年排出ガス基準25%低減(☆)以上または平成17・21年排出ガス基準適合以上)かつ低燃費(平成17・22年度または平成27年度燃費基準達成以上)のガソリン車を指す。

<sup>(</sup>注3) 低排出ガスガソリン車とは、低排出(平成12年排出ガス基準25%低減(☆)以上または平成17・21年排出ガス基準適合以上)のガソリン車を指す。

資料6 名古屋市内の低公害・低燃費車の普及状況

(単位:台)

						(甲位:百)
<u></u>	年 度	22	23	24	25	26
	電気自動車	197	462	864	1,284	1,584
	ハイブリッド自動車	約45,000	約63,000	約87,000	約115,000	約138,000
次	プラグインハイブリッド自動車	20	100	467	758	1,158
世代	天然ガス自動車	約1,600	約1,500	約1,300	約1,200	約1,100
自動	燃料電池自動車	2	1	1	1	10
車	クリーンディーゼル車	1,449	4,989	9,868	16,313	23,258
	小 計	約48,000	約70,000	約100,000	約134,000	約165,000
	市内全自動車に占める割合	4%	6%	8%	11%	14%
	メタノール自動車	1	1	1	0	0
低	排出ガス・低燃費ガソリン車	約600,000	約610,000	約650,000	約650,000	約650,000
	LPガス車	6,893	6,776	6,604	6,465	6,310
3.5t	超新長期規制適合ディーゼル車	11,545	11,873	11,570	11,116	10,761
	合 計	約66万	約70万	約76万	約80万	約83万
Γ	市内全自動車に占める割合	56%	59%	64%	66%	68%

<sup>※</sup> 各年度末の台数を集計

<sup>※</sup> クリーンディーゼル車には、ポスト新長期規制適合ディーゼル車を含む

# 第2次自動車騒音優先対策マップ 対象区間における騒音結果及び対策状況

#### <表の見方>

- ○騒音対策状況について
- ・上段は平面道路、下段は併設道路を示す。 ・取組種別(※1)について、①は発生源対策、②は交通量対策、③は交通流対策、④は道路施設対策を示す。
- ○騒音結果について
- ・<u>下線</u>は要請限度超過を示す。 ・「一」は道路状況が類似した他区間の測定結果を準用した区間を示す。
- ・測定種別(※2)について、「定」は定期監視を、「実」は実態監視を、「MP」はモニタリングポスト(市住宅都市局) を示す。
- ・定期監視地点については3日間の結果で等価騒音レベルを算出している(※3)。

						騒音対策状況						騒音調	査結果	
番号	区分	セサ区番	路線名	対象区間の 始点の住所	対象区間の 終点の住所	実施内容 (H27.3現在)	実施年度	取組種別※1	実施主体	※下	(dB)	測定年度	環境 基準 達成率 (%) (昼夜間)	測定 種別 ※ 2
1	A	10320	国道23号 伊勢湾岸自動車道	緑区桶狭間南 (市境)	緑区野末町 (市境)	遮音壁 低騒音舗装 遮音壁	H15	4	名古屋国道事 務所 中日本高速道	75	<u>73</u>	H25	10. 0	実
			国道23号			低騒音舗装 遮音壁 環境施設帯 低騒音舗装		4	路(株) 名古屋国道事 務所					
2	A	10340	名古屋高速 3 号 大高線	緑区大高町茨谷山 (名古屋南JCT)	緑区大高町熊野山 (大高IC)	ETC平日昼間時間帯割引、対象 区間割引(大高~高辻) 排水性舗装 遮音壁	H26 H23, 24 S53	3	名古屋高速道 路公社	73	<u>71</u>	H25	86. 9	実
			国道23号			遮音壁 低騒音舗装		4	名古屋国道事 務所					
3	A	10350	名古屋高速3号	緑区大高町熊野山 (大高IC)	南区鳴尾町河原 (天白川)	ETC平日昼間時間帯割引、対象 区間割引(大高~高辻)	H26	3	名古屋高速道	73	<u>72</u>	H25	35. 0	実
			大高線			排水性舗装 遮音壁 郊区間の末海相制	H23, 24 S53	4	路公社					
4		10070	<b>□</b> ₩00 □	南区丹後通5丁目	南区弥次ヱ町2丁	一部区間の速度規制 (40km/h) 特定車種の車両通行区分(大	S49 S49	3	愛知県警	70	71	Hoc	01.0	定 <sup>※3</sup>
4	A	10370	国道23号	(丹後通)	目(北頭)	貨・大特・特中)PM11~AM6 遮音壁 低騒音舗装	349	4	名古屋国道事	72	71	H26	81. 2	定心
						速度規制(50km/h)	S49	1	務所					
5	A	10420	国道23号	港区十一屋三丁目(十一屋)	港区宝神五丁目 (宝神)	特定車種の車両通行区分(大 貨・大特・特中)PM11~AM6	S49	3	愛知県警	71	<u>72</u>	H25	66. 0	実
						遮音壁		4	名古屋国道事 務所					
6	A	10430	国道23号	港区宝神五丁目 (宝神)	港区藤前三丁目 (市境)	速度規制(50km/h) 特定車種の車両通行区分(大 貨・大特・特中)PM11~AM6	S49 S49	3	愛知県警	<u>77</u>	<u>75</u>	H25	72. 4	実
						遮音壁 低騒音舗装		4	名古屋国道事 務所					
			国道41号	北区丸新町	北区新沼町	遮音壁 低騒音舗装	Hoe	4	名古屋国道事 務所	71	69	H25		実
7	A	10480	名古屋高速11号 小牧線	(楠JCT)	(市境)	ETC平日昼間時間帯割引 排水性舗装 遮音壁	H26 H25, 26 H12	<ul><li>3</li><li>4</li></ul>	名古屋高速道 路公社	74	<u>72</u>	H26	81. 7	MP
8	В	20	東名高速道路	名東区小井堀町 (名古屋IC)	守山区下志段味真 光寺(市境)	遮音壁 低騒音舗装		4	中日本高速道路(株)	65 59	59 55	H25	89. 6	実
9	В	160	東名阪自動車道	中川区新家二丁目 (千音寺仏供田)	中川区新家二丁目 (市境)	遮音壁 低騒音舗装	S61	4	中日本高速道 路(株)	59	56	H25	72. 3	実
10	В	170	東名阪自動車道	名東区姫若町(名 古屋IC)	名東区姫若町(本 郷IC)	遮音壁 低騒音舗装	Н5	4	中日本高速道 路(株)	-	-	-	10. 9	-
11	В	5060	名古屋高速 5 号 万場線	中村区畑江通1丁目(畑江通3)	中村区名駅南三丁目(水主町)	ETC平日昼間時間帯割引、特定 区間割引(千音寺~白川) 排水性舗装 遮音壁	H26 H13, 14 S61	3	名古屋高速道 路公社	67	60	H25	88. 7	実
12	В	10010	国道1号	緑区境松二丁目 (市境)	緑区鳴海町中汐田 (中汐田)	低騒音舗装		4	名古屋国道事 務所	70	67	H25	87. 8	実

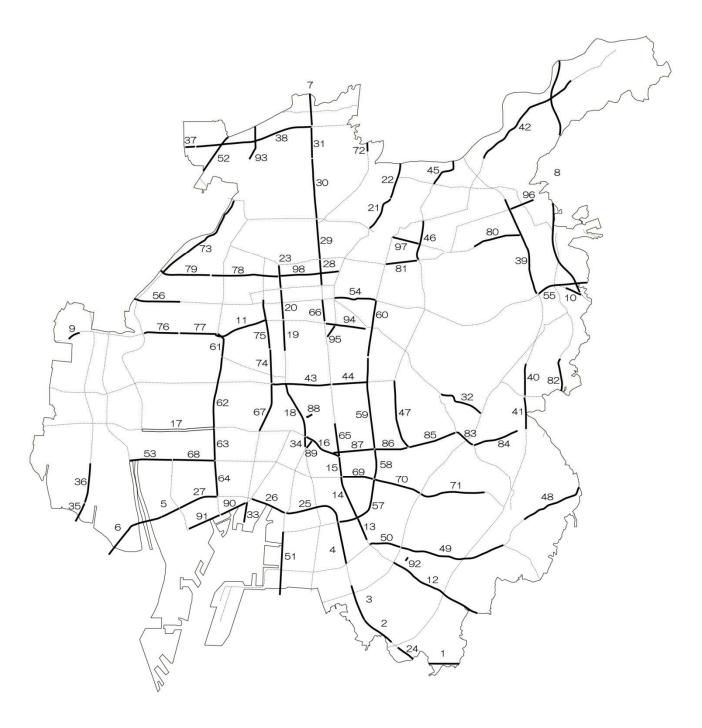
						騒音対	策状況					騒音調	査結果	
番号	区分	セサ区 番号	路線名	対象区間の 始点の住所	対象区間の 終点の住所	実施内容 (H27.3現在)	実施年度	取組 種別 ※1	実施主体	レベル ※ <b>下</b>	騒音 (dB) <b>線</b> は 限度超 夜間	測定年度	環境 基準 達成率 (%) (昼夜間)	測定 種別 ※2
			国道1号			低騒音舗装		4	名古屋国道事 務所					
13	В	10040	名古屋高速 3 号 大高線	南区星崎二丁目 (星崎一)	南区前浜通2丁目 (前浜通)	ETC平日昼間時間帯割引、対象 区間割引(大高~高辻) 排水性舗装	H26 H23, 24	3	名古屋高速道 路公社	72	69	H25	72. 3	実
			国道1号			<u>遮音壁</u> 低騒音舗装	S52~54	4)	名古屋国道事					
14	D	10050	四周17	南区前浜通2丁目	南区千竈通1丁目	ETC平日昼間時間帯割引、対象	H26	3	務所	72	69	H25	59. 7	実
14	Б	10030	名古屋高速3号 大高線	(前浜通)	(千竃通1)	区間割引(大高~高辻) 排水性舗装 遮音壁嵩上げ、中央分離帯新設	H23, 24 H16	4	名古屋高速道 路公社	12	09	1123	59. 1	*
			国道1号			低騒音舗装		4	名古屋国道事 務所					
15	В	10060	名古屋高速3号 大高線	南区千竈通1丁目 (千竃通1)	瑞穂区神穂町 (松田橋)	ETC平日昼間時間帯割引、対象 区間割引(大高~高辻) 排水性舗装 遮音壁	H26 H23, 24 S52~54	<ul><li>3</li><li>4</li></ul>	名古屋高速道 路公社	-	-	_	80.8	-
16	В	10070	国道1号	瑞穂区神穂町 (松田橋)	熟田区伝馬一丁目 (熱田神宮南)					72	68	H25	89. 3	実
17	В	10110	国道1号	中川区昭和橋通3 丁目(昭和橋通3)	中川区昭和橋通9 丁目(高杉東)					69	65	H26	99. 4	定**3
18	В	10150	国道19号	熱田区伝馬一丁目 (熱田神宮南)	熟田区新尾頭三丁 目(新尾頭)	低騒音舗装		4	名古屋国道事 務所	68	66	H25	90. 5	実
19	В	10170	国道19号	中区伊勢山一丁目 (古渡町)	中区大須二丁目 (若宮南)	低騒音舗装		4	名古屋国道事 務所	-	-	-	93. 2	-
20	В	10180	国道19号	中区大須二丁目 (若宮南)	中区錦二丁目 (日銀前)					68	66	H25	94. 0	実
21	В	10240	国道19号	北区山田一丁目 (平安2)	守山区新守山 (天神橋南)					70	66	H26	88. 7	定**3
22	В	10250	国道19号	守山区新守山 (天神橋南)	守山区幸心三丁目 (市境)	低騒音舗装		4	名古屋国道事 務所	71	67	H25	94. 3	実
23	В	10260	国道22号	中区錦二丁目 (日銀前)	中区三の丸一丁目 (名城歩道橋)					67	65	H25	85. 1	実
24	D	10330	国道23号	緑区清水山二丁目		遮音壁 低騒音舗装		4	名古屋国道事 務所	_	_	_	0, 0	
24	Б	10550	伊勢湾岸自動車道	(市境)	(名古屋南JCT)	遮音壁 低騒音舗装	H15	4	中日本高速道 路(株)				0.0	
						速度規制(50km/h)	S49	1	愛知県警					
25	В	10380	国道23号	南区弥次ヱ町2丁 目(北頭)	港区龍宮町(竜宮町)	特定車種の車両通行区分(大 貨・大特・特中)PM11~AM6	S49	3		65	62	H25	93. 0	定**3
						遮音壁		4	名古屋国道事 務所					
						速度規制(50km/h) 特定車種の車両通行区分(大	S49	1	愛知県警					
26	В	10390	国道23号	港区龍宮町 (竜宮町)	港区港楽三丁目 (港陽IC)	貨・大特・特中)PM11~AM6	S49	3		64	62	H25	75. 7	実
						遮音壁 環境施設帯 低騒音舗装		4	名古屋国道事 務所					
						速度規制(50km/h)	S49	1	愛知県警					
27	В	10410	国道23号	港区名四町(名四町)	港区十一屋三丁目 (十一屋)	特定車種の車両通行区分(大 貨・大特・特中)PM11~AM6	S49	3	h 1 = = 1 = 1 = 1 = 1	68	65	H25	76. 4	実
						遮音壁 低騒音舗装		4	名古屋国道事 務所					
			国道41号			遮音壁 低騒音舗装		4	名古屋国道事 務所					
28	В	10440	名古屋高速1号	東区東桜二丁目 (高岳)	東区白壁四丁目 (清水口)	ETC平日昼間時間帯割引、対象 区間割引(楠~東片端)	H26	3	名古屋高速道	69	65	H25	87. 7	実
			楠線・都心環状線			排水性舗装 遮音壁	H15, 16 H6	4	路公社					

						騒音対	策状況				H.	騒音調	查結果	
番号	区分	セサ区番 番号	路線名	対象区間の 始点の住所	対象区間の 終点の住所	実施内容 (H27.3現在)	実施年度	取組種別※1	実施主体	等価騒音 レベル(dB) ※ <b>下線</b> は 要請限度超 昼間 夜間		測定年度	環境 基準 達成率 (%) (昼夜間)	測定 種別 ※2
29		10450	国道41号	東区白壁四丁目 (清水口)	北区志賀南通1丁 目(黒川)	進音壁 低騒音舗装		4	名古屋国道事 務所	71		H25	65. 1	実 MP
	В		名古屋高速1号 楠線			ETC平日昼間時間帯割引、対象 区間割引(楠~東片端) 排水性舗装 遊音壁嵩上げ、中央分離帯新設 裏面吸音板	H26 H15, 16 H15 H5	3	名古屋高速道 路公社		67			
		10460	国道41号	北区志賀南通1丁 目(黒川)	北区中切町 (新川中橋)	遮音壁 低騒音舗装	110	4	名古屋国道事 務所				69. 4	
30	В		名古屋高速 1 号 楠線			ETC平日昼間時間帯割引、対象 区間割引(補~東片端) 排水性舗装	H26	3	名古屋高速道 路公社	73	69	H26 H24		定 <sup>**3</sup> 実
			国道41号			遮音壁嵩上げ 遮音壁 低騒音舗装	H15∼16	4	名古屋国道事 務所					
31	В	10470	名古屋高速1号 楠線	北区中切町 (新川中橋)	北区丸新町 (楠JCT)	ETC平日昼間時間帯割引、対象 区間割引(楠~東片端) 排水性舗装 遮音壁	H26 H15, 16 S63	3	名古屋高速道 路公社	72	69	H25	84. 2	実
32	В	10530	国道153号	昭和区広路町北石 坂(八事)	天白区植田南二丁 目(植田西)	低騒音舗装 一部低騒音舗装実施	H23	4	名古屋国道事 務所 緑政土木局	66	61	H25	94. 4	実
33	В	10580	国道154号	港区港町 (ガーデンふ頭)	港区浜一丁目 (築地口)					55	48	H25	90. 2	実
34	В	10610	国道247号	熱田区伝馬一丁目 (熱田神宮南)	熟田区伝馬二丁目 (内田橋北)	一部低騒音舗装実施	H17	4	緑政土木局	-	-	-	63. 9	-
35	В	10680	国道302号	港区小川三丁目 (市境)	港区小川三丁目 (小川三)	国道302号の整備 愛知県道路交通渋滞対策推進 協議会開催	S63 H26	3	愛知国道事務 所	-	-	-	7. 7	-
36	В	10690	国道302号	港区小川三丁目 (小川三)	港区春田野三丁目(南陽中学校前)	環境施設帯 低騒音舗装		4	名古屋国道事 務所	-		-	21. 4	-
						国道302号の整備 愛知県道路交通渋滞対策推進 協議会開催	S63 H26	3	愛知国道事務所		-			
						排水性舗装	H16	4						
	В	10730		西区中沼町 (清洲JCT)	西区中沼町 (中沼町)	遮音壁 環境施設帯 低騒音舗装		4	名古屋国道事 務所	_		-	92. 0	-
37						国道302号の整備 愛知県道路交通渋滞対策推進 協議会開催	S55 H26	3	愛知国道事務所		-			
						排水性舗装 遮音壁 環境施設帯	H20 H19 S55	4						
			名古屋第二環状 自動車道			遮音壁 低騒音舗装	S63	4	中日本高速道路(株)		<u> </u>			
38	В		国道302号	西区中沼町 (中沼町)	北区丸新町 (楠JCT)	遮音壁 環境施設帯 低騒音舗装		4	名古屋国道事 務所	65	61	H26	82. 4	定**3
		10740				国道302号の整備 愛知県道路交通渋滞対策推進 協議会開催	S55 H26	3	愛知国道事務所					
						排水性舗装 遮音壁 環境施設帯	H15 H21 S55	4						
			名古屋第二環状 自動車道			遮音壁 低騒音舗装	НЗ	4	中日本高速道 路(株)					
39	В	10770	国道302号		名東区一社四丁目 (上社JCT)	遮音壁 環境施設帯		4	名古屋国道事 務所	59     53       59     55       57     50	53		89. 1	実
			四世302万	守山区喜多山一丁 目(大森インター 北)		国道302号の整備 愛知県道路交通渋滞対策推進 協議会開催	S55 H26	3	愛知国道事務 所		55	H25		
			名古屋第二環状 自動車道			遮音壁 低騒音舗装	Н5	4	中日本高速道 路(株)		50	H26		MP

						騒音対	策状況				H	騒音調	查結果	
番号	区分	セサ区番号	路線名	対象区間の 始点の住所	対象区間の 終点の住所	実施内容 (H27.3現在)	実施年度	取組種別※1	実施主体			測定年度	環境 基準 達成率 (%) (昼夜間)	測定 種別 ※2
						遮音壁 環境施設帯 低騒音舗装		4	名古屋国道事 務所					
40	В	10790	国道302号	名東区猪高町大字	天白区梅が丘一丁	国道302号の整備 愛知県道路交通渋滞対策推進 協議会開催	H23 H26	3	愛知国道事務	54	48	H25	86. 8	実
				高針(高針JCT)	目(植田IC)	排水性舗装 遮音壁 環境施設帯	H23 H23 H23	4	所					
			名古屋第二環状自 動車道			遮音壁 低騒音舗装	H23	4	中日本高速道 路(株)					
						遮音壁 低騒音舗装		4	名古屋国道事 務所					
41	D	10800	国道302号	天白区梅が丘一丁	天白区平針五丁目	国道302号の整備 愛知県道路交通渋滞対策推進 協議会開催	H23 H26	3	愛知国道事務	61	56	H25	93. 0	実
41	Б	10000		目(植田IC)	(原一)	排水性舗装 遮音壁 環境施設帯	H23 H24 H23	4	所	01	50	1125	93.0	天
			名古屋第二環状 自動車道			遮音壁 低騒音舗装	H23	4	中日本高速道 路(株)					
42	В	40070	名古屋 多治見線	守山区川東山(竜泉寺南)	守山区下志段味上 野山(志段味中学 校西)					71	64	H25	84. 0	実
43	В	40150	弥富 名古屋線	中川区南八熊町 (八熊通)	昭和区東郊通9丁目(高辻)	一部低騒音舗装実施	H23	4	緑政土木局	1	1	-	93. 4	1
44	В	40160	弥富 名古屋線	昭和区東郊通9丁 目(高辻)	昭和区桜山町6丁 目(桜山)	一部低騒音舗装実施	H22	4	緑政土木局	65	60	H25	91. 9	実
45	В	40180	関田 名古屋線	守山区川柳原 (市境)	守山区森宮町 (大永寺)	一部低騒音舗装実施	H23	4	緑政土木局	-	-	-	87. 4	-
46	В	40200	関田 名古屋線	守山区守山三丁目 (守山)	千種区宮の腰町 (谷口)					64	60	H25	91. 8	実
47	В	40230	関田 名古屋線	昭和区檀溪通5丁 目(檀溪通4)	瑞穂区弥富通3丁 目(弥富通3)	一部低騒音舗装実施	H21	4	緑政土木局	70	64	H25	90. 5	実
48	В	40240	諸輪 名古屋線	緑区白土(市境)	緑区乗鞍二丁目 (徳重)					- 1	- 1	-	69. 4	-
49	В	40260	諸輪 名古屋線	緑区平手南二丁目 (平手)	緑区鳴海町三皿	一部低騒音舗装実施	H26	4	緑政土木局	69	62	H25	92. 4	実
50	В	40270	諸輪 名古屋線	緑区鳴海町三皿 (三皿)	南区星崎二丁目 (星崎一)	一部低騒音舗装実施	H20	4	緑政土木局	-	-	-	91. 1	-
51	В	40350	名古屋 半田線	港区大江町 (大江町)	港区船見町 (市境)	一部低騒音舗装実施	H26	4	緑政土木局	-	-	-	94. 1	-
52	В	40560	名古屋 中環状線	西区円明町 (市境)	西区山田町大字平田(市境)					61	55	H25	92. 6	実
53	В	40590	名古屋 中環状線	港区小賀須二丁目 (日の出橋西)	港区当知一丁目 (当知一)	一部低騒音舗装実施	H22	4	緑政土木局	71	64	H25	91. 3	実
54	В	40640	名古屋 長久手線	中区新栄二丁目 (広小路葵)	千種区今池五丁目 (今池)	一部低騒音舗装実施	H12	4	緑政土木局	68	66	H25	93. 2	実
55	R	40690	名古屋 長久手線	名東区上社四丁目	名東区小井堀町	一部低騒音舗装実施	H21	4	緑政土木局	72	68	H26	84. 1	定※3
JO	р	40090	東名阪 自動車道	(上社JCT)	(市境)	遮音壁 低騒音舗装	Н5	4	中日本高速道 路(株)	70	66	H24	04.1	実
56	В	40820	名古屋 津島線	中村区太閤通9丁 目(中村公園前)	中村区稲葉地町鶉野(市境)	一部低騒音舗装実施	H25	4	緑政土木局	ı	ı	-	86. 4	ı
57	В	40890	名古屋 環状線	南区弥次ヱ町2丁 目(北頭)	南区桜本町2丁目 (桜本町1)	一部低騒音舗装実施	H23	4	緑政土木局	66	62	H25	79. 6	実
58	В	40900	名古屋 環状線	南区桜本町2丁目 (桜本町1)	瑞穂区瑞穂通8丁 目(新瑞橋)					-	-	-	81. 4	-
59	В	40910	名古屋 環状線	瑞穂区瑞穂通8丁 目(新瑞橋)	昭和区阿由知通3 丁目(御器所通)					1	1	-	78. 5	1
60	В	40920	名古屋 環状線	昭和区阿由知通3 丁目(御器所通)	千種区今池五丁目 (今池)					-	-	-	78. 5	-
61	В	40990	名古屋 環状線	中村区太閤通3丁 目(黄金跨線橋北)	中川区五月南通2 丁目(長良町3)					68	64	H25	90.8	実
62	В	41000	名古屋 環状線	中川区五月南通2 丁目(長良町3)	中川区昭和橋通3 丁目(昭和橋通3)					71	67	H25	83. 6	実

1							騒音対	策状況				<u> </u>	騒音調	査結果	
1 日   10 日   2 日   2 日   10 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2 日   2	番号		サス 区間	路線名					種別	実施主体	レベル ※ <b>工</b> 要請	(dB) <b>線</b> は 限度超		基準 達成率 (%)	測定 種別 ※2
10   10   10   10   10   10   10   10	62	D	41010		中川区昭和橋通3	港区川西通3丁目							пое	60.0	定**3
R   1   1   1   1   1   1   1   1   1															
20   1   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2   4100   2	64	В	41020								-	_	-	81. 8	-
1 日本の   1				堀田高岳線	<b>- 地種区地種町</b>	型種区最用語G工									
10   10   10   10   10   10   10   10	65	В	41040				区間割引(大高~高辻) 排水性舗装	H23, 24			-	-	_	92. 4	1
1				堀田高岳線			一部低騒音舗装実施	H14	4	緑政土木局					
京大・・   京大・	66	В	41070	名古屋高速都心			ETC平日昼間時間帯割引	H26	3	名古屋高速道	68	65	H25	93. 4	実
一部地工									4						
一部版工							【低層遮音壁】								
日から   日か															
10				江川線				∼H26	4	緑政土木局	64	60	H25		実
	67	В	41110				【高木植栽】							80. 5	
## 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1							区間割引(東海~山王・尾頭	H26	3	九上日子本学					
50   5   11.50   東の時価線 (当和一) (競馬場前)							排水性舗装		4		62	59	H26		MP
70   B   8   1100   限性傾極	68	В	41130	東海橋線			一部低騒音舗装実施	H26	4	緑政土木局	ı	ı	-	90. 7	ı
10   10   10   10   10   10   10   10	69	В	41160	東海橋線							-	-	-	76. 8	1
11   12   13   13   13   14   13   14   14   15   15   14   15   15   15	70	В	41170	東海橋線			一部低騒音舗装実施	H26	4	緑政土木局	67	63	H25	85. 3	実
12   15   16   17   18   18   18   18   18   18   18	71	В	41180	東海橋線			一部低騒音舗装実施	H15	4	緑政土木局	70	66	H25	83. 7	実
1	72	В	60030	名古屋 犬山線							71	69	H24	71. 4	実
True   True	73	В	60080								_	-	-	88. 4	-
74 B 60090 名古屋高速4号     中川区間至1日 (八飛通)     中川区間至1日 (山王橋)     田田正三1日 (山王橋)     田田正三1日 (山王橋)     日本 (山王橋)     田田正三1日 (田田正三1日 (山王橋)     田田正三1日 (田田正三1日 (山王橋)     田田三1日 (田田正三1日 (田田正三1日 (山王橋)     田田正三1日 (田田正三1日 (田田正1日 (田田正三1日 (田田正三1日 (田田正三1日 (田田正三1日 (田田正三1日 (田田正三1日 (田田正三1日 (田田王三1日 (田田正三1日 (田田正三1日 (田田正三1日 (田田正三1日 (田田正三1日 (田田正三1日 (田田正三1日 (田田正1日 (田田正三1日 (田田正三1日 (田田正三1日 (田田正三1日 (田田正三1日 (田田正三1日 (田田正三1日 (田田正田正1日 (田田正正1日 (田田正正1日 (田田正正1日 (田田正正1日 (田田正正1日 (田田正正1日 (田田正正1日 (田田正1日 (田田正正1日 (田田正正1日 (田田正正1日 (田田正正1日 (田田正正1日 (田田正正1日 (田田正正1日 (田田正正1日 (田田正1日 (田田田田1日 (田田田1日 (田田田田1日 (田田田田1日 (田田田1日				中川中村線			一部低騒音舗装実施	H26	4	緑政土木局					
東海線   中川中村線   中川中村線   中川区山王三丁目	74	В	60090	名士長喜浦 / 早			区間割引(東海~山王・尾頭	H26	3	名士最高連道	60	58	H24	74. 0	実
To   B								H22, 23, 25	4						
TO   B   60100   A 古屋高速都心   (山王橋)				中川中村線			一部低騒音舗装実施	H25	4	緑政土木局					
20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20130   20	75	В	60100	<b>夕士長宣</b> 志如 2.			ETC平日昼間時間帯割引	H26	3	<b>夕士</b> 長宣沛学	67	63	H24	91. 7	実
連島七宝名古屋線							排水性舗装		4						
76   B   60130     73   68   73   68   73   68   73   68   73   68   73   68   73   68   73   68   74   74   75   75   75   75   75   75				津島七宝名古屋線						緑政土木局					
名古屋高速 5 号   万場線   日 (石塚駅前)   日 (石塚田)   日 (石塚駅前)   日 (石塚田)   日 (石塚駅前)   日 (石塚田)   日 (石塚田)	76	В	60130				ETC平日昼間時間帯割引、特定				73	68	H24	84. 1	実
P					路(力場大橋東)	日(岩塚駅前)	排水性舗装	H13~14	4				-11		
77   B   60140   中村区畑江通9丁   中村区墳金通7丁   E   (黄金跨線橋北)   日   (黄金跨線橋北)   日   日   日   日   日   日   日   日   日				津島七宝名古屋線			一部低騒音舗装実施	H26	4	緑政土木局					
11   B   60140   名古屋高速 5 号万   目 (岩塚駅前)   目 (黄金跨線橋北)		D	60140		中村区畑江通9丁	中村区黄金通7丁		H26	3					00.0	
	17	R	00140				排水性舗装	H13~14	4	名古屋高速道 路公社	_	-	_	80. 3	-
遮音壁嵩上げ、中央分離帯新設 H16 ④							遮音壁嵩上げ、中央分離帯新設	H16	4						

						騒音対	策状況				H.	騒音調	查結果	
番号	区分	セナス間番号	路線名	対象区間の 始点の住所	対象区間の 終点の住所	実施内容 (H27. 3現在)	実施年度	取組種別※1	実施主体			測定年度	環境 基準 達成率 (%) (昼夜間)	測定 種別 ※2
			名古屋 甚目寺線			一部低騷音舗装実施	H20	4	緑政土木局	E.I.	KIR			
78	В	60290	名古屋高速都心 環状線	中区丸の内二丁目 (新御園橋)	中村区本陣通3丁 目(本陣通3)	ETC平日昼間時間帯割引	H26	3	名古屋高速道 路公社	72	69	H24	80. 0	実
			<b>垛</b> 小脉			排水性舗装 遮音壁	H17 H5, 6	4	路公社					
79	В	60300	名古屋 甚目寺線	中村区本陣通3丁 目(本陣通3)	中村区日比津町 (市境)	一部低騒音舗装実施	H21	4	緑政土木局	-	ı	-	85. 4	ı
80	В	60420	田籾 名古屋線	名東区引山二丁目 (引山)	千種区猪高町大字 猪子石猪々道(千 代田橋南)	一部低騒音舗装実施	H24	4	緑政土木局	70	65	H24	85. 1	実
81	В	60440	田籾 名古屋線	千種区宮の腰町 (谷口)	千種区古出来三丁 目(古出来町)	一部低騒音舗装実施	H24	4	緑政土木局	66	59	H24	92. 6	実
82	В	60520	浅田 名古屋線	名東区大針三丁目 (梅森坂)	名東区梅森坂西二 丁目(市境)					72	67	H24	79. 7	実
83	В	60550	阿野 名古屋線	天白区池場五丁目 (島田東)	天白区道明町 (新島田橋西)	一部低騒音舗装実施	H26	4	緑政土木局	72	66	H24	88. 0	実
84	В	60580	岩崎 名古屋線	天白区原四丁目 (平針西口)	天白区池場五丁目 (島田東)	一部低騒音舗装実施	H25	4	緑政土木局	72	68	H24	86. 8	実
85	В	60590	岩崎 名古屋線	天白区道明町 (新島田橋西)	瑞穂区弥富通3丁 目(弥富通3)	一部低騒音舗装実施	H26	4	緑政土木局	-	_	-	80. 9	_
86	В	60600	岩崎 名古屋線	瑞穂区弥富通3丁 目(弥富通3)	瑞穂区瑞穂通8丁 目(新瑞橋)	一部低騒音舗装実施	H24	4	緑政土木局	73	68	H24	86. 5	実
87	В	60610	岩崎 名古屋線	瑞穂区瑞穂通8丁 目(新瑞橋)	瑞穂区桃園町 (内浜)	一部低騒音舗装実施	H26	4	緑政土木局	71	67	H24	75. 0	実
88	В	60660	熱田停車場線	熱田区森後町 (熱田駅)	熱田区森後町 (旗屋町)	一部低騒音舗装実施	H16	4	緑政土木局	-	-	-	80. 0	_
89	В	60690	名古屋 東港線	熱田区伝馬二丁目 (内田橋北)	熱田区伝馬二丁目 (伝馬町)					-	1	-	87. 0	-
90	В	60725	港中川線	港区浜一丁目 (築地口)	港区熱田前新田中 川西(築三町)					-	-	-	53. 1	-
91	В	60735	港中川線	港区熱田前新田中川西(築三町)	港区稲永一丁目 (稲永)					71	63	H24	88. 8	実
92	В	60790	鳴海停車場線	緑区鳴海町本町 (本町)	緑区鳴海町向田 (鳴海駅前)	【踏切除却】名鉄名古屋本線 連続立体交差事業 【道路拡幅】浅間橋	H19完了 H20完了	3	緑政土木局	-	1	_	84. 0	-
93	В	60810	名古屋 外環状線	西区玉池町 (市境)	西区南川町 (上小田井)					68	67	H24	93. 8	実
			矢場町線			一部低騒音舗装実施	H26	4	緑政土木局	69	66			
94	В	80030	名古屋高速2号	中区千代田五丁目 (丸田町)	千種区千種本町7 丁目(吹上公園北)	ETC平日昼間時間帯割引、特定 区間割引(高針~吹上西)	H25, 26	3	名古屋高速道	72	67	H24	87. 9	実
			東山線			排水性舗装 遮音壁	H12 S62	4	路公社	69	64			
95	В	80280	葵町線	中区千代田五丁目 (千早)	中区千代田三丁目 (鶴舞公園前)	一部低騒音舗装実施	H19	4	緑政土木局	1	1	-	83. 5	1
96	В	80360	千代田通線	守山区大森一丁目 (大森インター南)	守山区八剣二丁目 (守山警察署北)	一部低騒音舗装実施	H26	4	緑政土木局	70	66	H24	86. 4	実
97	В	80370	大幸線	東区矢田東 (矢田5)	東区砂田橋二丁目 (砂田橋)	一部低騒音舗装実施	H14	4	緑政土木局	72	66	H24	84. 7	実
			外堀町線			一部低騒音舗装実施	Н9	4	緑政土木局	71	67			
98	В	80380	名古屋高速都心	中区丸の内二丁目 (新御園橋)	東区代官町 (平田町)	ETC平日昼間時間帯割引	H26	3	名古屋高速道	11	01	H24	87. 7	実
			環状線			排水性舗装 遮音壁	H17 H5, 6	4	路公社	68	64			



## ■ 対象区間

□ 騒音対策の実施等により、環境基準達成率が95%以上となった区間

\*\*\*\*\* 路線 :対象区間を有する路線

番 号 : 対象区間の番号(A区間: No.1~7、B区間: No.8~98)

図 進捗状況地図

# 資料8 自動車騒音調査結果

## (1)環境基準の面的評価(全区間:評価区間611区間、総延長 572.9km)

		環境基準	達成戸数(環境基準	<b>達成率</b> )	
	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
昼間•夜間	225,067 戸(91%)	225,310 戸(91%)	266,772 戸(94%)	276,618 戸(95%)	276,612 戸(95%)
昼 間	232,386 戸(94%)	232,626 戸(94%)	272,766 戸(96%)	279,941 戸(96%)	279,969 戸(96%)
夜 間	226,503 戸(92%)	226,748 戸(92%)	267,946 戸(94%)	277,773 戸(96%)	277,766 戸(96%)
評価区間内戸数	246,3	90 戸	284,968 戸	290,2	80 戸

<sup>(</sup>注) 平成24・25年度に評価区間、総延長、評価区間内戸数が変更されている。

## (2)環境基準の面的評価(定点:15 地点)

(平成 26 年度)

		評価	区間	道路	に面する		おける面的	
番号	道路名	+7 -	44 H	区間	区間内		えば 東地	
万	(測定地点)	起点	終点	延長 (km)	全戸数 (戸)	昼間	達成戸数 夜間	昼夜
		中川区	中川区	, ,	,,,,,	99%	99%	99%
1	(中川区昭和橋通)	昭和橋通	昭和橋通	1.9	708	(704)	(704)	(704)
2	一般国道 19 号	北区	守山区	1.2	761	100%	89%	89%
	(北区山田町)	山田一丁目	新守山	1.2		(760)	(674)	(674)
3	一般国道 22 号 (西区児玉三丁目)	西区 栄生三丁目	西区康生通	1.3	618	100% (616)	98% (606)	98% (604)
4	一般国道 23 号 (南区浜田町)	南区丹後通	南区弥次ヱ町	1.3	426	92% (394)	78% (331)	78% (331)
(5)	一般国道 23 号 (南区堤町)	南区堤町	南区七条町	0.7	423		_	_
6	一般国道 41 号 名古屋高速道路 1 号楠線 (北区萩野通)	北区黒川本通	北区野方通	1.2	914	70% (643)	68% (626)	68% (626)
7	一般国道 302 号 名古屋第二環状自動車道 (西区八筋町)	西区貴生町	西区赤城町	0.7	289	95% (274)	94% (271)	94% (271)
8	主要県道名古屋岡崎線(天白区平針二丁目)	天白区 原四丁目	天白区 平針三丁目	1.1	1,173	99% (1,165)	87% (1,024)	87% (1,024)
9	主要県道名古屋江南線 (西区市場木町)	西区稲生町	西区市場木町	1.1	427	100% (425)	99% (421)	99% (421)
10	主要県道名古屋長久手線 (名東区小井堀町)	名東区 小井堀町	名東区 小井堀町	0.3	154	84% (130)	79% (121)	79% (121)
11)	主要県道名古屋中環状線 (緑区鳴海町)	緑区 浦里二丁目	緑区鳴海町	1.1	451	100% (451)	100% (451)	100% (451)
12	主要市道名古屋環状線 (中村区佐古前町)	中村区栄生町	中村区本陣通	0.5	508	95% (482)	93% (473)	93% (473)
13	主要市道名古屋環状線(中川区小碓通)	中川区 昭和橋通	港区川西通	1.3	306	81% (248)	69% (211)	69% (211)
14)	主要市道堀田高岳線 名古屋高速道路都心環状線 (中区千代田五丁目)	中区 千代田三丁目	中区 千代田五丁目	0.6	584	93% (546)	95% (552)	93% (543)
15	一般県道津島七宝名古屋線 名古屋高速道路 5 号万場線 (中川区万場五丁目)	中川区島井町	中村区岩塚町	1.7	440	98% (431)	99% (435)	98% (431)
				15.3	7,759	<b>94%</b> (7,269)	<b>89%</b> (6,900)	<b>89%</b> (6,885)

平成 25 年度環境基準の面的評価達成状況	16.0	8,182	93% (7,664)	89% (7,304)	89% (7,283)
-----------------------	------	-------	----------------	----------------	----------------

注 ⑤一般国道 23 号(南区堤町)は周辺工事のため測定を休止した。

# (3)自動車騒音の経年変化(定点)

(平日平均値·LAeq、単位:dB)

選別を地点   時期帯   22 23 24 25 26 26 26 2		W	<u></u> , ,				年 度	产均他•L <sub>A</sub> eq	、 <b>平</b> 应: uD)	
一般同道19号   中川区昭和協通   夜間   65   65   65   66   65   65   65   6		道 路 名 	測 定 地 点	時間帯	22	23	T	25	26	
技術   大阪   大阪   大阪   大阪   大阪   大阪   大阪   大	1	机豆类1日	中川豆町和香港	昼間	69	69	70	69	69	
2     般同道19号     北区山田町     夜間     67     66     66     66     66       3     一般国道22号     超区尺玉三丁目     昼間     73     70     71     69     69       4     一般国道23号     南区浜田町     昼間     70     71     71     72     72       6**     一般国道23号     南区浜町町     昼間     67     67     66     65     一       6     一般国道41号     北区林野埔     昼間     72     71     73     73     73       7     石店屋高速道路19棒線     北区林野埔     昼間     65     65     65     69     69     69       7     一般国道302号     西区八的町     昼間     65     65     65     64     65       夜間     61     61     61     61     60     61       8     主要県道名古屋第二環珠白動車道     天白区平針二丁目     昼間     70     70     70     72     71       8     主要県道名古屋第二環珠白動車道     天白区平針二丁目     昼間     67     67     67     69     68       9     主要県道名古屋上第一大銀     四日本町     石田本町     66     66     67     66     67     66     67       60     主要県道名古屋上東     石田本町     石田本町     72     72     72     72     72     72<	1	一般国担1方	中川区昭和僑迪	夜間	65	65	65	66	65	
夜間   67   67   66   66   66   66   66   6	9		사다나묘짜	昼間	70	70	70	70	70	
一般回道22号   一般回道23号   市区浜田町   一般回道23号   市区浜田町   一般回道23号   市区浜田町   一般回道23号   市区堤町   存間   70   71   71   72   72   72   72   72   72		一放国垣19万	化区川田町	夜間	67	67	66	66	66	
夜間   70   67   67   65   65   65	9			昼間	73	70	71	69	69	
一般国道23号   南区浜田町   夜間   70   71   71   72   71   73   73   73   73   73   73   73	J	一放国坦22万	四区光玉」自	夜間	70	67	67	65	65	
夜間   70   71   71   72   71	1	<b></b>	<b>本区沙田町</b>	昼間	70	71	71	72	72	
一般国道23号   南区堤町   夜間   63   62   62   62   一名   一級国道41号   七区萩野通   昼間   72   71   73   73   73   73   73   73   73	4	一放国地23万	用色供田町	夜間	70	<u>71</u>	<u>71</u>	<u>72</u>	<u>71</u>	
夜間   63   62   62   62   62   62   62   62	-*		本 C 相 町	昼間	67	67	66	65	_	
6       名古屋高速道路1号楠線       北区萩野通       夜間       68       68       69       69       69         7       名古屋第二環状自動車道       西区八筋町       昼間       65       65       65       64       65         8       主要県道名古屋岡崎線       天白区平針二丁目       昼間       70       70       70       72       71         夜間       67       67       67       69       68         9       主要県道名古屋江南線       西区市場木町       昼間       66       66       67       66       67         10       主要県道名古屋長久手線       名東区小井堀町       昼間       72       72       72       72       72       72       72       72       72       72       72       72       72       72       72       72       72       72       72       72       72       72       72       72       72       72       72       72       72       72       72       72       72       72       72       72       72       72       72       72       72       72       72       72       72       72       72        72       72       72       72       72       72       72       72       72       72       72 </td <td>5</td> <td>一放国坦23万</td> <td>用凸堤町</td> <td>夜間</td> <td>63</td> <td>62</td> <td>62</td> <td>62</td> <td></td>	5	一放国坦23万	用凸堤町	夜間	63	62	62	62		
名古屋高速道路15相線   夜間   68   68   69   69   69   69   69   69	6		小乙软散洩	昼間	72	71	73	73	73	
7     名古屋第二環状自動車道     酉区八筋町     夜間     61     61     60     61       8     主要県道名古屋岡崎線     天白区平針二丁目     昼間     70     70     72     71       9     主要県道名古屋江南線     西区市場木町     昼間     66     66     67     66     67       10     主要県道名古屋長久手線     名東区小井堀町     昼間     72     72     72     72       11     主要県道名古屋中環状線     緑区鳴海町     昼間     73     66     67     66     67       11     主要用道名古屋中環状線     母間     69     61     61     61     61       12     主要市道名古屋環状線     中村区佐古前町     昼間     67     68     69     70       2     定期市道名古屋環状線     中川区小碓通     昼間     72     71     72     71     72       13     主要市道堀田高岳線 名古屋高速道路都心環状線     中川区小碓通     昼間     67     68     69     69     70       2     支援市道路市道路都心環状線     中区千代田五丁目     昼間     67     68     69     69     70       2     大田屋市道路市道路等分万場線     中川区万場五丁目     昼間     69     70     70     70     70       3     石屋市 道路号号万易線     中川区万場五丁目     昼間     69     70     70     70     70       4     古屋市 高速道路号号万易線 <td>U</td> <td>名古屋高速道路1号楠線</td> <td>化匹秋封 迪</td> <td>夜間</td> <td>68</td> <td>68</td> <td>69</td> <td>69</td> <td>69</td>	U	名古屋高速道路1号楠線	化匹秋封 迪	夜間	68	68	69	69	69	
名古屋第一塚状目動単連   夜間   61   61   60   61   61   60   61   61	7		<b>亚</b> 皮 // 飲町	昼間	65	65	65	64	65	
8     主要県道名古屋岡崎線     天白区平針二丁目 夜間 67 67 67 69 68       9     主要県道名古屋江南線     昼間 66 66 67 66 67 66 67 66 67 66 67 60 62 62 62 62 62 62 62 62 62 62 62 62 62	ľ	名古屋第二環状自動車道	四色八肋叫	夜間	61	61	61	60	61	
夕     主要県道名古屋江南線     西区市場木町     昼間     66     67     67     69     68       9     主要県道名古屋江南線     西区市場木町     昼間     62     62     62     62     62       10     主要県道名古屋長久手線     名東区小井堀町     昼間     72     72     72     72     72     72     72     72     72     72     72     72     72     72     72     72     72     72     72     72     72     72     72     72     72     72     72     72     72     72     72     72     72     72     72     72     72     72     72     72     72     72     72     72     72     72     72     72     72     72     72     72     72     72     72     72     72     72     72     72     72     72     72     72     72     72     72     72     72     70     70     70     70     70     70     70     70     70     70     70     70     70     70     70     70     70     70     70     70     70     70     70     70     70     70     70     70     70     70     70     70	0	<b>宁</b> 西周诺夕士层园 <u></u> <u></u>	<b>工</b> 力	昼間	70	70	70	72	71	
9     主要県道名古屋江南線     西区市場木町     夜間     62     62     62     62       10     主要県道名古屋長久手線     名東区小井堀町     昼間     72     72     72     72     72       夜間     69     68     68     68     68       11     主要県道名古屋中環状線     昼間     73     66     67     66     67       夜間     69     61     61     61     61     61       12     主要市道名古屋環状線     中村区佐古前町     昼間     63     64     64     65     65       13     主要市道名古屋環状線     中川区小碓通     昼間     72     71     72     71     72       夜間     68     68     68     68     68       14     主要市道堀田高岳線名市道路都心環状線     中区千代田五丁目     昼間     67     68     69     69     70       15     一般県道津島七宝名古屋線名古屋高速道路5号万場線     中川区万場五丁目     昼間     69     70     70     70     70     70       夜間     64     64     65     64     64     65     64     64       要請限度     昼間     64     64     65     64     64	0	土安宗坦石口座问响冰	八口区十四一丁日	夜間	67	67	67	69	68	
夜間   62   62   62   62   62   62   62   6	0	<b>宁</b> 西周诺夕士层汀南绰	<b>亚区</b> 古祖 <del>大</del> 町	昼間	66	66	67	66	67	
10   主要県道名古屋長久手線   名東区小井堀町   夜間   69   68   68   68   68   68   68   68	9	工安宗坦石口座任用冰	四四四獨不可	夜間	62	62	62	62	62	
夜間   69   68   68   68   68   68   68   68	10	→ 市間 道夕 士 层 長 九 千 線	夕東区小共堀町	昼間	72	72	72	72	72	
11   主要県道名古屋中環状線   緑区鳴海町   夜間   69   61   61   61   61   61   61   61	10	工女乐但有日庄民八子脉	石米 <u>四</u> 八开掘时	夜間	69	68	68	68	68	
夜間   69   61   61   61   61     主要市道名古屋環状線	11	<b>宁</b> 西周诺夕士昆巾碧坐绰	绿豆喰海町	昼間	73	66	67	66	67	
12   主要市道名古屋環状線	11	工女尔坦有口座下垛扒冰	冰区"河(中)	夜間	69	61	61	61	61	
夜間   63   64   64   65   65     主要市道名古屋環状線	10	- - - - - - - - - - - - - -	由林豆灶土益町	昼間	67	67	68	69	70	
13   主要市道名古屋環状線	12	工女川坦石 自	下門	夜間	63	64	64	65	65	
夜間     68     68     68     68     68       14 主要市道堀田高岳線名古屋線名古屋線名古屋線名古屋線名古屋高速道路5号万場線     中区千代田五丁目石門田五丁目石門田五丁目石門田五丁目石田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	19	<b>主西古诺夕士民理</b> 华绰	中川区小雅温	昼間	72	71	72	71	72	
14     五子子用追號面間出版 名古屋高速道路都心環状線     中区千代田五丁目 夜間     夜間     63     64     65     65       15     一般県道津島七宝名古屋線 名古屋高速道路5号万場線     中川区万場五丁目 夜間     昼間     69     70     70     70     70       要請限度     昼間     64     65     64     64	19	3 土安印但有百座垛仏脉 中川区小唯四		夜間	68	68	68	68	68	
15     一般県道津島七宝名古屋線名古屋線名古屋高速道路5号万場線     中川区万場五丁目夜間     69     70     70     70     70       要請限度     昼間     64     64     65     64     64	1 /	主要市道堀田高岳線	由反手代田玉丁目	昼間	67	68	69	69	70	
15   名古屋高速道路5号万場線   中川区万場五丁目   夜間   64   64   65   64   64   65   64   64	14	名古屋高速道路都心環状線	1.10011/1111111111111111111111111111111	夜間	63	64	65	65	65	
有日産商     64     64     65     64     64       要請限度     昼間     75	15	一般県道津島七宝名古屋線	中川区万堪五丁日	昼間	69	70	70	70	70	
要請限度	19	名古屋高速道路5号万場線	17711四月加亚1日	夜間	64	64	65	64	64	
		再 排 侃 庇	昼間			75				
		安酮似及	夜間	70						

<sup>※</sup> 周辺工事のため測定を休止した。

<sup>(</sup>注1) 11月から3月に実施した1週間測定のうち代表する平日3日間の値である。

<sup>(</sup>注2) 要請限度を超えたものについては**下線**を付した。

# 資料9 幹線道路沿線における騒音調査結果

(全日平均値·L<sub>4</sub>eg、単位:dB)

				l		年 度	日平均他·L <sub>A</sub> e	·q、平位·ub)
地	点 名	所 在 地	時間帯	22	23	24	25	26
	41.11	<b>神体区坦田</b> 汉	昼間	71	71	71	71	71
	堀田	瑞穂区堀田通	夜間	68	68	68	68	68
	大井	中区大井町	昼間	69	69	69	68	68
都	八升	中色八升叫	夜間	64	63	64	63	63
	清水	北区清水五丁目	昼間	70	70	70	70	70
市	[月 <i>八</i> ]、	<u>北区</u> 俱小业 ] 日	夜間	67	67	67	67	67
,14	日岡 千種区日岡町		昼間	61	61	61	61	61
			夜間	55	55	55	55	55
高	新沼	小区类沿町	昼間	74	74	74	74	74
	<i>1</i> 77  1°C	北区新沼町	夜間	<u>71</u>	<u>71</u>	<u>71</u>	<u>72</u>	<u>72</u>
速	上名古屋	西区上名古屋三丁目	昼間	66	67	67	67	67
	土石口座	四位上布口座—1日	夜間	63	64	64	64	64
	大宝(注3)	熱田区大宝四丁目	昼間	_			65	62
	八玉	然山区八玉臼(1	夜間			-	61	59
環	小幡	守山区小幡三丁目	昼間	59	57	57	57	57
状			夜間	52	51	52	51	51
2	社口	名東区社口二丁目	昼間	57	57	57	57	57
号	11. 口		夜間	51	51	51	51	50
	<del></del>	亨請限度	昼間			75		
	安	7. 旧 P 以 / 又	夜間	夜間 70				

<sup>(</sup>注1) 市住宅都市局の資料から作成

<sup>(</sup>注2) 要請限度を超えたものについては**下線**を付した。

<sup>(</sup>注3) 平成25年11月から測定開始

# 資料10 名古屋市内の自動車保有台数の推移

(単位:台)

	Ī	Т	1	1	EA		ı	(単位:台)
年度末	貨物車	乗合車	乗用車	特殊(種)車	二輪車 (250cc超)	軽自動車	小型特殊車	合 計
63	238,665	3,783	644,524	19,356	17,541	124,158	6,481	1,054,508
元	241,866	3,879	683,934	20,293	17,958	130,224	6,773	1,104,927
2	243,788	3,928	712,762	21,333	17,669	135,354	7,020	1,141,854
3	241,704	3,792	736,772	22,339	17,740	137,722	7,239	1,167,308
4	237,286	3,836	755,869	22,910	18,063	139,005	7,257	1,184,226
5	232,829	3,656	771,274	23,632	18,991	141,688	7,236	1,199,306
6	229,387	3,599	785,718	24,460	19,665	145,248	7,247	1,215,324
7	226,212	3,658	802,468	25,911	19,920	148,181	7,146	1,233,496
8	223,506	3,661	822,519	28,090	19,767	147,881	7,192	1,252,616
9	219,200	3,677	832,456	30,929	20,201	147,672	7,187	1,261,322
10	212,647	3,532	836,439	34,106	20,847	149,218	6,983	1,263,772
11	206,578	3,457	838,563	35,895	21,003	156,072	6,964	1,268,532
12	201,031	3,393	843,190	35,609	21,453	164,663	6,854	1,276,193
13	194,089	3,343	846,075	34,146	21,846	172,606	6,770	1,278,875
14	184,820	3,219	848,785	31,899	22,013	180,961	6,274	1,277,971
15	175,538	3,040	848,700	29,908	22,700	179,882	<b>6,</b> 553	1,266,321
16	166,308	3,104	854,264	28,185	23,177	188,907	6,409	1,270,354
17	157,565	2,964	855,139	26,105	24,039	198,546	6,298	1,270,656
18	150,972	2,891	850,622	24,789	24,785	209,076	6,227	1,269,362
19	148,654	2,893	837,520	24,225	25,542	221,139	6,203	1,266,176
20	142,777	2,831	827,778	22,794	26,370	230,323	6,546	1,259,419
21	137,591	2,853	822,960	22,486	26,607	239,342	6,601	1,258,440
22	134,635	2,837	817,535	22,141	26,687	243,544	6,367	1,253,746
23	132,944	2,870	821,687	22,135	26,866	246,529	6,248	1,259,279
24	130,516	2,858	820,579	22,261	27,226	251,435	6,110	1,260,985
25	128,639	2,897	821,306	22,363	27,864	259,763	6,169	1,269,001
26	127,686	2,931	818,358	22,703	27,961	269,804	6,124	1,275,567

備 考 中部運輸局及び市財政局の提供資料から作成

# 資料11 名古屋市内の交通量の推移

## 名古屋市内(県道以上)の走行台キロの推移

(単位:千台キロ/12時間)

年 度	昭和				平成					
道路種別	52	55	60	63	2	6	9	11	17	22
高速道路	261	421	608	1,104	1,561	2,279	2,933	2,793	3,222	3,117
	(100)	(161)	(232)	(423)	(598)	(873)	(1124)	(1070)	(1234)	(1194)
一般国道	3,096	3,180	3,408	3,538	3,625	3,785	3,783	3,671	3,960	3,966
	(100)	(103)	(110)	(114)	(117)	(122)	(122)	(119)	(128)	(128)
主要地方道	3,165	3,049	3,329	3,363	3,422	4,384	4,291	4,218	4,118	4,119
	(100)	(96)	(105)	(106)	(108)	(139)	(136)	(133)	(130)	(130)
一般県道	1,733	1,868	2,482	2,665	2,636	2,036	2,092	1,990	1,930	1,728
	(100)	(108)	(143)	(154)	(152)	(117)	(121)	(115)	(111)	(100)
合 計	8,255	8,518	9,827	10,670	11,244	12,484	13,099	12,672	13,230	12,930
	(100)	(103)	(119)	(129)	(136)	(151)	(159)	(154)	(160)	(157)

注:()内の数字は、昭和52年度を100とした時の値である。

(道路交通センサス報告書から作成)

# 資料12 名古屋市内の自動車騒音・振動苦情件数の推移

(単位:件)

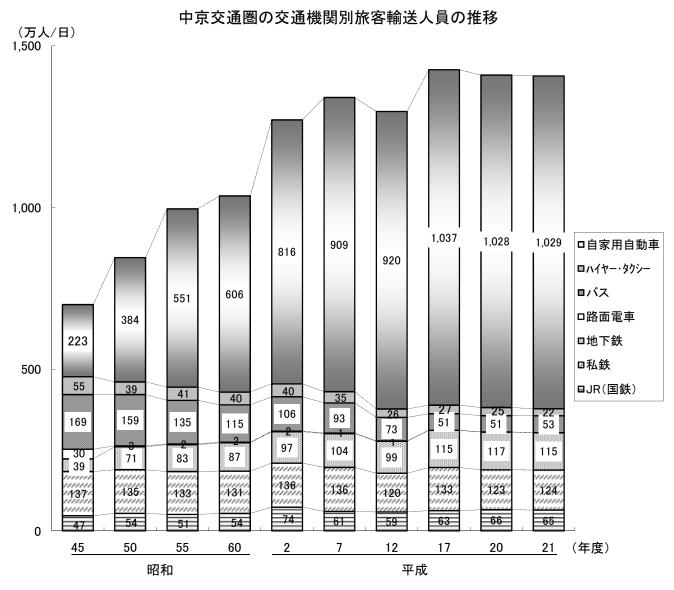
年度	22	23	24	25	26
騒音	18	13	22	34	9
	(1,319)	(1,180)	(1,537)	(1,526)	(1,233)
振動	5	12	20	19	21
	(213)	(238)	(420)	(416)	(302)

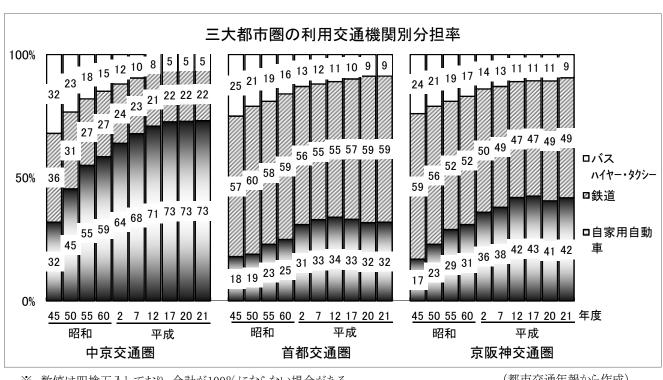
<sup>※1</sup> 保健所が処理した自動車に関する騒音・振動苦情の延べ件数

<sup>(</sup>アイドリングに関するものを除く)

<sup>※2 ()</sup>内は保健所が処理した騒音・振動苦情の延べ総件数

資料13 交通機関別の利用状況





※ 数値は四捨五入しており、合計が100%にならない場合がある。

(都市交通年報から作成)

## 資料 14 自動車 NOx・PM 法による車種規制非適合車実態把握調査等結果

#### (1) 非適合車実態把握調査

貨物自動車・バス・特種自動車を対象に、ビデオ等でナンバープレートを読み取り、自動車 検査登録情報協会から情報を取得することで、非適合車\*の通行量を調査した。

※自動車 NOx・PM 法に基づく車種規制に適合しない(名古屋市内を「使用の本拠の位置」として登録できない)貨物自動車等のこと。なお、CNG車、トレーラー、クレーン車等は規制対象外である。

#### ア 平成26年度調査結果

(単位:台)

調査日時	区分	適合車	非適合車	対象外	合 計	非適合車の割合 (非適合車/合計)
H26.11.19(水) 5~19 時	豊橋方面 (上り)	6, 477	242	72	6, 791	3.6%
H26.11.21(金) 5~19 時	四日市方面 (下り)	4, 678	209	66	4, 953	4. 2%
計		11, 155	451	138	11,744	3. 8%

<sup>(</sup>注) 同一車が複数通過した場合、重複して算出した。(イーウも同じ)

## イ 調査結果推移

(単位:台)

						, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
調査日	調査場所	適合車	非適合車	対象外	合 計	非適合車の割合 (非適合車/合計)
① H26.11.19(水) •21(金)	南区丹後通 (国道 23 号)	11, 155	451	138	11, 744	3. 8%
②H25.12.16(月) •19(木)	南区丹後通 (国道 23 号)	11,025	595	264	11,884	5. 0%
③H24.11.20(火) •22(木)	南区丹後通(国道23号)	13, 883	1,006	265	15, 154	6. 6%
④H23.10.31(月) •11.1(火)	南区丹後通 (国道 23 号)	8,811	903	127	9, 841	9. 2%

<sup>(</sup>注) 調査時間は、①~③5~19 時、④8~12、15~19 時である。

## ウ 非適合車の使用者の所在地別及び事業用自家用別割合

(単位:台)

区分	市内	県内 (市外)	岐阜・三重 ・静岡	他県	合計
事業用	33	98	90	28	249
(緑ナンバー)	(7.3%)	(21.7%)	(20.0%)	(6.2%)	(55. 2%)
自家用	30	86	76	10	202
(白ナンバー)	(6.7%)	(19. 1%)	(16.9%)	(2.2%)	(44.8%)
計	63	184	166	38	451
計	(14.0%)	(40.8%)	(36.8%)	(8.4%)	(100%)

<sup>(</sup>注) ()内は、総数(451 台)を100%としたときの割合。

「使用者の所在地」は、事業用は本社、自家用は自社(自宅)の登録が多い。

## エ 事業者毎の非適合車の使用者の所在地別等割合

区分	市内	県内 (市外)	岐阜・三重 ・静岡	他県	合計
事業用	26 社	57 社	71 社	27 社	181 社
(緑ナンバー)	31 両	76 両	81 両	27 両	215 両
自家用	18 社	63 社	62 社	10 社	153 社
(白ナンバー)	22 両	70 両	65 両	10 両	167 両
計	44 社	120 社	133 社	37 社	334 社
μl	53 両	146 両	146 両	37 両	382 両

<sup>(</sup>注)事業者ごと(同一車が複数通過した場合、重複せずに1両として算出)に集計した。

非適合車を使用していた東海四県の貨物自動車運送事業者(154社)に対し、パンフレット等を送付し要綱の周知を実施した。

## (2) 交通量調査

## ア 時間別大型車混入率割合

区分	時間帯	5 時	6 時	7時	8時	9時	10 時	11 時	12 時	13 時	14 時	15 時	16 時	17 時	18 時	合計
	大型車 (台)	146	12	93	54	90	85	98	118	101	105	99	100	90	62	1, 253
豊橋	小型車 尙	71	212	285	217	190	200	182	228	238	202	195	256	276	367	3, 119
方面 (上り)	計份	217	224	378	271	280	285	280	346	339	307	294	356	366	429	4, 372
	混入率 (%)	67	5	25	20	32	30	35	34	30	34	34	28	25	14	29
	大型車 (台)	109	105	72	71	127	117	136	129	105	133	126	101	85	46	1, 462
四日市 方面	小型車 尙	83	180	371	279	222	196	192	216	230	188	205	282	354	327	3, 325
(下り)	計份	192	285	443	350	349	313	328	345	335	321	331	383	439	373	4, 787
	混入率 (%)	57	37	16	20	36	37	41	37	31	41	38	26	19	12	31

<sup>(</sup>注) 調査日:上り H26.11.19(水)、下り H26.11.21(金) 調査場所:南区丹後通(国道23号) 毎正時から10分間の交通量である。混入率は、大型車混入率を示す。

## イ 大型車混入率推移

細木口	油木吐胆	上刑事(ム)	ル刑害(ム)	△⇒1. (五)	上刑士油工法
調査日	調査時間	大型車(台)	小型車(台)	合計(台)	大型車混入率
H26.11.19(水)·21(金)	5~19 時	2,715	6, 444	9, 159	29.6%
口20.11.19(八)*21(金)	8~12、15~19 時	1, 487	3, 940	5, 427	27.4%
H25.12.16(月)·19(木)	5~19 時	2, 790	5, 746	8, 536	32. 7%
口25.12.10(月)*19(八)	8~12、15~19 時	1, 551	3,609	5, 160	30.1%
H24.11.20(火)·22(木)	5~19 時	3, 327	6, 976	10, 303	32.3%
Π24.11.20( <i>)</i> ( <i>)</i> ( <i>)</i> *22( <i>/</i> \/)	8~12、15~19 時	1,830	4, 333	6, 163	29. 7%
H23.10.31(月)・11.1(火)	8~12、15~19 時	2, 037	4, 364	6, 401	31.8%

<sup>(</sup>注) 毎正時から10分間の交通量である。

#### (参考) 全国道路・街路交通情勢調査報告書(道路交通センサス) (平成22年度)

区分	大型車(台)	小型車(台)	合計(台)	大型車混入率
12 時間(7~19 時)交通量	13, 481	45, 821	59, 302	22. 7%
24 時間交通量	22, 177	69, 493	91,670	24. 2%

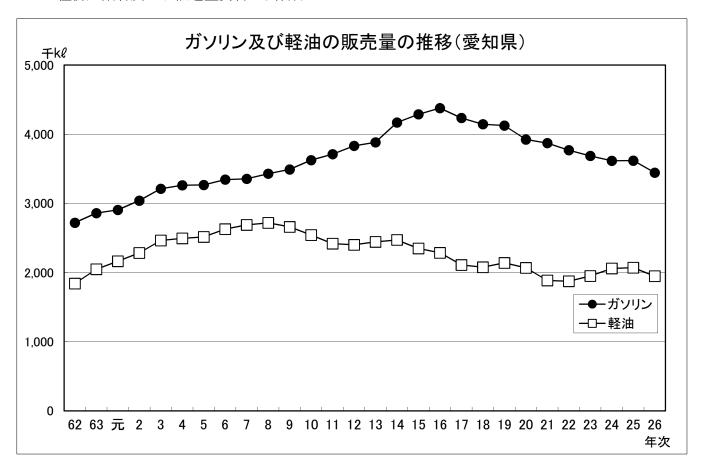
<sup>(</sup>注)調查場所:南区要町5丁目

# 資料15 ガソリン及び軽油の販売量の推移(愛知県)

単位:kℓ

年	ガソリン	軽油
昭和62	2,719,536	1,840,799
63	2,858,509	2,048,354
平成元	2,904,921	2,164,047
2	3,038,662	2,283,673
3	3,210,811	2,463,360
4	3,261,267	2,494,504
5	3,265,429	2,515,383
6	3,343,534	2,627,523
7	3,354,262	2,688,912
8	3,428,714	2,717,781
9	3,489,774	2,659,381
10	3,624,319	2,542,908
11	3,710,910	2,418,274
12	3,831,011	2,400,516
13	3,881,495	2,443,740
14	4,168,090	2,471,879
15	4,287,177	2,348,622
16	4,376,261	2,284,622
17	4,234,286	2,109,207
18	4,143,939	2,076,586
19	4,123,845	2,139,099
20	3,922,347	2,067,516
21	3,871,187	1,886,346
22	3,799,412	1,836,595
23	3,686,484	1,949,700
24	3,614,777	2,059,703
25	3,616,684	2,070,904
26	3,443,340	1,947,714

経済産業省及び石油連盟資料から作成



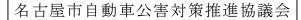
# 参 考 資 料

参考資料	1	名古屋市自動車公害対策推進協議会について	- 83
参考資料	2	名古屋市自動車公害対策推進協議会の協議内容	- 84
参考資料	3	自動車騒音優先対策マップの更新の経緯	- 86
参考資料	4	名古屋市自動車公害対策推進協議会の国家要望	- 90
参考資料	5	名古屋市自動車公害対策推進協議会の日本自動車工業会への要望	
参考資料	6	自動車排出ガス規制値	- 96
参考資料	7	今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について(第十二次答申)の概要	- 102
参考資料	8	今後の自動車排出ガス総合対策のあり方について(答申)の概要	- 103
参考資料	9	微小粒子状物質の国内における排出抑制策の在り方について(中間取りまとめ)の概要	- 105
参考資料	10	乗用自動車の燃費基準	- 106
参考資料	11	貨物自動車の燃費基準	- 107
参考資料	12	自動車騒音の大きさの許容限度等	- 109
参考資料	13	今後の自動車単体騒音低減対策のあり方について(第三次答申)の概要	- 111
参考資料	14	名古屋地域における低公害車等補助・融資・税制優遇制度	- 112
参考資料	15	自動車燃料品質規制値	- 116
参考資料	16	公用車への低公害・低燃費車の導入方針	- 117
参考資料	17	市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例(抄)	119
参考資料	18	市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則(抄)	120
参考資料	19	名古屋市自動車公害対策推進協議会運営要領	122
参考資料	20	名古屋市自動車公害対策推進協議会から専門部会への付議事項	124
参考資料	21	名古屋市自動車公害対策推進協議会委員等名簿	125

# 名古屋市自動車公害対策推進協議会について

名古屋市自動車公害対策推進協議会は、自動車公害対策の総合的かつ計画的な推進に関して、関係機関・団体等相互の間における緊密な連絡協議を図ることを目的として、市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づき設置されている。協議会の組織及び沿革は以下のとおりである。

## (1) 組織



— 名古屋市自動車公害対策推進協議会幹事会

- 自動車騒音・排出ガス対策専門部会

- 次世代自動車普及・エコドライブ専門部会

## (2) 沿革

(2) /u <del>+</del>	
昭和55年5月16日	名古屋市公害対策審議会から「名古屋市の自動車公害対策に 関する基本的な考え方について」答申
昭和55年8月26日	名古屋市自動車公害対策推進協議会を設置
平成6年1月11日	名古屋市公害対策審議会から「今後の窒素酸化物対策の具体 的方策について」答申
平成6年7月14日	「窒素酸化物専門部会」を設置
平成8年2月14日	協議会で「名古屋市における自動車排出窒素酸化物対策の推進について」をとりまとめる
平成8年6月26日	「道路交通騒音対策専門部会」を設置
平成8年10月14日	協議会で「名古屋市における道路交通騒音対策に係る取組方針」をとりまとめる
平成12年4月1日	「天然ガス自動車専門部会」を設置
平成14年7月26日	名古屋市環境対策審議会から「名古屋市公害防止条例の見直 しに当たっての基本的な考え方について」答申
平成15年10月1日	「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例」施行
平成15年11月20日	条例に基づく名古屋市自動車公害対策推進協議会を開催
	専門部会を「自動車騒音・排出ガス対策専門部会」、「エコカー普及専門部会」、「エコドライブ専門部会」に改正
平成17年5月9日	名古屋市環境対策審議会から「名古屋市環境基本計画の見直 し及び名古屋市環境基本条例に基づく環境目標値の設定につ いて」答申
平成17年9月15日	協議会で自動車騒音優先対策マップを策定
平成19年3月20日	協議会でなごや自動車環境対策アクションプランを策定
平成22年12月14日	協議会で第2次なごや自動車環境対策アクションプランを策定
平成23年11月16日	「エコカー普及専門部会」、「エコドライブ専門部会」を「次世代 自動車普及・エコドライブ専門部会」に統合
平成26年12月18日	協議会で第2次自動車騒音優先対策マップを策定
平成19年3月20日 平成22年12月14日 平成23年11月16日	協議会で自動車騒音優先対策マップを策定 協議会でなごや自動車環境対策アクションプランを策定 協議会で第2次なごや自動車環境対策アクションプランを策定 「エコカー普及専門部会」、「エコドライブ専門部会」を「次世代 自動車普及・エコドライブ専門部会」に統合

## 参考資料2

## 名古屋市自動車公害対策推進協議会の協議内容

- 1 第 13 回協議会「平成 27 年 12 月 18 日]
  - (1) 議事等

## ア 議事事項

(ア) 副会長の選任

委員の互選により、副会長が選任された。

(イ) 第2次なごや自動車環境対策アクションプランの一部改正(案) 事務局から資料に基づき説明があり、案のとおり承認された。

#### イ 報告事項

- (ア) 第2次なごや自動車環境対策アクションプランにおける進捗状況 事務局から資料に基づき報告した。
- (イ) 第2次自動車騒音優先対策マップ対象区間における対策状況等 事務局から資料に基づき報告した。
- (ウ) 関係機関・団体等における自動車環境対策の取組み 事務局から資料に基づき報告した。 また、1機関から取組みの説明が行われた。
- (エ) 自動車環境対策の推進に関する国家要望 事務局から資料に基づき報告した。
- ウ その他

資料をもとに報告書を作成することが承認された。

- (2) 講演「燃料電池自動車MIRAIの開発と水素社会実現に向けて」 トヨタ自動車株式会社 製品企画本部 ZF チーフエンジニアを講師に迎え、講演 が行われた。
- 2 第 11 回幹事会 [平成 27 年 11 月 17 日]
  - (1) 名古屋市自動車公害対策推進協議会における議事事項について
    - ア副会長の選任

事務局から資料に基づき説明した。

- イ 第2次なごや自動車環境対策アクションプランの一部改正(案) 事務局から資料に基づき説明した。
- (2) 名古屋市自動車公害対策推進協議会における報告事項について
- ア 第2次なごや自動車環境対策アクションプランにおける進捗状況 事務局から資料に基づき説明した。
- イ 第2次自動車騒音優先対策マップ対象区間における対策状況等 事務局から資料に基づき説明した。
- ウ 関係機関・団体等における自動車環境対策の取組み 5機関・団体から取組み内容について説明が行われた。
- エ 自動車環境対策の推進に関する国家要望 事務局から資料に基づき報告した。
- (3) その他

1機関から温暖化防止に関する取組みの説明と協力の要請があった。 事務局から今後のスケジュール等について説明した。

- 3 第4回次世代自動車普及・エコドライブ専門部会「平成27年10月26日]
  - (1) 第2次なごや自動車環境対策アクションプランの進捗状況とその課題 事務局から資料に基づき説明した。
  - (2) 次世代自動車の普及について 事務局から資料に基づき説明した。
  - (3) 関係機関・団体等における次世代自動車普及・エコドライブの取組み 各委員から取組内容について説明後、質疑応答が行われた。
  - (4) 自動車環境対策の推進に関する国家要望 事務局から要望に対する国の回答の概要について報告した。
  - (5) その他 事務局から今後のスケジュール等について説明した。
- 4 第 12 回自動車騒音・排出ガス対策専門部会「平成 27 年 10 月 19 日]
  - (1) 第2次なごや自動車環境対策アクションプランの進捗状況とその課題 事務局からの説明後、質疑応答が行われた。
  - (2) 第2次自動車騒音優先対策マップ対象区間における対策状況等 事務局からの説明後、質疑応答が行われた。
  - (3) 第2次なごや自動車環境対策アクションプランの改正(案) 事務局から資料に基づき説明した。
  - (4) 関係機関・団体等における自動車騒音・排出ガス対策の取組み 各委員から取組内容について説明後、質疑応答が行われた。
  - (5) 自動車環境対策の推進に関する国家要望 事務局から要望に対する国の回答の概要について報告した。
  - (6) その他 事務局から今後のスケジュール等について説明した。

## 自動車騒音優先対策マップの更新の経緯

#### 1 経緯

名古屋市では、北区、東区内の都市高速道路、国道 41 号及び市道堀田高岳線沿道において自動車騒音の要請限度\*\*1を超えていたことから、平成 14 年 8 月に愛知県公安委員会に対して道路交通法の規定による措置を執るべきことを要請した。

その後、自動車公害対策推進協議会として、自動車騒音に係る夜間の要請限度を超えている可能性が高い地域を早急に改善するため、平成17年9月に自動車騒音優先対策マップ(以下「第1次優先対策マップ」という。)を策定した。また、平成19年3月には自動車に起因する大気汚染、二酸化炭素の排出及び騒音に対しての対策を着実に推進するために「なごや自動車環境対策アクションプラン」を策定し、騒音対策としては、第1次優先対策マップを取り込み、総合的な対策に取り組むこととした。

さらに、平成22年12月には、第2次なごや自動車環境対策アクションプラン(以下「第2次アクションプラン」という。)に改定し、騒音対策としては中期的目標を概ね達成したことから、新たに平成32年度を目標とする第2次目標を策定した。

#### なごや自動車環境対策アクションプランの騒音に係る目標(平成 19年3月策定)

中期的目標(目標年度:平成22年度)

・自動車騒音優先対策マップのA区間の要請限度超過状況を解消

長期的目標(目標年度:平成23年度以降)

- ・自動車騒音優先対策マップ対象区間の要請限度超過状況を解消
- ・騒音に係る環境基準の達成

## 第2次なごや自動車環境対策アクションプランの騒音に係る目標(平成 22 年 12 月策定)

第2次目標(目標年度:平成32年度)

- ・市内の幹線道路全体での昼夜間における環境基準達成率を95%以上まで改善
- ・騒音対策に優先的に取り組む区間(A区間)及びその他の地点での要請限度超過状況の改善 長期的目標(最終目標)
  - ・騒音に係る環境基準の達成

第2次アクションプランの策定をうけ、市環境局による詳細調査(実態調査)を実施後、優先対策マップを更新することとした。今回、その騒音調査が完了し、最新の騒音調査結果がまとまったことから、第2次アクションプランの長期的目標を達成するため、新たな自動車騒音優先対策マップ(以下「第2次優先対策マップ」という。)を策定するものである。

なお、平成7年7月7日最高裁判所の国道43号・阪神高速道路公害訴訟判決や平成26年1月29日広島高等裁判所の国道2号騒音訴訟判決では、騒音について環境基準\*2より厳しい受忍限度も示されている。

- ※1 騒音規制法に基づくもので、自動車騒音がその限度を超えていることにより道路の周辺の生活 環境が著しく損なわれると認めるときに、市長が県公安委員会に対し、道路交通法の規定による 措置を執るよう要請する際の限度(昼間[6時~22時]75dB、夜間[22時~6時]70dB)
- ※2 環境基本法に基づくもので、環境上の条件について、人の健康を保護し生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準(昼間[6時~22時]70dB、夜間[22時~6時]65dB)

#### 2 対象となる区間

第2次アクションプランの目標の一つである「幹線道路全体での昼夜間における環境基準達成率95%以上」を達成していない道路交通センサス(平成22年度)区間(98区間)を対象区間とし、平成25年度の環境基準(面的評価)調査結果等により選定する。

また、対象区間の内、特に緊急に対策を進める区間をA区間と定め、第2次アクションプランのもう一つの目標である「**要請限度**の超過状況の改善」を達成していない7区間とする。

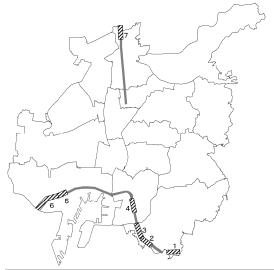
さらに、残る 91 区間についてはB区間と定め、「幹線道路全体での昼夜間における環境 基準達成率 95%以上」の達成に向け、関係機関で発生源対策、交通量対策、交通流対策、 道路施設対策等を総合的に行うものとする。

区分	区間数	内容	選定条件
対象区間	98 区間	環境基準(面的評価)調査結果等により選定 [出典:名古屋市の騒音-自動車騒音・振動編(平成24年度・平成25年度)名古屋市環境局発行]	・昼夜間における <b>環境基準達成率</b> <b>95%未満</b>
A区間 (特に緊急に対 策を進める区間)		平成 32 年度を目途に地域の状況等を踏まえた騒音対策に <u>優</u> 先的に取り組む区間	<ul> <li>・平成 23~25 年度に要請限度(等価騒音レベル 昼間 75dB、夜間70 dB) 超</li> <li>[出典:名古屋市の騒音-自動車騒音・振動編(平成24 年度・平成25年度)名古屋市環境局発行]</li> </ul>
B区間	対象区間 の内 91 区間 <sup>**</sup>	関係機関で発生源対策、交通量 対策、交通流対策、道路施設対 策等を総合的に実施する区間	・昼夜間における環境基準達成率 95%未満(A区間を除く)

<sup>※</sup> 今後、B区間については優先順位を定め、総合的な対策を実施するものとする。

## 3 第2次優先対策マップ

A区間を図示したものを第2次優先対策マップとする。



	A区間:	平成32年度を目途に地域の状況等を踏ま
		えた騒音対策に優先的に取り組む区間
_	마선 소스	A 反明ナナナフ吸約/ <b>※伽ナナキルニナ</b> )

路線: A 区間を有する路線(**詳細を右表に示す**)

番号: A区間の番号

番号	路線名	対象区間の 始点の住所	対象区間の 終点の住所
1	国道 23 号	緑区桶狭間南	緑区野末町
	伊勢湾岸自動車道	(市境)	(市境)
2	国道 23 号	緑区大高町茨谷山	緑区大高町熊野山
	名古屋高速連絡路	(名古屋南 J C T)	(大高 I C)
3	国道 23 号	緑区大高町熊野山	南区鳴尾町河原
	名古屋高速 3 号大高線	(大高 I C)	(天白川)
4	国道 23 号	南区丹後通5丁目 (丹後通)	南区弥次ヱ町2丁目 (北頭)
5	国道 23 号	港区十一屋三丁目 (十一屋)	港区宝神五丁目 (宝神)
6	国道 23 号	港区宝神五丁目 (宝神)	港区藤前三丁目 (市境)
7	国道 41 号	北区丸新町	北区新沼町
	名古屋高速小牧線	(楠JCT)	(市境)

※B区間については、優先順位等を定め随時マップに反映

## 4 第2次優先対策マップに基づく騒音対策の考え方

対策の実施にあたっては、各施策実施主体が、それぞれの関係施策について積極的に取組むこととし、必要に応じ各施策実施主体が相互に連携するなど、その効果的な推進に努め、自動車騒音の一層の低減に努めるものとする。

また、自動車騒音対策については、これまでの対策の実施の有無、地域の状況(居住状況等)、路面の劣化状況、地元の要望等を考慮して進めるものとし、発生源対策、交通量・ 交通流対策、道路施設対策等を総合的に行う。

#### (例)

- ○発生源対策
  - ・自動車単体の騒音規制の強化の働きかけ(タイヤ騒音規制の早期実現)
- ○交通量・交通流対策
  - ・公共交通機関等への転換
  - ・広域ネットワークの構築
  - ・渋滞解消に向けた総合的な取組み
- ○道路施設対策
  - ・低騒音舗装等の敷設及び修繕

## 5 第2次優先対策マップの更新

騒音対策の進捗状況については、名古屋市及び関係機関による騒音測定結果等をもとに第2次優先対策マップに反映させていくとともに、B区間の優先順位を定めた時点で更新を行うものとする。

なお、アクションプランの騒音に係る目標が見直された場合には、第2次優先対策マップについても全体的な見直しを行うものとする。

#### 6 騒音測定地点

市環境局は、平成27年度から第2次優先対策マップに合わせて、騒音の測定地点数等の見直しを行うものとする。(平成26年度までは毎年15地点測定[定期監視])

# 自動車騒音優先対策マップの比較

	第1次優先対策マップ	第2次優先対策マップ
対象区間の 選定条件	・過去3年間に <b>夜間の要請限度</b> (等価 騒音レベル 70dB)超	昼夜間における <b>環境基準達成率 95%</b> <u>未満</u>
対象区間数	24 区間	98 区間
A区間 (特に 緊急に対策を 進める区間) の選定条件	<ul> <li>・過去3年間に<u>夜間の</u>要請限度(等価 騒音レベル 70dB) 超</li> <li>・<u>幹線道路に面する地域の住居等密度</u> が 500 戸/km 超</li> </ul>	平成 23~25 年度に <b>要請限度</b> (等価騒音レベル 昼間 75dB、夜間 70 dB) <b>超</b>
A区間の目 標年度等	概ね5年 域の状況等を踏まえた騒音対策に優 先的に取り組む区間	平成32年度を目途に地域の状況等を 踏まえた騒音対策に優先的に取り組 む区間
A区間の区 間数	対象区間の内9区間	対象区間の内7区間
B区間 (その他区間)	その他区間:地域の状況等を踏まえた 騒音対策に優先的に取り組む区間	B区間:関係機関で発生源対策、交通 量対策、交通流対策、道路施設対策等 を総合的に実施する区間
B区間(その他 区間)区間数	対象区間の内15区間	対象区間の内91区間
優先対策マップ	18 12 19 16 16 16 16 16 16 16 16 16 16 16 16 16	
策定年月	H17.9 策定	H26. 12 策定
備考		騒音測定結果やB区間について定め られた優先順位を随時マップに反映

平成27年9月1日

経済産業省製造産業局長 糟 谷 敏 秀 様 国土交通省自動車局長 藤 井 直 樹 様 環境省水・大気環境局長 高 橋 康 夫 様

> 名古屋市自動車公害対策推進協議会会 長田宮正道 (名古屋市副市長)

#### 自動車環境対策の推進に関する要望

国におかれましては、自動車排出ガス及び騒音に係る規制の強化や低公害車の普及など自動車環境対策の推進に格別のご尽力を賜り、深く感謝を申し上げます。

当推進協議会では、関係機関、関係団体の協力のもと各種自動車環境対策の推進に努めておりますが、名古屋市内においては国道23号など自動車交通が集中している地域の二酸化窒素及び粒子状物質による大気汚染並びに幹線道路周辺における騒音について、さらなる改善の努力を要する状況にあります。

また、地球温暖化防止の観点からは、自動車からの二酸化炭素等の温室効果ガス排出量を大幅に削減することが必要となっております。

さらには、東日本大震災を機に、輸送用燃料におけるエネルギーの分散化・多様化が 求められるとともに、災害時における電力確保の観点での自動車の役割が注目されるよ うになっております。

国におかれましては、こうした状況を十分におくみとりいただき、次記事項について 格段のご配慮を賜るとともに、総合的な見地から自動車環境対策を強力に推進されます ように要望いたします。 1 自動車NOx・PM法の車種規制の実効性の確保を図るため、対策地域外において も規制適合車両への転換を推進するとともに、地方主要都市を含め対策地域を拡大さ れたい。

また、ステッカー貼付を義務化し、車検制度等の活用により、適合車へのステッカーの確実な交付の仕組みや効果的な取締り体制を構築し、対策地域内への流入車についても規制対象とするよう図られたい。

#### 【要望先】国土交通省、環境省

2 電気自動車、プラグインハイブリッド車、CNG車など低公害・低燃費車の普及を 促進するため、価格低減や性能向上につながる技術開発を推進されたい。

低公害・低燃費車両の導入及び充電器・燃料供給施設整備に対する補助制度を整備・ 拡充するとともに、税制上の優遇措置を継続されたい。

また、自動車運送事業者に対する運行・維持管理費の補助制度の整備を図られたい。

【要望先】経済産業省、国土交通省、環境省

3 燃料電池自動車の普及に向けて、技術開発を推進するとともに、燃料供給施設に対する規制の見直しの着実な実施を図られたい。

また、燃料電池自動車の導入に対する補助制度を継続するとともに、燃料供給施設整備に対する補助制度を継続、強化されたい。

さらに、燃料電池自動車、燃料供給施設等における水素ガスの安全性について情報 の収集及び広報に努められたい。

【要望先】経済産業省、国土交通省、環境省

4 車両重量化の抑制や重量車の一層の燃費改善を図るため、自動車メーカー各社ごとの販売実績を考慮した燃費基準とするのではなく、全社共通の燃費規制値を採用されたい。

また、新たな燃費基準の設定において、エアコン、カーナビ等の標準装備を稼働させて燃費の測定をする方法を採用し、電装品の省エネルギー化など技術開発の一層の促進を図られたい。

さらに、自動車メーカー、電装品メーカー、タイヤメーカーに対して燃費改善のための技術開発の推進や低廉な価格での市場投入を働きかけられたい。

【要望先】経済産業省、国土交通省、環境省

5 エコドライブの普及を推進するために、エコドライブ支援装置やアイドリング・ストップ装置の装着補助を整備・拡充するとともに、自動車メーカーに対してその標準

装備化を働きかけられたい。

【要望先】経済産業省、国土交通省、環境省

6 運転免許取得希望者に対して行う学科・実技講習及び運転免許既取得者に対して行 う免許更新時講習に、必須事項としてエコドライブを組み入れるよう働きかけられた い。

【要望先】経済産業省、国土交通省、環境省

7 自動車交通騒音対策を推進するため、「今後の自動車単体騒音低減対策のあり方について(第三次答申)」(平成27年7月)に基づき、速やかに自動車単体規制の強化を図るとともに、自動車メーカー、タイヤメーカーに対して騒音低減のための技術開発の推進を働きかけられたい。

【要望先】経済産業省、国土交通省、環境省

8 使用過程での排出ガス低減装置の性能維持のために、各種センサー等による高度な 車載式故障診断装置(OBDシステム)の技術開発及び早期導入が図られるよう、自 動車メーカー等に対して働きかけられたい。

【要望先】国土交通省、環境省

9 揮発性有機化合物 (VOC) 発生抑制対策の更なる推進のため、ORVR車の導入 に向けた検討など、給油時、走行時、駐車時の各場面において排出される燃料蒸発ガ スに対する対策を早期に進めるとともに、自動車メーカーに対してはORVR車の市 場導入等を働きかけられたい。

※ORVR 車:燃料蒸発ガスを回収し、車の燃料として再利用できる大型回収装置を装着した車

【要望先】国土交通省、環境省

10 「微小粒子状物質の国内における排出抑制策の在り方について(中間とりまとめ)」に基づき、微小粒子状物質(PM2.5)の発生源別寄与割合の究明や低減対策の検討を早急に推進するとともに、健康影響についての知見の収集に努められたい。

また、超微小粒子(ナノ粒子)に関する調査研究を推進されたい。

【要望先】環境省

11 自動車NOx・PM法の対策地域に指定されている地方公共団体に対し、自動車 登録データの随時無償提供等に協力されたい。

【要望先】国土交通省

平成27年9月1日

一般社団法人 日本自動車工業会 会 長 池 史 彦 様

名古屋市自動車公害対策推進協議会 会 長 田 宮 正 道 (名 古 屋 市 副 市 長)

## 自動車環境対策の推進に関する要望

日ごろは、自動車環境対策について、格段のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当推進協議会では、関係機関、関係団体の協力のもと、各種自動車環境対策の推進に努めておりますが、名古屋市におきましては、国道23号など自動車交通が集中している地域の二酸化窒素及び粒子状物質による大気汚染、幹線道路周辺における騒音並びに地球温暖化防止のための二酸化炭素等の温室効果ガス排出削減について、さらなる改善の努力を要する状況にあります。

このため、当推進協議会では最新規制適合車への代替、低公害・低燃費車の普及などの 発生源対策のほか、交通量・交通流対策など諸施策を実施し、道路沿道環境の改善と併 せて地球温暖化の防止に努めております。

さらに、当推進協議会では、一層の排出ガス規制の強化、自動車騒音の低減等について、国に対して要望を行ってきております。

自動車製造業界各位におかれましても、こうした名古屋市の状況を十分にご理解いただき、次記事項について格段のご配慮をいただきますよう要望いたします。

1 二酸化窒素や浮遊粒子状物質の環境基準を達成・維持するためには、ディーゼル自動車からの窒素酸化物や粒子状物質を削減する必要があるため、ポスト新長期規制に適合するディーゼル自動車を早期に低廉な価格で大量に市場へ供給するよう図られたい。

また、排出ガス低減対策技術の開発を強力に進め、次期排出ガス規制値を達成するディーゼル重量車の早期市場導入を図られたい。

- 2 使用過程での排出ガス低減装置の性能維持のために、各種センサー等による高度な 車載式故障診断装置(OBD システム)の技術開発をするとともに早期導入を図られた い。
- 3 ユーザーが次世代自動車を選択しやすいようにするため、車種の多様化に努められたい。

また、特に電気自動車、プラグインハイブリッド車、CNG車の価格低減や性能向上につながる技術開発を推進するとともに、普及促進に努められたい。

- 4 燃料電池自動車の普及を促進するため、価格低減や性能向上につながる技術開発を推進するとともに、燃料電池自動車の安全性(衝突安全性等)に関する広報に努められたい。
- 5 自動車の省エネルギー対策を推進するため、燃費基準をさらに一層上回る自動車の 技術開発を推進し、供給を図られたい。
- 6 自動車への給油時や自動車の駐車時及び走行時に排出される燃料蒸発ガスの低減の ため、燃料蒸発ガスを回収し燃料として再利用できる大型回収装置等の導入について 検討を進められたい。
- 7 エコドライブの普及を図るため、エコドライブ支援装置やアイドリング・ストップ 装置の低廉化、標準装備化を図られたい。
- 8 燃費向上に資するエコドライブの確実な普及を推進するため、講習会等においてエコドライブの周知を積極的に行われたい。
- 9 微小粒子状物質 (PM2.5) に関する研究成果の普及に努めるとともに、引き続き研究を進められたい。

10 自動車交通騒音対策を推進するため、「今後の自動車単体騒音低減対策のあり方について(第三次答申)」(平成27年7月)に提示された次期加速走行騒音及びタイヤ騒音の許容限度目標値を達成する自動車の早期市場導入を図られたい。

## 参考資料6

## 自動車排出ガス規制値

	Ŧ	が表現制(新長期規制) 現行規制(ポスト新長期規制) 現行規制(ポスト新長期規制)				次期規制									
<u> </u>	1.	五/J·J	試験モード	成分	規制年	規制値	試験モード	成分	規制年	規制値	試験モード	成分	規制年	規制値	
			コンバイン	СО	1.92 (1.15)		<b>ラ</b> ンバ かっ	СО		1.92 (1.15)	4				
	j	乗用車	モード <sup>※3</sup>	NMHC	平成17年	0.08 (0.05)	コンバイン モード <sup>※4</sup>	NMHC	平成21年	0.08 (0.05)	次期規制については未定				
			(g/km)	NOx		0.08 (0.05)	(g/km)	NOx		0.08 (0.05)					
						(:)		PM		0.007(0.005)					
			<b>カンドカ</b> ン	CO		6.67 (4.02)	モード**4	СО		6.67 (4.02)					
	轁	至自動車	コンバイン モード <sup>※3</sup>	NMHC	平成19年	0.08 (0.05)		NMHC	平成21年	0.08 (0.05)	次期規制については未定			未定	
			(g/km)	NOx		0.08 (0.05)	(g/km)	NOx		0.08 (0.05)					
ガソ	Ī					1 00 (1 15)		PM		0.007(0.005)					
リン		权具古	コンバイン	СО		1.92 (1.15)	コンバイン	СО		1.92 (1.15)					
L		軽量車 (GVW≦	モード <sup>※3</sup>	NMHC	平成17年	0.08 (0.05)	モード <sup>※4</sup>	NMHC	平成21年	0.08 (0.05)	次期規制については未定			未定	
Ρ		1.7t)	(g/km)	NOx		0.08 (0.05)	(g/km)	NOx		0.08 (0.05)					
G 車	١.					1.00 (0.55)		PM		0.007(0.005)					
	- ラッ	中量車	コンバイン	СО		4.08 (2.55)	<b>カルベク</b> ノ	СО		4.08 (2.55)	次期規制については未定				
	ク	(1.7t< GVW≦	モード <sup>※3</sup>	NMHC	平成17年	0.08 (0.05)	コンバイン モード <sup>※4</sup>	NMHC	平成21年	0.08 (0.05)				未定	
	バ	3.5t)	(g/km)	NOx		0.10 (0.07)	(g/km)	NOx		0.10 (0.07)					
	ス							PM		0.009(0.007)					
		重量車		CO NMHC		21.3 (16.0)	JE05モード ※4 (g/kWh)	CO	平成21年	21.3 (16.0)					
		(3.5t <	JE05モード (g/kWh)	平成1 NOx	平成17年	0.31 (0.23)		TVIVITTO		0.31 (0.23)	次期規制については未定			未定	
		GVW)				0.9 (0.7)		NOx PM		0.9 (0.7)					
				СО	- b	0.84 (0.63)	モード (g/km)	CO	平成21年	0.84 (0.63)					
			コンバイン モード (g/km)	NMHC		0.032(0.024)		NMHC		0.032(0.024)					
	į	乗用車		NOx <u>小型</u> 中型		0.19 (0.14)		NOx		0.11 (0.08)	次期規制については未定	未定			
			(8/ 1111)	PM <u>小型</u> 中型		0.017(0.013)		PM		0.007(0.005)					
╽┟	1			P型 CO		0.019(0.014) 0.84 (0.63)		СО		0.84 (0.63)					
		軽量車	コンバイン	NMHC		0.032(0.024)	コンバイン	NMHC		0.032(0.024)					
デ		(GVW≦ 1.7t)	モード (g/km)	3.70	0.19 (0.14)	モード (g/km)	NOx	平成21年	0.11 (0.08)	次期規制については未定			未定		
イー				PM		0.017(0.013)		PM		0.007(0.005)					
ゼ	<u>۱</u>			СО	平成17年	0.84 (0.63)	) コンバイン モード (g/km)	СО	平成21年 (2.5-3.5t) 平成22年 (1.7-2.5t)	0.84 (0.63)					
ル車ラック・バス		中量車 (1.7t<	コンバイン			0.032(0.024)		NMHC		0.032(0.024)	を開刊を与ったがは土字			+ <i>\(\sigma\)</i>	
	ク・	$\begin{array}{c} \text{GVW} \leq \\ 3.5 \text{t}) \end{array}$	モード (g/km)	NOx		0.33 (0.25)		NOx		0.20 (0.15)	次期規制については未定			不足	
	バス			PM		0.020(0.015)		PM		0.009(0.007)					
				CO	平成17年	2.95 (2.22)		CO	、平成21年 (12t-) 平成22年 (3.5-12t)	2.95 (2.22)		СО	平成28年	2.95 (2.22)	
			JE05モード (g/kWh)	NMHC		0.23 (0.17)	JE05モード (g/kWh)	NMHC		0.23 (0.17)	WHDC**6 NMHC (g/kWh) NOx PM	(7.5t-) 平成29年	0.23 (0.17)		
				NOx	干风1/年	2.7 (2.0)		NOx		0.9 (0.7)		(トラクター) 平成30年	0.7 (0.4)		
				PM		0.036(0.027)		PM	(5.5 120)	0.013(0.010)		PM	(3.5-7.5t)	0.013(0.010)	
щ						ドメタン岸ル水	<u> </u>	La -da -=- 6 - 11					<u> </u>		

- ※1 CO:一酸化炭素、HC:炭化水素、NMHC:非メタン炭化水素、NOx:窒素酸化物、PM:粒子状物質、GVW:車両総重量
- ※2 規制値 1.92 (1.15) とは、1台あたりの上限値 1.92、型式あたりの平均値 1.15 を示す。
- ※3 コンバインモードとは、

平成17年からは10・15モードの測定値に0.88を乗じた値と11モードの測定値に0.12を乗じた値との和で算出される値

平成20年からは10・15モードの測定値に0.75を乗じた値とJC08Cモードの測定値に0.25を乗じた値との和で算出される値平成23年からはJC08Hモードの測定値に0.75を乗じた値とJC08Cモードの測定値に0.25を乗じた値との和で算出される値

- ※4 ポスト新長期規制(PM)が適用されるガソリン・LPG車は吸蔵型NOx還元触媒を装着したガソリン直噴車のみ
- ※5 ディーゼル乗用車において、「小型」とは等価慣性重量1.25t(車両重量1.265t)以下、「中型」とは等価慣性重量1.25t(車両重量1.265t)超である。 ※6 WHDCモードとは、WHTCモード(コールドスタート時の排出量に0.14を乗じた値とホットスタート時の排出量に0.86を乗じた値の和)及びWHSCモードの総称をいう。

<b>従来規制</b>				現		次期規制							
種別		試験モード 成分 規制年 規		規制値	試験モード	成分	規制年	規制値	試験モード 成分 規制		規制年	見制年 規制値	
			СО		(2.0)	WMTC (g/km) <b>※</b> 5	СО		(2.2)				
	第一種原動 機付自転車	二輪車 (g/km)	НС	平成 18年	(0.50)		НС	平成 24年	(0.45)	次	次期規制については未定		
	PA(1   E(1)	(8/ 1111)	NOx	10	(0.15)		NOx		(0.16)				
	第二種原動 機付自転車	二輪車 (g/km)	СО		(2.0)		CO		(2.2)		CO		(1.14)
	(次期規制に		НС	平成 19年	(0.50)		平成 24年	(0.45)	WMTC (g/km)	НС	平成 28年	(0.30)	
輪	ついてはクラ ス1)	(8/ 1111)	NOx	10	(0.15)		NOx	'	(0.16)	(8/ 1111)	NOx	20 1	(0.07)
車 ※	軽二輪自動 車		СО	1	(2.0)		СО				СО	- 1	1.58 (1.14)
3	(次期規制に	二輪車 (g/km)	НС	平成 18年	(0.30)	WMTC (g/km)	НС	平成 24年			НС	平成 28年	0.24 (0.20)
	ついてはクラ ス2)		NOx		(0.15)		NOx		(0.21)	WMTC (g/km)	NOx		0.10 (0.07)
	小型二輪自 動車	→ +^ →	СО	11	2.7 (2.0)		СО		3.48 (2.62)	<b>3 3 3 3 3 3 3 3 3 3</b>	CO	H: -4	1.58 (1.14)
	次期規制についてはクラ	二輪車 (g/km)	НС	平成 19年	0.40 (0.30)		НС	平成 24年	0.36 (0.27)		НС	平成 28年	0.21 (0.17)
	ス3)		NOx		0.20 (0.15)		NOx		0.28 (0.21)		NOx		0.14 (0.09)
			CO		6.50 (5.00)	8モード 及び	СО		6.5 (5.0)	8モード (RMC)	СО		6.5 (5.0)
	定格出力	8モード	НС	77.4	1.33 (1.00)	NRTC	NMHC	77.4	0.9 (0.7)	及び	NMHC	<b>-</b> 5	0.9 (0.7)
	19kW以上 37kW未満	(g/kWh)	NOx	平成 19年	7.98 (6.00)	モード (g/kWh)	NOx	平成25年	5.3 (4.0)	NRTC モード	NOx	平成 28年	5.3 (4.0)
	のもの		PM		0.53 (0.40)	(8,	PM		0.04 (0.03)	(g/kWh)	PM		0.04 (0.03)
		<b>※</b> 4	黒煙		40%	<b>※</b> 4	黒煙		25%	<b>※</b> 4	黒煙		$0.5 { m m}^{-1}$
	定格出力 37kW以上 56kW未満 のもの	8モード (g/kWh)	СО		6.50 (5.00)	8モード 及び	CO	平成 25年	6.5 (5.0)	(RMC) 及び NM NRTC モード N	CO	平成 28年	6.5 (5.0)
			НС	平成 20年	0.93 (0.70)	NRTC モード (g/kWh)	NMHC		0.9 (0.7)		NMHC		0.9 (0.7)
			NOx		5.32 (4.00)		NOx		5.3 (4.0)		NOx		5.3 (4.0)
			PM		0.40 (0.30)	,	PM		0.033(0.025)	(g/kWh)	1		0.033(0.025)
ディ		<b>※</b> 4	黒煙		35%	<b>¾</b> 4	黒煙		25%	<b>※</b> 4	黒煙		$0.5\mathrm{m}^{-1}$
]	定格出力 56kW以上 75kW未満 のもの	8モード 及び	СО		6.5 (5.0)	8モード (RMC)	СО		6.5 (5.0)				
ゼル		NRTC	NMHC	平成	0.25 (0.19)	及び NRTC モード	NMHC	平成	0.25 (0.19)				
特		モード (g/kWh)	NOx	24年	4.4 (3.3)		NOx	27年	0.53 (0.4)				
殊自			PM		0.03 (0.02)	(g/kWh)	PM		0.03 (0.02)	_			
動		<b>※</b> 4	黒煙		25%	※4 8モード	黒煙		$0.5 \text{m}^{-1}$	次	期規制に	こついて	に未定
車		8モード 及び	СО		6.5 (5.0)	(RMC)	СО		6.5 (5.0)	-			
	定格出力 75kW以上	NRTC モード	NMHC	平成	0.25 (0.19)	及び NRTC	NMHC	平成	0.25 (0.19)				
	130kW未満	(g/kWh)	NOx	24年	4.4 (3.3)	モード	NOx	27年	0.53 (0.4)				
	のもの		PM		0.03 (0.02)	(g/kWh)	-		0.03 (0.02)				
		<b>※</b> 4	黒煙		25%	※4 8モード	黒煙		$0.5 \text{m}^{-1}$				
		8モード 及び	СО		4.6 (3.5)	(RMC)	СО		4.6 (3.5)				
	定格出力 130kW以上	リ NRTC 上 モード	NMHC	平成	0.25 (0.19)	及び NRTC モード	NMHC	平成 26年	0.25 (0.19)	_			
	560kW未満 のもの		NOx	23年	2.7 (2.0)		NOx		0.53 (0.4)	次期規制については未定		は未定	
			PM		0.03 (0.02)	(g/kWh)	PM		0.03 (0.02)				
ガババ		<b>※</b> 4	黒煙		25%	<b>※</b> 4	黒煙		$0.5 \text{m}^{-1}$				
ガソリン・	定格出力 19kW以上					7モード	СО	平成	26.6 (20.0)	-			
I DC	560kW未満					(g/kWh)	НС	19年	0.80 (0.60)	次	期規制は	こついて	ては未定
動車	のもの						NOx		0.80 (0.60)				

- ※1 CO:一酸化炭素、HC:炭化水素、NMHC:非メタン炭化水素、NOx:窒素酸化物、PM:粒子状物質、GVW:車両総重量
- ※2 規制値 20.0 (13.0) とは、1台あたりの上限値 20.0、型式あたりの平均値 13.0 を示す。
- ※3 クラス1:総排気量0.050L超0.150L未満かつ最高速度50km/h以下、又は、総排気量0.150L未満かつ最高速度50km/h超100km/h未満、クラス2:総排気量0.150L未満かつ最高速度100km/h以上130km/h未満、又は、総排気量0.150L以上かつ最高速度130km/h未満、クラス3:最高速度130km/h以上
- ※4 無負荷急加速黒煙の測定法で、現行規制までは黒煙測定器、次期規制からオパシメータによる。
- ※5 最高速度50km/h以下のものは従来規制のとおり。
- ※6 上限値は小型二輪自動車のみに適用

## 自動車排出ガス規制(平均値)の経緯

グラフ右の数字は左から新型車、()内は継続生産車に対する施行年月、規制名、告示年月日及び規制値(平均値)

#### 【窒素酸化物】

- ○ガソリン車・LPG車
  - 1 乗用車(4サイクル)

```
| 100% | 48. 4前(未規制) (3.07g/km) | 71% | 48. 4(48. 12) | 48年度規制 | 47. 12. 7 (2.18g/km) | 39% | 50. 4(50. 12) | 50年度規制 | 49. 1. 21 (1.20g/km) | 27% | 51. 4(52. 3) | 51年度規制 | 50. 2. 24 等価慣性重量1t超 (0.85g/km) | 20% | 51. 4(52. 3) | 51年度規制 | 50. 2. 24 等価慣性重量1t以下 (0.60g/km) | 8% | 53. 4(54. 3) | 53年度規制 | 51. 12. 18 (0.25g/km) | 3% | 12. 10(14. 9) | 平成12年規制 | 10. 9. 30 (0.08g/km) | 2% | 17. 10(19. 9) | 平成17年規制 | <sup>注1</sup> | 15. 9. 26 (0.05g/km)
```

#### 2 トラック・バス

(1)軽量車(車両総重量1.7t以下のもの)

```
| 100% | 48. 4前(未規制) (3.07g/km) | 71% | 48. 4(48. 12) | 48年度規制 | 47. 12. 7 (2.18g/km) | 59% | 50. 4(50. 12) | 50年度規制 | 49. 1. 21 (1.80g/km) | 32% | 54. 1(54. 12) | 54年規制 | 53. 1. 30 (1.00g/km) | 19% | 56. 1(56. 12) | 56年規制 | 54. 8. 13 (0.60g/km) | 8% | 63. 12(1. 11) | 63年規制 | 62. 1. 23 (0.25g/km) | 3% | 12. 10(14. 9) | 平成12年規制 | 10. 9. 30 (0.08g/km) | 2% | 17. 10(19. 9) | 平成17年規制 | ½1 | 15. 9. 26 (0.05g/km)
```

(2)中量車(車両総重量2.5t以下で1.7tを超えるもの)

```
| 100% | 48. 4前(未規制) (3.07g/km) | 71% | 48. 4(48. 12) | 48年度規制 | 47. 12. 7 (2.18g/km) | 59% | 50. 4(50. 12) | 50年度規制 | 49. 1. 21 (1.80g/km) | 39% | 54. 1(54. 12) | 54年規制 | 53. 1. 30 (1.20g/km) | 29% | 56. 12(57. 11) | 56年規制 | 54. 8. 13 (0.90g/km) | 23% | 1. 10(2. 9) | 平成元年規制 | 62. 1. 23 (0.70g/km) | 13% | 6. 12(7. 11) | 平成6年規制 | 5. 9. 30 (0.40g/km) | 4% | 車両総重量3. 5t以下 | 13. 10(15. 9) | 平成13年規制 | 10. 9. 30 (0.13g/km) | 2% | 車両総重量3. 5t以下 | 12. 10(19. 9) | 平成17年規制 | 15. 9. 26 (0.05g/km)
```

(3) 重量車(車両総重量2.5tを超えるもの)

100% 48.4前(未規制)
70% 48. 4(48. 12) 48年度規制 47. 12. 7(1833ppm)
59% 52.8(53.12) 52年度規制 51.12.18 (1550ppm)
42% 54.1(54.12) 54年規制 53.1.30 (1100ppm)
29% 57.1(57.12) 57年規制 55.9.10 (750ppm)
25% 1. 10(2. 9) 平成元年規制 62. 1. 23 (0.70g/km)
20% 4. 10(5. 9) 平成4年規制 3. 3. 27 (5.50g/kWh)
17% 7. 12(8. 11) 平成7年規制 5. 9. 30 (4.50g/kWh)
■ 5% 車両総重量3.5t超 <sup>注2</sup> 13.10(15.9) 平成13年規制 10.9.30 (1.40g/kWh)
3% 車両総重量3.5t超 <sup>注2</sup> 17.10(19.9) 平成17年規制 <sup>注1</sup> 15.9.26 (0.7g/kWh)

3 軽貨物車

```
| 100% | 48.4前(未規制) (3.07g/km) | 71% | 48.4(48.12) | 48年度規制 | 47.12.7 (2.18g/km) | 59% | 50.4(50.12) | 50年度規制 | 49.1.21 (1.80g/km) | 39% | 54.1(54.12) | 54年規制 | 53.1.30 (1.20g/km) | 29% | 57.1(57.12) | 57年規制 | 55.9.10 (0.90g/km) | 16% | 2.10(3.9) | 平成2年規制 | 62.1.23 (0.50g/km) | 8% | 10.10(11.9) | 平成10年規制 | 9.9.30 (0.25g/km) | 4% | 14.10(15.9) | 平成14年規制 | 10.9.30 (0.13g/km) | 2% | 19.10(20.9) | 平成19年規制 | 注1 | 15.9.26 (0.05g/km)
```

# ○ディーゼル車

## 1 乗用車

100% 48.4前(未規制)
80% 49.9(50.4) 49年度規制 49.5.20 (450ppm)
68% 52.8(53.4) 52年度規制 51.12.18 (380ppm)
60% 54. 4(55. 3) 54年規制 53. 1. 30 (340ppm)
52% 57. 1(57. 12) 57年規制 55. 9. 10 (290ppm)
37% 等価慣性重量1. 25t超 (0.90g/km) 61. 10(62. 9) 61年規制 59. 10. 19(手動変速機付)
29% 等価慣性重量1. 25t以下(0.70g/km) ∫62. 10(63. 9) 62年規制 60. 9. 25(自動変速機付)
21% 等価慣性重量1. 25t以下 2. 12(3. 11) 平成2年規制 63. 12. 16 (0.50g/km)
26% 等価慣性重量1. 25t超 4. 10(5. 9) 平成4年規制 63. 12. 16 (0.60g/km)
16% 等価慣性重量1.25t以下 9.10(11.7) 平成9年規制 8.1.19 (0.40g/km)
16% 等価慣性重量1.25t超 10.10(11.9) 平成10年規制 8.1.19 (0.40g/km)
11% 等価慣性重量1.25t以下 14.10(16.9) 平成14年規制 12.9.5 (0.28g/km)
12% 等価慣性重量1. 25t超 14. 10(16. 9) 平成14年規制 12. 9. 5 (0.30g/km)
6% 等価慣性重量1.25t以下 17.10(19.9) 平成17年規制 注1 15.9.26 (0.15g/km)
6% 等価慣性重量1.25t超 17.10(19.9) 平成17年規制 <sup>注1</sup> 15.9.26 (0.15g/km)
3% 21.10(22.9) 平成21年規制 注1 20.3.25 (0.08g/km)

# 2 トラック・バス

## (1)軽量車(車両総重量1.7t以下のもの)

-/ <del>性里里( 早門松里里1. ( 以 ) ( ) ( ) ( )</del>
100% 49. 9前(未規制)
80% 49.9(50.4) 49年度規制 49.5.20 (450ppm)
68% 52.8(53.4) 52年度規制 51.12.18 (380ppm)
60% 54. 4(55. 3) 54年規制 53. 1. 30 (340ppm)
52% 57. 10(58.9) 57年規制 55.9.10 (290ppm)
36% 63.12(1.11) 63年規制 62.1.23 (0.90g/km)
24% 5. 10(6. 9) 平成5年規制 3. 3. 27 (0.60g/km)
16% 9.10(11.7) 平成9年規制 8.1.19 (0.60g/km)
11% 14.10(16.9) 平成14年規制 12.9.5 (0.28g/km)
6% 17. 10(19. 9) 平成17年規制 注1 15. 9. 26 (0.14g/km)
3% 21.10(22.9) 平成21年規制 注1 20.3.25 (0.08g/km)

## (2)中量車(車両総重量2.5t以下で1.7tを超えるもの)

ア直接噴射式
100% 49.9前(未規制)
80% 49.9(50.4) 49年度規制 49.5.20 (770ppm)
68% 52.8(53.4) 52年度規制 51.12.18 (650ppm)
56% 54. 4(55. 3) 54年規制 53. 1. 30 (540ppm)
49% 58. 8(59. 7) 58年規制 56. 8. 26 (470ppm)
40% 63. 12(1. 11) 63年規制 62. 1. 23 (380ppm)
26% 5. 10(6. 9) 平成5年規制 3. 3. 27 (1.30g/km)
14%手動変速機付 9.10(11.7) 平成9年規制 8.1.19 (0.70g/km)
14% 自動変速機付 10.10(11.9) 平成10年規制 8.1.19 (0.70g/km)
10% 15.10(16.9) 平成15年規制 12.9.5 (0.49g/km)
5% 車両総重量3.5t以下 注2 17.10(19.9) 平成17年規制 注1 15.9.26 (0.25g/km)
3% 車両総重量2.5t超3.5t以下 注2 21.10(22.9) 平成21年規制 注1 20.3.25 (0.15g/km)
□ 3% 車両総重量1.7t超2.5t以下 22.10(23.9) 平成22年規制 注1 20.3.25 (0.15g/km)
イ 副室式
100% 49.9前(未規制)
80% 49.9(50.4) 49年度規制 49.5.20 (450ppm)
68% 52 8(52 4) 52年度担制 51 12 18 (380ppm)

100% 49.9前(未規制)
80% 49.9(50.4) 49年度規制 49.5.20 (450ppm)
68% 52.8(53.4) 52年度規制 51.12.18 (380ppm)
60% 54. 4(55. 3) 54年規制 53. 1. 30 (340ppm)
52% 57. 10(58. 9) 57年規制 55. 9. 10 (290ppm)
47% 63. 12(1. 11) 63年規制 62. 1. 23 (260ppm)
47% 5. 10(6. 9) 平成5年規制 3. 3. 27 (1.30g/km)
25% 手動変速機付 9.10(11.7) 平成9年規制 8.1.19 (0.70g/km)
25% 自動変速機付 10.10(11.9) 平成10年規制 8.1.19 (0.70g/km)
18% 15. 10(16. 9) 平成15年規制 12. 9. 5 (0.49g/km)
9% 車両総重量3.5t以下 <sup>注2</sup> 17.10(19.9) 平成17年規制 <sup>注1</sup> 15.9.26 (0.25g/km)
5% 車両総重量2.5t超3.5t以下 注2 21.10(22.9) 平成21年規制 注1 20.3.25 (0.15g/km)
5% 車両総重量1.7t超2.5t以下 22.10(23.9) 平成22年規制 注1 20.3.25 (0.15g/km)

## (3) 重量車(車両総重量2.5tを超えるもの)

## ア 直接噴射式

100%   49. 9前(未規制)
80% 49.9(50.4) 49年度規制 49.5.20 (770ppm)
1
56% 54.4(55.3) 54年規制 53.1.30 (540ppm)
49% 58. 8(59.7) 58年規制 56.8.26 (470ppm)
42% 車両総重量3.5t以下 63.12(1.11) 63年規制 62.1.23 (400ppm)
42% 車両総重量3.5t超 <sup>注3</sup> 1.10(2.9) 平成元年規制 62.1.23 (400ppm)
42% 車両総重量8t超のトラクタ・クレーン車 2.10(3.9) 平成2年規制 62.1.23 (400ppm)
35% 6. 10(7. 9) 平成6年規制 3. 3. 27 (6.00g/kWh)
26% 車両総重量2.5t超3.5t以下 9.10(11.7) 平成9年規制 8.1.19 (4.50g/kWh)
26% 車両総重量3.5t超12t以下 10.10(11.9) 平成10年規制 8.1.19 (4.50g/kWh)
26% 車両総重量12t超 11.10(12.9) 平成11年規制 9.3.31 (4.50g/kWh)
20% 車両総重量2.5t超12t以下 15.10(16.9) 平成15年規制 12.9.5 (3.38g/kWh)
20% 車両総重量12t超 16. 10(17. 9) 平成16年規制 12. 9. 5 (3.38g/kWh)
12% ┃ 車両総重量3.5t超 <sup>注2</sup> 17.10(19.9) 平成17年規制 <sup>注1</sup> 15.9.26 (2.0g/kWh)
4% 車両総重量12t超 21. 10(22. 9) 平成21年規制 注1 20. 3. 25 (0.7g/kWh)
4% 車両総重量3.5t超12t以下注2 22.10(23.9) 平成22年規制 注1 20.3.25 (0.7g/kWh)
□ 2% 車両総重量3.5t超 <sup>注2</sup> 28.10(29.9) 平成28年規制 <sup>注1·4</sup> 27.7.1 (0.4g/kWh)

## イ 副室式

100% 49.9前(未規制)
80% 49.9(50.4) 49年度規制 49.5.20 (450ppm)
68% 52.8(53.4) 52年度規制 51.12.18 (380ppm)
60% 54. 4(55. 3) 54年規制 53. 1. 30 (340ppm)
52% 57. 10(58. 9) 57年規制 55. 9. 10 (290ppm)
47% 1. 10(2. 9) 平成元年規制 62. 1. 23 (260ppm)
47% 車両総重量8t超のトラクタ・クレーン車 2.10(3.9) 平成2年規制 62.1.23 (260ppm)
46% 6. 10(7. 9) 平成6年規制 3. 3. 27 (5.00g/kWh)
41% 車両総重量2.5t超3.5t以下 9.10(11.7) 平成9年規制 8.1.19 (4.50g/kWh)
41% 車両総重量3.5t超12t以下 10.10(11.9) 平成10年規制 8.1.19 (4.50g/kWh)
41% 車両総重量12t超 11.10(12.9) 平成11年規制 9.3.31 (4.50g/kWh)
31% 車両総重量2.5t超12t以下 15.10(16.9) 平成15年規制 12.9.5 (3.38g/kWh)
31% 車両総重量12t超 16. 10(17. 9) 平成16年規制 12. 9. 5 (3.38g/kWh)
18% 車両総重量3.5t超 <sup>注2</sup> 17.10(19.9) 平成17年規制 <sup>注1</sup> 15.9.26 (2.0g/kWh)
6% 車両総重量12t超 21. 10(22. 9) 平成21年規制 注1 20. 3. 25 (0.7g/kWh)
6% 車両総重量3.5t超12t以下注 22.10(23.9) 平成22年規制 注 20.3.25 (0.7g/kWh)
── 4% 車両総重量3.5t超 <sup>注2</sup> 28.10(29.9) 平成28年規制 <sup>注1·4</sup> 27.7.1 (0.4g/kWh)

- 注1 排出ガス試験モードの変更により単純には比較できない。
- 注2 車両総重量2.5t超3.5t以下の車両については中量車に変更されたため。
- 注3 車両総重量8t超のトラクタ・クレーン車を除く。
- 注4 適用時期は平成28年10月。但し、トラクタは平成29年10月、車両総重量3.5t超7.5t以下の車両は平成30年10月。

#### 【粒子状物質】

#### ○ディーゼル車

## 1 乗用車

(1) 小型車(等価慣性重量1.25t以下のもの)

| 100% | 6. 10(7. 9) 平成6年規制 3. 3. 27 (0.20g/km) | 40% | 9. 10(11. 7) 平成9年規制 8. 1. 19 (0.08g/km) | 26% | 14. 10(16. 9) 平成14年規制 12. 9. 5 (0.052g/km) | 7% 17. 10(19. 9) 平成17年規制 注 15. 9. 26 (0.013g/km) | 3% 21. 10(22. 9) 平成21年規制 注 20. 3. 25 (0.005g/km)

#### (2)中型車(等価慣性重量1.25tを超えるもの)

| 100% | 6. 10(7. 9) 平成6年規制 3. 3. 27 (0.20g/km) | 40% | 10. 10(11. 9) 平成10年規制 8. 1. 19 (0.08g/km) | 28% | 14. 10(16. 9) 平成14年規制 12. 9. 5 (0.056g/km) | 7% 17. 10(19. 9) 平成17年規制 注 15. 9. 26 (0.014g/km) | 3% 21. 10(22. 9) 平成21年規制 注 20. 3. 25 (0.005g/km)

#### 2 トラック・バス

## (1)軽量車(車両総重量1.7t以下のもの)

| 100% | 5. 10(6. 9) 平成5年規制 3. 3. 27 (0.20g/km) | 40% | 9. 10(11. 7) 平成9年規制 8. 1. 19 (0.08g/km) | 26% | 14. 10(16. 9) 平成14年規制 12. 9. 5 (0.052g/km) | 7% 17. 10(19. 9) 平成17年規制 注 15. 9. 26 (0.013g/km) | 3% 21. 10(22. 9) 平成21年規制 注 20. 3. 25 (0.005g/km)

## (2)中量車(車両総重量2.5t以下で1.7tを超えるもの)

· <del>-</del>	2/   至一(一)
	100% 6. 10(7. 9) 平成6年規制 3. 3. 27 (0.25g/km)
	36% 手動変速機付 9.10(11.7) 平成9年規制 8.1.19 (0.09g/km)
	36% 自動変速機付 10.10(11.9) 平成10年規制 8.1.19 (0.09g/km)
	24% 15.10(16.9) 平成15年規制 12.9.5 (0.06g/km)
	6% 車両総重量3.5t以下 <sup>注2</sup> 17.10(19.9) 平成17年規制 <sup>注1</sup> 15.9.26 (0.015g/km)
	□ 3% 車両総重量2.5t超3.5t以下 注2 21.10(22.9) 平成21年規制 注1 20.3.25 (0.007g/km)
	□ 3% 車両総重量1.7t超2.5t以下 22.10(23.9) 平成22年規制 注1 20.3.25 (0.007g/km)

## (3) 重量車(車両総重量2 5tを超えるもの)

(3) 里重里(里阿総里	<b>重2.5t</b> を超えるもの)
	100% 6.10(7.9) 平成6年規制 3.3.27 (0.70g/kWh)
36%	■ 車両総重量2.5t超3.5t以下 9.10(11.7) 平成9年規制 8.1.19 (0.25g/kWh)
36%	車両総重量3. 5t超12t以下 10. 10(11. 9) 平成10年規制 8. 1. 19 (0.25g/kWh)
36%	車両総重量12t超 11.10(12.9) 平成11年規制 8.1.19 (0.25g/kWh)
26% 車両	前総重量2.5t超12t以下 15.10(16.9) 平成15年規制 12.9.5 (0.18g/kWh)
26% 車両	可総重量12t超 16.10(17.9) 平成16年規制 12.9.5 (0.18g/kWh)
	5t超 注 17. 10(19. 9) 平成17年規制 注 15. 9. 26 (0.027g/kWh)
1% 車両総重量12ti	迢 21. 10(22. 9) 平成21年規制 <sup>注1</sup> 20. 3. 25 (0.01g/kWh)
1% 車両総重量3.5	t超12t以下注2 22. 10(23. 9) 平成22年規制 注1 20. 3. 25 (0.01g/kWh)
1% 車両総重量3.5	t超 <sup>注2</sup> 28. 10(29. 9) 平成28年規制 <sup>注1·3</sup> 27. 7. 1(0.01g/kWh)

- 注1 排出ガス試験モードの変更により単純には比較できない。
- 注2 車両総重量2.5t超3.5t以下の車両については中量車に変更されたため。
- 注3 適用時期は平成28年10月。但し、トラクタは平成29年10月、車両総重量3.5t超7.5t以下の車両は平成30年10月。

## 今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について(第十二次答申)の概要

平成27年2月4日 中央環境審議会

#### 1. 乗用車等における排出ガス試験方法の国際調和等

排出ガス試験方法の国際調和を速やかに行い、自動車排出ガス低減を図っていくことが重要であることから、乗用車等の排出ガス試験サイクルについて、現行の排出ガス試験サイクル(JC08 モード)を、世界統一試験サイクルWLTCに変更する。

また、次期排出ガス許容限度目標値については、コールドスタートの重みが増える 等試験条件が厳しくなることを考慮しつつ、現行規制と同等またはそれ以上の排出ガスレベルを確保する値を設定した。

適用時期については、ガソリン・LPG 乗用車、ガソリン・LPG 軽量貨物車、ディーゼル乗用車及びディーゼル軽量貨物車にあっては、平成30年末までに、ガソリン・LPG 軽貨物車、ガソリン・LPG 中量貨物車及びディーゼル中量貨物車にあっては、平成31年末までに適用を開始する。

## 2. ディーゼル重量車におけるブローバイガス対策の国際調和

ブローバイガスとは、内燃機関のピストンリングの隙間からクランクケースに漏れたガスであり、エンジン外に出す必要があるが、我が国では大気解放が禁止されている。世界統一基準 WHDC-gtr では、日本と同じくブローバイガスの大気解放を原則禁止しているものの、過給機を備えた車両については、排気管排出ガスにブローバイガスを加算した測定値が規制値以下になることを条件にブローバイガスの大気解放が許容されている。

ブローバイガスを大気解放する構造のエンジンについて、排気管排出ガスの測定結果は、ブローバイガスの加算にかかわらず大きな差はないことが確認されたため、世界統一基準と同様な取扱いを認めることとした。

適用については、平成28年から平成30年までの間に、逐次適用されるディーゼル 重量車の次期排出ガス許容限度目標値の適用時期と同じとする。

## 今後の自動車排出ガス総合対策の在り方について(答申)の概要

平成24年11月30日 中央環境審議会

#### 1 大気汚染の状況

- (1) 二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>) 及び浮遊粒子状物質 (SPM) の環境基準達成状況
  - ・測定局におけるNO2及びSPMの環境基準達成率は、平成22年度も含め数年継続して90%を超えていることから、前回の総量削減基本方針に規定される「環境基準のおおむね達成」の目標は達成していると評価。
  - ・しかし、NO2については、非達成局が引き続き存在し、継続的・安定的に達成されているとは言い難い自排局も存在。また、SPMについても、達成率100%の翌年に100%を下回るなど、継続的・安定的な達成の判断には、引き続き達成状況の監視が必要。
  - ・自動車からの排出量が絶対的に多いことに加えて、地形、道路構造、周囲の建築物等 により局地的に汚染物質が滞留しやすくなっている等の地域特性が環境基準の達成に 大きく影響している場合もあると考えられる。

## (2) 大気環境状況の将来予測

- ・環境省の予測評価では、測定局については、NO2は平成27年度に5局、平成32年度に1局で非達成だが、SPMはいずれの年度も全局で達成と予測。
- ・また、平成32年度の道路沿道にかかる予測評価では、NO2は約17万地点のうち135地点(約0.1%)で非達成、SPMは全地点で達成すると予測。

## 2 自動車排出ガス対策の実施状況と評価

- (1) 自動車NOx・PM法の施行状況
  - ・総量削減計画に定めるNO2及びSPMの削減目標量は、8都府県合計で目標を達成、 また車種規制により、対策地域内では自動車の排出基準適合率は着実に上昇。

#### (2) 地方公共団体における取組

・流入車対策としての条例・要綱等による取組のほか、事業者に対し、エコドライブの 実施や非適合車の不使用を要請するなどの取組を実施。

#### (3) 自動車単体対策の進展

・新車に対する排出ガス規制を逐次強化しているほか、環境対応車についても順調な増加。

## (4) 自動車の利用に係る対策の進展

- ・エコドライブについては、コンテスト等への参加事業所数が増加。また、乗用車で、 燃費計などのエコドライブツールを搭載する車種が急速に増加。
- ・グリーンITSの取組は、交通流の円滑化により、自動車排出ガスの低減にも有効。

#### (5) 自動車排出ガス対策の全体的な評価

・自動車NOx・PM法に基づく各種施策の実施により、NO2及びSPMの総量の削減 は進んでいるが、局地についてはその特性を踏まえた対策が重要。

- 3 今後の自動車排出ガス総合対策の在り方
- (1) 自動車NOx・PM法に基づく対策
  - ・自動車 $NOx \cdot PM$ 法に基づく施策は全体的に機能しているといえ、現時点では、現行の自動車 $NOx \cdot PM$ 法を見直す必要はないと考えられるものの、局地対策として、引き続きNO2及びSPMを削減するための対策を強力に推進していく必要。
  - ・平成27年度の中間評価にあたり、総量削減基本方針の目標がどの程度達成されている のかを踏まえ、制度や運用の在り方を含めて検討する必要。

## (2) 自動車NOx・PM法及び総量削減基本方針に定める施策の推進

- 〇 局地汚染対策
  - ・非達成局周辺のみの対策では効果が限定的であることから、汚染の広がりや原因を 十分考慮して、合理的な範囲の局地全体を網羅する対策とすることが重要。
  - ・地形、道路構造、周囲の建築物等により局地的に汚染物質が滞留しやすくなっている局地については、当該箇所の再開発等が行われる際に、環境改善のための適切な対策が執られるよう、都市部局等とも十分に連携することが必要。
  - ・関係者の自発的な協力を求める手法(NO2が高濃度となる場合のエコドライブの実施や不要不急の自動車利用の自粛等の呼びかけなど)が重要な役割。
  - ・ I T S 技術による道路交通情報の共有を通じた関係者の協力促進には様々な可能性があり、効果的な情報発信の手法等について、更に検討する必要。
  - ・交通流の迂回等による他の地区の大気環境への影響に留意しつつ、局地汚染対策が 必要な地域の環境改善につながるロードプライシングの可能性やその効果的な在り方 について、十分に研究する必要。

## ○ 流入車対策

・発着地である対策地域内の荷主の協力等を通じて、非適合車の不使用等に一定の成果が得られていることを踏まえて、こうした取組を促進するような対策が重要。

#### ○ 対策地域全般に係る対策

- ・ポスト新長期規制適合車や環境対応車の一層の普及を促進する支援措置が必要。
- ・運送事業者によるエコドライブ等の取組や、サプライチェーン全体としてのモーダルシフト、共同輸配送等の物流の効率化等の取組を奨励し、拡げていくことが重要。
- ・エコドライブについては、コンテスト等により事業者の自発的な取組を継続的に実施・発展させることが重要。また、運送事業者以外の民間企業・団体や一般ドライバー等に対してエコドライブの普及を図るための取組も必要。

## ○ その他

・今後は、局地の特性に応じた実効性の高い対策を講ずるべきであり、局地汚染の状況・要因の解析等、関連する調査の充実を図ることが必要。

## (3) 新しい地域パートナーシップによる取組の推進

- ・局地対策にあたっては、住民や荷主等、直接的には規制されていない主体による取組 が重要であることから、大気汚染の状況に関する情報提供等を通じ、各主体の問題意 識を高め、自発的な協力を求めることが重要。
- ・また、局地対策においては、地域特性の影響も指摘されていることから、都市部局等 の多様な関係者が協力して「まちづくり」を行っていくことが必要。

#### 微小粒子状物質の国内における排出抑制策の在り方について(中間取りまとめ)の概要

平成27年3月27日 大気・騒音振動部会 微小粒子状物質等専門委員会

#### 1. 背景

平成21年9月に大気環境基準が設定された微小粒子状物質(PM2.5)について、今後適切な対策を進めていく必要があることから、平成25年12月27日に中央環境審議会大気・騒音振動部会に「微小粒子状物質等専門委員会」が設置され、微小粒子状物質の国内における排出抑制策の在り方について審議が進められてきた。

平成27年2月5日の第5回専門委員会において、「微小粒子状物質の国内における排出抑制策の在り方について(中間取りまとめ)(案)」が取りまとめられ、同案について平成27年2月9日から3月10日まで意見募集(パブリックコメント)を募集した。その結果を踏まえて、平成27年3月27日に開催された第6回専門委員会において審議され、「微小粒子状物質の国内における排出抑制策の在り方について(中間取りまとめ)」が取りまとめられた。

#### 2. 中間取りまとめの概要

中間取りまとめでは、微小粒子状物質 (PM2.5) について、越境汚染の影響は西日本などで比較的高いが、国内発生源も一定の寄与割合を占めており、その影響が示唆されることから、国内における排出抑制対策の着実な推進が必要とされている。

また、PM2.5の生成機構や発生源の寄与割合について科学的に解明すべき課題も残されていること等を踏まえ、短期的課題と中長期的課題を整理し、段階的に対策を検討していくことが適当とされている。

#### 【短期的課題】

現時点の知見に基づき、既存の大気汚染防止施策を PM2.5 の対策の観点を加味して更に推進する。

- ・ばいじんや窒素酸化物(NOx)の排出規制の強化の検討
- ・燃料蒸発ガス対策の導入の検討 等 併せて、自動車排出ガス対策等を着実に実施する。

#### 【中長期課題】

総合的な対策に取り組む上で基礎となる現象解明、情報整備等に取り組み、その進 捗状況に応じて追加的な対策を検討する。

- ・PM2.5や光化学オキシダント生成能の高い揮発性有機化合物 (VOC) の解明と対策の検討
- ・発生源情報の整備、シミュレーションの高度化等による寄与割合の高い発生源の推定 等

## 乗用自動車の燃費基準

平成32年度燃費基準において、全重量区分で基準達成が求められる従来方式(重量区分別燃費規制方式)から、製造事業者等がそれぞれの技術的な特質に応じた選択と集中を柔軟に行うことで、全体として高い省エネ効果を期待できる企業別平均燃費規制方式(CAFE方式)を採用する。

#### ○ 平成 17 年度 • 22 年度燃費基準 [乗用自動車]

(単位: km/Q)

<u> </u>		/ I I I 297 — ]	(   <u> </u>
	車両重量区分	ガソリン車 [H22 年度燃費基準値]	ディーゼル車 [H17 年度燃費基準値]
1	703kg 未満	21. 2	
2	703kg 以上 828kg 未満	18.8	18. 9
3	828kg 以上 1,016kg 未満	17. 9	
4	1,016kg 以上 1,266kg 未満	16. 0	16. 2
5	1,266kg 以上 1,516kg 未満	13. 0	13. 2
6	1,516kg 以上 1,766kg 未満	10. 5	11. 9
7	1,766kg 以上 2,016kg 未満	8. 9	10.8
8	2,016kg 以上 2,266kg 未満	7.8	9.8
9	2,266kg 以上	6. 4	8. 7

<sup>※ 10・15</sup> モード燃費値又は J C 08 モード燃費値

#### ○ 平成 27 年度・32 年度燃費基準 [乗用自動車]

(単位:km/Q)

<b>東京</b> 手見 広 ハ		ガソリ	リン車	ディー	ゼル車	
	車両重量区分		H27 年度	H32 年度	H27 年度	H32 年度
1	601kg 未満		22. 5	0.4 C	24.8	97. 1
2	601kg 以上	741kg 未満	21.8	24. 6	24. 0	27. 1
3	741kg 以上	856kg 未満	21. 0	24. 5	23. 1	27. 0
4	856kg 以上	971kg 未満	20.8	23. 7	22. 9	26. 1
5	971kg 以上	1,081kg 未満	20. 5	23. 4	22. 6	25. 7
6	1,081kg以上	1, 196kg 未満	18. 7	21.8	20. 6	24. 0
7	1,196kg 以上	1,311kg 未満	17. 2	20. 3	18. 9	22. 3
8	1,311kg以上	1,421kg 未満	15.8	19. 0	17. 4	20. 9
9	1,421kg以上	1,531kg 未満	14. 4	17. 6	15.8	19. 4
10	1,531kg以上	1,651kg 未満	13. 2	16. 5	14. 5	18. 2
11	1,651kg以上	1,761kg 未満	12. 2	15. 4	13. 4	16. 9
12	1,761kg以上	1,871kg 未満	11. 1	14. 4	12. 2	15.8
13	1,871kg以上	1,991kg 未満	10. 2	13. 5	11. 2	14. 9
14	1,991kg以上	2, 101kg 未満	9. 4	12. 7	10. 3	14. 0
15	2, 101kg 以上	2,271kg 未満	8. 7	11. 9	9. 6	13. 1
16	2,271kg以上		7. 4	10.6	8. 1	11. 7

<sup>※</sup> J C 08モード燃費値

(注)乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等(平成二十五年三月一日経済産業省・国土交通省告示第二号)をもとに作成

### 貨物自動車の燃費基準

平成34年度燃費基準において、全重量区分で基準達成が求められる従来方式(重量区分別燃費規制方式)から、製造事業者等がそれぞれの技術的な特質に応じた選択と集中を柔軟に行うことで、全体として高い省エネ効果を期待できる企業別平均燃費規制方式(CAFE方式)を採用する。

#### ○ 平成17年度 - 22年度燃費基準 [車両総重量2.5t以下の貨物自動車] (単位:km/ℓ)

		区分	ガソリン車 [H22 年度燃費基準値]		ディーゼル車 [H17 年度燃費基準値]	
	種別	車両重量	МТ	ΑТ	MT	АТ
1	軽	703kg 未満	20. 2/17. 0	18. 9/16. 2		
2		703kg 以上 828kg 未満	18. 0/16. 7	16. 5/15. 5		
3		828kg 以上 1,016kg 未満	15. 5	14. 9		
4	軽量車	1,016kg 未満	17.8	14. 9	17. 7	15. 1
5		1,016kg 以上	15. 7	13.8	17.7	15. 1
6	中量車	1,266kg 未満	14. 5/12. 3	12. 5/11. 2	17.4	14. 5
7		1,266kg 以上 1,516kg 未満	10. 7		14. 1	12. 3
8		1,516kg 以上 1,766kg 未満	9. 3	10. 3	12. 5	10.8
9		1,766kg 以上	უ. ა		12. 0	9. 9

- ※1 10・15 モード燃費値又は J C 08 モード燃費値
- ※2 基準値 20.2/17.0 とは、構造A、Bの基準値がそれぞれ 20.2、17.0 であることを示す。

## O 平成 27 年度燃費基準 [車両総重量 3.5t 以下の貨物自動車] (単位:km/ℓ)

		区分	ガソリン	車 基準値	ディーゼル	車 基準値
	種別	車両重量	MT	АТ	МТ	ΑT
1	軽	741kg 未満	23. 2/18. 2	20. 9/16. 4	25. 5/20. 0	23. 0/18. 0
2		741kg 以上 856kg 未満	20. 3/18. 0	19.6/16.0	22. 3/19. 8	21.6/17.6
3		856kg 以上 971kg 未満	20. 3/17. 2	18. 9/15. 4	22. 3/18. 9	20.8/16.9
4		971kg 以上	20. 3/16. 4	18. 9/14. 7	22. 3/18. 0	20.8/16.2
5	軽量車	1,081kg 未満	18. 5	17. 4	20.4	19. 1
6		1,081kg 以上 1,196kg 未満	17. 1	15.8	18.8	17. 4
7		1,196kg 以上	17.1	14. 7	10.0	16. 2
8	中量車	1311kg 未満	14. 2/11. 9/11. 2	13. 3/10. 9/10. 5	14. 5/14. 3	13. 1/12. 5
9		1,311kg 以上 1,421kg 未満	14. 2/10. 6/10. 2	12.7/ 9.8/ 9.7	14. 5/ 14. 5	13. 1/12. 3
10		1,421kg 以上 1,531kg 未満	14. 2/10. 3/ 9. 9	12.7/ 9.6/ 8.9	14. 1/12. 9	12.8/11.8
11		1,531kg 以上 1,651kg 未満	14. 2/10. 0/ 9. 7	12.7/ 9.4/ 8.6	13.8/12.6	11.5/10.9
12		1,651kg 以上 1,761kg 未満	14. 2/ 9. 8/ 9. 3	12.7/ 9.1/ 7.9	13.6/12.4	11. 3/10. 6
13		1,761kg 以上 1,871kg 未満		12.7/8.8/7.9	13. 3/12. 0	11.0/9.7
14		1,871kg 以上 1,991kg 未満	14 9/ 0 7/ 9 0		12.8/11.3	10.8/9.5
15		1,991kg 以上 2,101kg 未満	14. 2/ 9. 7/ 8. 9	12.7/8.5/7.9	12.3/11.2	10.3/9.0
16		2,101kg以上			11.7/11.1	9.4/8.8

- ※1 JC08 モード燃費値
- ※2 軽の基準値 23.2/18.2 とは、構造A、Bの基準値がそれぞれ 23.2、18.2 であることを示す。
- ※3 中量車の基準値 14.2/11.9/11.2 とは、構造A、B1、B2の基準値がそれぞれ 14.2、11.9、11.2 であることを示し、基準値 14.5/14.3 とは、構造A・B1、B2の基準値がそれぞれ 14.5、14.3 であることを示す。

#### ○ 平成 27 年度燃費基準 [車両総重量 3.5t 超の貨物自動車] (単位:km/ℓ)

	車	両重量	最大	積載量	基準値
1	3.5 t 超	7.5 t 以下	1.5 t 以下		10.83
2			1.5 t 超	2 t 以下	10. 35
3			2 t 超	3 t 以下	9. 51
4			3 t 超		8. 12
5	7.5 t 超	8 t 以下			7. 24
6	8 t 超	10 t 以下	_		6. 52
7	10 t 超	12 t 以下	_		6.00
8	12 t 超	14 t 以下			5. 69
9	14 t 超	16 t 以下			4. 97
10	16 t 超	20 t 以下			4. 15
11	20 t 超				4.04

※1 J C 08 モード燃費値

※2 トラクタを除く

#### O 平成 34 年度燃費基準 [車両総重量 3.5t 以下の貨物自動車] (単位:km/0)

	×	分	ガソリン	ガソリン車 基準値		車 基準値
	車両	重量	MT	ΑТ	MT	АТ
1	741kg 未満		28. 1/21. 0	28. 1/20. 4	30. 9/23. 1	30. 9/22. 4
2	741kg 以上	856kg 未満	25. 0/20. 4	25. 0/19. 8	27. 5/22. 4	27. 5/21. 8
3	856kg 以上	971kg 未満	22. 7/19. 9	22. 7/19. 2	25. 0/21. 9	25. 0/21. 1
4	971kg以上	1,081kg 未満	20.8/19.4	20.8/18.7	22. 9/21. 3	22. 9/20. 6
5	1,081kg以上	1, 196kg 未満	18. 5/16. 7	18. 5/16. 3	20. 4/18. 4	20. 4/17. 9
6	1, 196kg 以上	1,311kg 未満	16. 9/15. 1	16. 9/14. 7	18.6/16.6	18. 6/16. 2
7	1,311kg 以上	1,421kg 未満	16. 9/13. 9	16. 9/13. 5	18. 6/15. 3	18. 6/14. 9
8	1,421kg 以上	1,531kg 未満	16. 9/12. 9	16. 9/12. 5	18.6/14.2	18.6/13.8
9	1,531kg 以上	1,651kg 未満	16. 9/12. 1	16. 9/11. 7	18.6/13.3	18. 6/12. 9
10	1,651kg以上	1,761kg 未満	16. 9/11. 5	16. 9/11. 1	18.6/16.8	18.6/14.0
11	1,761kg 以上	1,871kg 未満		16. 9/10. 6	18. 6/15. 9	18. 6/13. 7
12	1,871kg以上	1,991kg 未満	16 0/11 0		18.6/15.2	18. 6/13. 5
13	1,991kg以上	2,101kg 未満	16. 9/11. 0	16. 9/10. 2	18. 6/14. 6	18.6/13.3
14	2, 101kg 以上				10.0/14.0	18.6/13.0

※1 JC08 モード燃費値

※2 基準値 28.1/21.0 とは、構造A、Bの基準値がそれぞれ 28.1、21.0 であることを示す。

#### <構造A、構造B、構造B1、構造B2の定義>

- 1 「構造A」とは、次に掲げる要件のいずれにも該当する構造をいう。
  - イ 最大積載量を車両総重量で除した値が0.3 以下となるものであること。
  - 中 乗車装置及び物品積載装置が同一の車室内に設けられており、かつ、当該車室と車体外とを固定された屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切られるものであること。
  - ハ 運転者室の前方に原動機を有するものであること。
- 2 「構造B」とは、構造A以外の構造をいう。
- 3 「構造B1」とは、構造Bのうち1. ロに掲げる要件に該当する構造をいう。
- 4 「構造B2」とは、構造Bのうち構造B1以外の構造をいう。
- (注)貨物自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等(平成二十七年七月十日経済産業省・国土交通省告示第1号)をもとに作成

## 自動車騒音の大きさの許容限度等

(単位:デシベル)

## 1 走行騒音

# (1)四輪自動車

   自動車の種別					言	午容限月	度	歩行左
日 ――――――――――――――――――――――――――――――――――――			加速	定常	近接	施行年		
大	車両総重量が超え、原動機		全輪駆動車、 及びクレーン		8 2	8 3	9 9	平成 13 年
型	が150年		トラック		8 1	8 2	9 9	平成 13 年
車	るもの		バス		8 1	8 2	9 9	平成 10 年
中	車両総重量が		全輪駆動車		8 1	8 0	98	平成 13 年
型	超え、原動機 が 1 5 0 キロ		全輪駆動	トラック	8 0	7 9	98	平成 13 年
車	もの もの	771 <b>2</b> 01 42	車以外	バス	8 0	7 9	98	平成 12 年
小		軽自動車	車両総重量 超えるもの	が 1.7トンを	7 6	7 4	9 7	平成 12 年
型	車両総重量が3.5~以	以外	車両総重量 下のもの	が 1.7 沙以	7 6	7 4	9 7	平成 11 年
	下のもの		ボンネット	型のもの	7 6	7 4	9 7	平成 11 年
車		軽自動車		·バ型(ボン 外)のもの	7 6	7 4	9 7	平成 12 年
乗用	一古とチ田の田に出たてチ		乗車定員6人	超えるもの	7 6	7 2	9 6 (100)	平成 11 年
車	車定員10人	、以下のもの	乗車定員6人	以下のもの	7 6	7 2	9 6 (100)	平成 10 年

注 近接排気騒音の()内の数値は、車両の後部に原動機を有する自動車の規制値

#### (2) 二輪自動車等

	É	自動車等の	加速	近接	施行年				
			PMR※ 50 を超えるもの	7 7	9 4	平成 26 年			
一輪自動車	軽·小型二 輪自動車	排気量 0.125リットル を超えるもの	25を超え50以下のもの	7 4	9 4	平成 26 年			
車		を超えるもの	25 以下のもの	7 3	9 4	平成 26 年			
	第二種原	幾 付 自 を超え、0.125リッ	50 を超えるもの	7 7	9 0	平成 26 年			
原動	動機付自		25を超え50以下のもの	7 4	9 0	平成 26 年			
機付	転車		25 以下のもの	7 3	9 0	平成 26 年			
自転	第一種原	カ機付自 排気量 0.050リットル   以下のもの	50 を超えるもの	7 7	8 4	平成 26 年			
転車	動機付自		25を超え50以下のもの	7 4	8 4	平成 26 年			
	転車		25 以下のもの	7 3	8 4	平成 26 年			

※ PMR = (原動機の最高出力(kw)÷(車両重量(kg)+75)) ×1000

# 2 タイヤ車外騒音

# (1) 乗用車

	タイヤのクラス	許容限度	施行年
	断面幅の呼び	计谷队及	施11 牛
	185mm以下のもの	70 (71)	・乗車定員9人以下:平成30年
C 1	185mmを超え、245mm以下のもの	71 (72)	・乗車定員9人超、車両総重量 5トン以下:平成31年
C 1	245mmを超え、275mm以下のもの	72 (73)	・乗車定員9人超、車両総重量
	275mmを超えるもの	74 (75)	5トン超:平成35年

注 () 内の数値は、シビアスノータイヤ、エクストラロードタイヤ、レインフォースドタイヤの規制値を示す。

## (2) 商用車

	(2)    /   +							
	タイヤのクラス タイヤの種類		許容限度	施行年				
	ノーマ	ルタイヤ	72 (73)					
C 2	スノー	タイヤ	72 (73)	・乗車定員9人以下の専ら乗用の用に供する自動車:平成30年				
C 2		シビアスノータイヤ	73 (75)	・乗車定員9人超、車両総重量5トン				
	特種用途タイヤ		74 (75)	以下の専ら乗用の用に供する自動車 及び3.5トン以下の貨物自動車:				
	ノーマ	ルタイヤ	73 (75)	平成31年・乗車定員9人超、車両総重量5トン				
C 2	スノータイヤ		73 (75)	超の専ら乗用の用に供する自動車及				
C 3		シビアスノータイヤ	74 (76)	び3.5トン超の貨物自動車:平成 35年				
	特種用途タイヤ		75 (77)					

注 () 内の数値は、トラクションタイヤの規制値を示す。

#### 今後の自動車単体騒音低減対策のあり方について(第三次答申)の概要

平成27年7月29日 中央環境審議会

#### 1. 四輪車の走行騒音低減対策

交通流において恒常的に発生する騒音への対策のため、国連欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラムにおいて策定された UN Regulation No.51 03 Series (以下「R51-03」という)における市街地の走行実態を踏まえた加速走行騒音試験法を導入し、現行加速走行騒音試験法を廃止する。

また、新しく導入することとなる加速走行騒音許容限度目標値及び適用時期については、R51-03 において段階的に規制強化される規制値及び適用時期と調和する。そのほか、新たな加速走行騒音試験法の試験条件から外れたエンジン回転数で走行する場合に不適当な騒音の上昇を抑えることを目的として、R51-03 における追加騒音規定を導入する。また、空気ブレーキを装着した車両に対して、ブレーキ作動時等の騒音を低減するため、R51-03 における圧縮空気騒音規制を導入する。一方、新たな加速走行騒音規制の導入により、定常走行騒音の規制効果が確保されること等から、定常走行騒音規制を廃止する。

#### 2. 四輪車及び二輪車の近接排気騒音規制の見直し

新車時の近接排気騒音規制は、今般の市街地の走行実態を踏まえた新たな加速走 行騒音試験法の導入により規制されるため、新車時の近接排気騒音規制を廃止する。 また、使用過程車に対する近接排気騒音規制は、これまで車両の種別毎に一律の 許容限度を設けて規制していたが、整備不良、不正改造等による近接排気騒音値の 悪化を効果的に検出するために、使用過程時に車両の型式毎に新車時と同等の近接 排気騒音値を求める規制手法に移行する。

#### 3. タイヤ騒音許容限度目標値の適用時期

第二次答申において我が国に導入することを示したタイヤ騒音許容限度目標値を含む UN Regulation No.117 02 Series の適用については、同許容限度目標値の円滑な導入が可能である新車から適用し、その適用時期\*を定めることとした。

※乗用車に対しては平成30年、小型商用車及び車両総重量3.5トン以下の被牽引自動車に対しては平成31年、中・大型商用車及び車両総重量3.5トンを超える被牽引自動車に対しては平成35年とする。

ただし、中・大型商用車及び車両総重量 3.5 トンを超える被牽引自動車に対しては、平成 32 年に UN Regulation No.117 02 Series の騒音要件を先行して満たすことが適当である。

## 参考資料14

# 名古屋地域における低公害車等補助・融資・税制優遇制度(27年度)

## 1 補助制度

1				
補助事業者	対象者	対象車両等	補助率等	備考
クリーンエネルギー自動車 等導入促進対策費補助金 【実施主体】 経済産業省 (一般社団法人 次世代自 動車振興センター)		自家用である電気自動 車、プラグインハイブリット・自 動車、グリーンディーセブル自 動車、燃料電池自動車 等(事前に次世代自動 車振興センターで審査・ 承認された車両)	車種により補助率及び上限額 を設定(1/1、2/3、1/4のいず れか)	《公募期間》 H27年3月9日 ~H28年3月7 日
次世代自動車充電インフラ整備促進事業 【実施主体】 経済産業省 (一般社団法人 次世代自動車振興センター)		① 自治体が定めるビジョンに基づく、公共性を有する充電設備の設置 ② 公共性を有する充電設備の設置 ③ 共同住宅や月極駐車場等への充電設備の設置 ④ 上記以外の充電設備の設置 ・ 記置の設置 ⑤ 総電器の導入	①: 充電設備費の2/3以内、設置工事費の一部 ②~⑤: 充電設備費の1/2以内、設置工事費の一部 ⑥: 給電器の購入費の1/2	〈公募期間〉 H27年3月2日 ~12月28日
燃料電池自動車用水素供給設備設置補助事業 【実施主体】 経済産業省 (一般社団法人 次世代自動車振興センター)	体、個人、法人		① 設置費用の定額又は1/2 ② 需要創出活動費用の2/3	(公募期間) ① H27年2月27 日~3月27日 ② H27年2月27 日~12月28日
電気自動車による地域交通グリーン化事業 【実施主体】 国土交通省	事業者等	①電気バス及び付随する充電設備 ②電気タクシー、トラック 及び付随する充電設 備 (①・②ともPHV車を 含む) ③燃料電池タクシー	② 導入費用の1/3 ③ 導入費用の1/2	《公募期間》 1次 4月28日 ~5月22日 2次 8月3日 ~8月28日 3次 11月13日 ~11月30日
環境対応車導入事業(低公害車普及促進対策費補助金) 【実施主体】 国土交通省		<ul><li>① 天然ガスバス・トラック、ハイブリッドバス・トラック</li><li>② 使用過程車の天然ガスバス・トラックへの改造</li></ul>	① 経年車の廃車を伴う場合: 通常車両価格との差額の 1/2以内又は車両本体価格 の1/4以内 新車のみの購入の場合: 通常車両価格との差額の 1/3以内又は車両本体価格 の1/4以内 ② 改造費の1/3以内	《公募期間》 1次 9月1日 ~9月30日 2次 11月18日 ~12月4日
超小型モビリティの導入促 進事業 【実施主体】 国土交通省	民間事業者		導入事業における実施費用 (車両導入、事業計画立案及 び効果評価費等)の1/2 ※民間事業者が単独で実施する場合にあっては1/3	〈公募期間〉 1次 4月28日 ~5月22日 2次 10月1日 ~12月11日
中小トラック運送業者における低炭素化推進事業 【実施主体】 環境省	中小企業者の 貨物自動車運 送事業者等	H27燃費基準達成かつ H21排ガス規制+10%以 上低減車又はH27燃費 基準+5%以上達成かつ H21排出ガス規制適合 車	<ul><li>・ 小型車:40万円</li><li>・ 中型車:70万円</li><li>・ 大型車:100万円</li></ul>	《公募期間》 H27年6月15日 ~H28年1月29 日

補助事業者	対象者	対象車両等	補助率等	備考
低公害車導入促進助成事業 【実施主体】 (公社)全日本トラック協会、 (一社)愛知県トラック協会	協会の会員	天然ガス・ハイブリッドト ラック(購入又はリース)	<ul> <li>天然ガストラック(新車): 各価格差の約1/2(全ト協 1/6、愛ト協1/3)</li> <li>ハイブリッドトラック: 各価格差の約3/8(全ト協 1/8、愛ト協1/4)</li> <li>天然ガストラック(改造): 全ト協10万円</li> </ul>	国との協調補助 を基本 〈公募期間〉 H27年4月27日 〜H28年1月22 日
人と環境にやさしいバス普 及事業 【実施主体】 (公社)日本バス協会、(公社)愛知県バス協会 利子補給制度	営業用バスを 購入するバス 事業者 営業用バスを	購入・リース ①ハイブリッドバス ②天然ガスバス ③天然ガスバスへの改造 ④平成27年度燃費基準 達成バス 購入	①②:60万円/両を限度 ③④:10万円/両を限度 ・1事業者600万円を限度 (日本バス協会) 上記の半額を協調補助 (愛知県バス協会) ・利子補給率	
【実施主体】 (公社)日本バス協会、(公 社)愛知県バス協会	購入するバス 事業者	<ul><li>①ハイブリッドバス</li><li>②天然ガスバス</li><li>③天然ガスバスへの改造</li><li>④平成27年度燃費基準達成バス</li></ul>	バス車両購入資金 年利0.6%	WW.H.+-
低公害車導入促進費補助金【実施主体】愛知県	旅運※、リ車自中等者リ者 ※ラ員を 第 動自 甲二二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	<ul> <li>購入・リース</li> <li>① 天然ガスバス・トラック</li> <li>② ハイブリッドバス・トラック</li> <li>③ 電気自動車トラック・ 乗用車(PHVを含む)、燃料電池自動車</li> </ul>	①②:通常車両価格との差額の 1/3以内 ③:通常車両価格との差額の 1/4以内	<ul> <li>営業工補助の受自電は省を可募をを 自電は省をのの場合を 自電は省をののの場合を は名をでする。</li> <li>は27年6月17日 2428年1月8日 2428年1月8日</li> </ul>
天然ガス自動車広告掲出 制度 【実施主体】 東邦ガス㈱	東邦ガス管内 で登録の天然 ガス自動車	<ul><li>①軽自動車、小型バン、乗用車</li><li>②トラック、バス等</li><li>③ 大型トラック</li></ul>	①10万円 ②20万円 ③(金額未定)	天然ガス自動 車シールの貼 付等条件あり
最新規制適合自動車代替 促進事業 【実施主体】 名古屋市	福祉施設·社会 福祉施設·病	車齢8年超の送迎用バスからの代替による天然ガス自動車、最新排ガス規制に適合する軽油・ガソリン・LPガスを燃料とするバス(ハイブリッド車を含む)等の購入・リース	35万円/両	H27年4月1日 〜H28年3月4 日

#### 2 融資制度

補助事業者	対象者	対象車両等	補助率等備考
環境保全設備資金融資 【実施主体】 名古屋市	業者·中小企業 団体	① 電気自動車、CNG自動車等の低公害車の購入及び充電・充填設備の設置 ② 最新規制に適合していないディーゼルトラック・バスの最新規制適合車への代替 ③ 低騒音型建設機械等への代替	
ポスト新長期規制適合車 導入に係る近代化基金融 資 【実施主体】 愛知県トラック協会	愛知県トラック 協会の会員	ポスト新長期規制適合車の購入	<ul><li>・融資額:7,000万円</li><li>・利子補助: 補給率:0.6%</li></ul>

<sup>(</sup>注)この他、愛知県経済環境適応資金(愛知県)、低公害車に対する財政投融資による融資制度(日本政策金融公庫)がある。

#### 3 税制優遇措置

(1) 自動車取得税・自動車重量税の軽減措置

			重化√√年/火1日 巨		【新車】		【中古車】
車種(車両重量)		排ガス・燃費要件		自動車	自動車重量税		自動車
				取得税	車検1回目	車検2回目	取得税
①電気自動車・燃料電池自動車		要件なし					
②天然ガス自動車		H21 排ガス規制 N0x10%以上低減		非課税	免税	免税	45 万円控除
③プラグインハイフ	ブリッド自動車	要件なし			元代	元7元	10万円生体
④クリーンディーセ	ジル乗用車	H21 排ガス規制適合乗用車					
			H32 燃費+20%達成車	非課税	免税	免税	45 万円控除
			H32 燃費+10%達成車	80%軽減	75%軽減	_	35 万円控除
	垂田市	~~~ <del>+</del>	H32 燃費達成車	60%軽減	50%軽減	_	25 万円控除
	乗用車	☆☆☆☆車	H27 燃費+10%達成車	40%軽減	OFO/ #¥ infi	_	15 万円控除
			H27 燃費+5%達成車	20%軽減	25%軽減	_	5 万円控除
			H27 燃費達成車	_	本則税率	_	_
			H27 燃費+25%達成車	非課税	免税	免税	45 万円控除
			H27 燃費+20%達成車	80%軽減	75%軽減	_	35 万円控除
⑤ガソリン車	2.5 t 以下	A A A A	H27 燃費+15%達成車	60%軽減	50%軽減	_	25 万円控除
(ハイブリッド車	(軽量車)	☆☆☆☆車	H27 燃費+10%達成車	40%軽減	050 / <del>+27 / -1</del>	_	15 万円控除
を含む)			H27 燃費+5%達成車	20%軽減	25%軽減	_	5 万円控除
			H27 燃費達成車	_	本則税率	_	_
	2.5 t 超 3.5 t 以下 (中量車)	☆☆☆☆車	H27 燃費+15%達成車	非課税	免税	免税	45 万円控除
			H27 燃費+10%達成車	80%軽減	75%軽減	_	35 万円控除
			H27 燃費+5%達成車	60%軽減	50%軽減	_	25 万円控除
			H27 達成車	40%軽減	25%軽減	_	15 万円控除
		☆☆☆車	H27 燃費+15%達成車	80%軽減	75%軽減	_	35 万円控除
			H27 燃費+10%達成車	60%軽減	50%軽減	_	25 万円控除
			H27 燃費+5%達成車	40%軽減	25%軽減	_	15 万円控除
	2.5t超 3.5t以下 (中量車) 及び 3.5t超 (重量車)	H21 排ガス 規制 N0x&PM10% 以上低減	H27 燃費+15%達成車	非課税	免税	免税	45 万円控除 (※)
			H27 燃費+10%達成車	80%軽減	75%軽減	_	35 万円控除 (※)
⑥ディーゼル車 (ハイブリッド車			H27 燃費+5%達成車	60%軽減	50%軽減	_	25 万円控除 (※)
			H27 燃費達成車	40%軽減	25%軽減	_	15 万円控除 (※)
を含む)		H21 排ガス 規制適合	H27 燃費+15%達成車	80%軽減	75%軽減	_	35 万円控除 (※)
			H27 燃費+10%達成車	60%軽減	50%軽減	_	25 万円控除 (※)
			H27 燃費+5%達成車	40%軽減	25%軽減	_	15 万円控除 (※)

<sup>(※)</sup> 車両総重量3.5 t 超(重量車)のハイブリッド車に限る。

<sup>〈</sup>注1〉自動車取得税は平成 27 年 4 月 1 日~平成 29 年 3 月 31 日、自動車重量税は平成 27 年 5 月 1 日~平成 29 年 4 月 30 日に新車新規登録した自動車に適用

<sup>〈</sup>注 2 〉 ☆☆☆☆車: H17 排出ガス基準値より有害物質を 75%以上低減させた低排出ガス車 ☆☆☆車: H17 排出ガス基準値より有害物質を 50%以上低減させた低排出ガス車

<sup>〈</sup>注 3 〉 JC08 モードによる燃費値 (H27, 32 燃費基準) による算出をしていない自動車については、 $10 \cdot 15$  モードによる 燃費値 (H22 燃費基準) により算出する。その場合、別表のとおりそれぞれ読み替える。

#### (2) 自動車税の軽減措置(自動車税のグリーン化特例及び県税条例)

対象車種	内容	備考
①電気自動車・燃料電池自動車 ②天然ガス自動車 (H21 排ガス規制から N0 x 10%低減) ③プラグインハイブリッド自動車 ④クリーンディーゼル乗用車 (H21 排ガス規制適合の乗用車) ⑤☆☆☆☆車かつ H27 燃費+20%達成かつ H32 燃費基準達成車 (HV 含む)	概ね 75%軽減 (登録の翌年度分)	平成 26 年 4 月 1 日~ 平成 28 年 3 月 31 日に 新車新規登録した自 動車
<ul><li>⑥☆☆☆☆車かつ H27 燃費+20%達成かつ</li><li>H32 燃費基準未達成車 (HV 含む)</li><li>⑦☆☆☆☆車かつ H27 燃費+10%達成車 (HV 含む)</li></ul>	概ね 50%軽減 (登録の翌年度分)	别中
①電気自動車・燃料電池自動車 ③プラグインハイブリッド自動車	登録年度の月割分 **+翌年度から5年 分免税	平成24年1月1日~ 平成29年3月31日に 新車新規登録した自 動車

#### ※1 平成24年4月1日から適用

- 〈注1〉 JC08 モードによる燃費値 (H27,32 燃費基準) による算出をしていない自動車については、 $10 \cdot 15$  モードによる 燃費値 (H22 燃費基準) により算出する。その場合、別表のとおりそれぞれ読み替える。
- 〈注 2 〉新車新規登録等から 13 年経過したガソリン車(ハイブリッド自動車除く)・LPG 車及び 11 年経過したディーゼル車は概ね 15%重課
  - ※一般乗合バス及び被けん引車を除く
  - ※バス (一般乗合バスを除く) 及びトラック (被けん引車を除く) は概ね 10%重課

#### (3) 軽自動車税の軽減措置(軽自動車税のグリーン化特例)

対象車種	内容	備考
①電気自動車・燃料電池自動車 ②天然ガス自動車(H21 排ガス規制から N0×10%低減)	概ね 75%軽減 (指定の翌年度分)	平成 27 年 4 月 1 日~
③ (乗用車) ☆☆☆☆車かつ H32 燃費+20%達成 (HV 含む) ④ (軽貨物車) ☆☆☆☆車かつ H27 燃費+35%達成 (HV 含む)	概ね 50%軽減 (指定の翌年度分)	平成28年3月31日に 初めて車両番号の指
③ (乗用車) ☆☆☆☆車かつ H32 燃費基準達成 (HV 含む) ④ (軽貨物車) ☆☆☆☆車かつ H27 燃費+15%達成 (HV 含む)	概ね 25%軽減 (指定の翌年度分)	定を受けた自動車

〈注1〉初めて車両番号の指定を受けてから13年を経過した三輪以上の軽自動車は概ね20%重課(平成28年度分以後) ※電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車及び被け ん引車を除く

#### (別表)

平成 32 年度燃費基準	平成 27 年度燃費基準	平成 22 年度燃費基準
_	平成 27 年度燃費基準達成	平成 22 年度燃費基準+25%達成
_	平成 27 年度燃費基準+5%達成	平成 22 年度燃費基準+32%達成
_	平成 27 年度燃費基準+10%達成	平成 22 年度燃費基準+38%達成
_	平成 27 年度燃費基準+15%達成	平成 22 年度燃費基準+44%達成
平成 32 年度燃費基準達成	平成 27 年度燃費基準+20%達成	平成22年度燃費基準+50%達成
_	平成 27 年度燃費基準+25%達成	平成 22 年度燃費基準+57%達成
平成 32 年度燃費基準+10%達成	_	平成22年度燃費基準+65%達成
平成 32 年度燃費基準+20%達成	_	平成22年度燃費基準+80%達成

#### 参考資料 15

#### 自動車燃料品質規制値

ガソリンにバイオエタノールを10体積%まで混合したいわゆる「E10対応ガソリン車」を普及する目的で、大気汚染防止法に基づく「自動車の燃料の性状に関する許容限度及び自動車の燃料に含まれる物質の量の許容限度」が改正され、その許容限度の確保のため、「揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則」が改正(H24.3.30改正、H24.4.1 施行)された。

自動車の燃料の	燃料の性状又は燃料に含ま	許 容 限 度
種類	れる物質	(揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則)
	鉛	検出されないこと
	硫黄分	0.001質量パーセント以下
	メチルターシャリーブチル エーテル(MTBE)	7 体積パーセント以下
	酸素分	<ol> <li>3質量パーセント以下</li> <li>7質量パーセント以下】</li> </ol>
ガソリン	ベンゼン	1 体積パーセント以下
	灯油の混入率	4 体積パーセント以下
	メタノール	検出されないこと
	~ h ). I	3 体積パーセント以下
	エタノール	【10体積パーセント以下】
	実在ガム	100 ミリリットル当たり 5 ミリグラム以下
	オレンジ色であること	
	硫黄分	0.001質量パーセント以下
<b>上</b> 軽 油	セタン指数	4 5 以上
世 四 (FAMEを混	90パーセント留出温度	摂氏360度以下
ト (FAMEを促 合しない)	トリグリセリド	0.01質量パーセント以下
	脂肪酸メチルエステル (FAME)	0.1質量パーセント以下
	硫黄分	0.001質量パーセント以下
	セタン指数	4 5 以上
	90パーセント留出温度	360度以下
	トリグリセリド	0.01質量パーセント以下
F AME混合 軽 油	脂肪酸メチルエステル (FAME)	5. 0質量パーセント以下
	メタノール	0.01質量パーセント以下
	酸価	0. 13mgKOH/g以下
	ぎ酸、酢酸及びプロピオン酸	合計が0.003質量パーセント以下
	酸化安定度	六十五分以上

(注) 許容限度の欄中の【 】は、E10 対応ガソリン車の基準

#### 公用車への低公害・低燃費車の導入方針

(最終改訂 平成25年7月1日)

#### 1 趣 旨

名古屋市では、「名古屋市グリーン購入推進指針(平成13年7月実施)」に基づき、 行政運営上必要な製品の購入等に際して、環境に配慮した製品(グリーン商品)を優 先して選択するグリーン購入を推進している。

この取組みの一つとして、自動車については、「公用車への低公害・低燃費車の導入方針」(以下「本導入方針」という。)を定め、環境に配慮した自動車の導入を推進するものとする。

なお、平成32年度を目標とする「名古屋市役所環境行動計画2020」において、公用車の更新等にあたっては、本導入方針に基づき、低公害・低燃費車を導入するとともに、次世代自動車\*1についても導入を推進することとしている。

#### 2 導入方針

#### (1)基本方針

公用車へ導入する自動車は、(3) に掲げる「低公害・低燃費車」の導入基準を満たす自動車(以下「低公害・低燃費車」という。)とする。なお、導入にあたっては可能な限り次世代自動車の導入に努めるものとし、更新にあたっては次に掲げる事項について留意するものとする。

- ア 保有する自動車については、車両更新時に「低公害・低燃費車」へ切り替えるも のとする。
- イ 保有する自動車のうち、新車登録後 12 年を経過した自動車については、走行距 離等を勘案のうえ、「低公害・低燃費車」へ切り替えるよう努めるものとする。
- ウ 防災拠点などへの導入については、災害時の電力確保についても配慮するよう努 めるものとする。

#### (2) 対象とする自動車

本導入方針の対象とする自動車は、公用車として調達する普通自動車、小型自動車及び軽自動車(二輪車を除く。)とする。

#### (3)「低公害・低燃費車」の導入基準

公用車へ導入する「低公害・低燃費車」は、自動車の車両総重量の区分に応じて、 次に掲げる導入基準を満たす自動車とする。なお、導入自動車の選定にあたっては、 石油代替エネルギー(電気、天然ガス、水素等)の利用及び車体の小型化等にも配慮 し、次世代自動車等より環境性能の良い自動車の導入に努めるものとする。

#### ア 車両総重量3.5トン以下

(ア) 主な用途

乗用自動車、貨物自動車 (小型トラック、ライトバン)、特種自動車

- (イ) 導入基準
  - 電気自動車
  - ・ 天然ガス自動車
  - ・ ハイブリッド自動車
  - ・ プラグインハイブリッド自動車
  - 燃料電池自動車
  - 低排出ガス車\*\*2(平成17年基準排出ガス75%低減レベル)かつ低燃費車\*\*3
     (平成22年度燃費基準+25%達成車又は平成27年度燃費基準達成車)以上

の環境性能を有する自動車

- LPガス車<sup>※4</sup>
- ・ クリーンディーゼル自動車

#### イ 車両総重量 3.5 トン超

(ア) 主な用途

貨物自動車(トラック)、乗合自動車(バス)、特種自動車

- (イ) 導入基準
  - ・ 天然ガス自動車
  - ・ ハイブリッド自動車
  - 燃料電池自動車
  - ・ ポスト新長期規制適合車\*5かつ低燃費車(平成27年度燃費基準達成車) 以上の環境性能を有する自動車
  - LPガス車<sup>※6</sup>
  - ・ ガソリン車※6

#### (4)「低公害・低燃費車」の導入が困難な場合

行政事務の遂行にあたり、目的に合致する適当な車種がない場合や、「低公害・低燃費車」の導入が著しく困難な場合で、環境局地域環境対策部大気環境対策課長が認める場合は、「低公害・低燃費車」以外の自動車の中から、環境性能の良い自動車を優先して導入することとする。

#### (5)配慮事項

公用車の導入にあたっては、「低公害・低燃費車」の導入基準以外にも、次に掲げる事項について、さらに配慮することが望ましい。

アーアイドリング・ストップ自動車として設計・製造されていること。

イ 燃費計等のエコドライブを支援する装置が装備されていること。

#### 3 導入基準の見直し

本導入方針に基づく「低公害・低燃費車」の導入基準は、社会情勢の変化、技術の進歩等に合わせて適宜見直しを行うものとする。

#### 4 適用時期

本導入方針は、平成25年7月1日から適用する。

#### 5 その他

本導入方針の改訂前の導入基準に基づいて導入した「低公害・低燃費車」については、改訂後の導入基準に関わらず「低公害・低燃費車」とみなすものとする。

- ※1 次世代自動車:低公害・低燃費車のうち、電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、 プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車及びポスト新長期規 制適合ディーゼル車をいう。
- ※2 低排出ガス車:「低排出ガス車認定実施要領(平成12年運輸省告示第103号)」に基づき低排出 ガス認定を受けている自動車をいう。
- ※3 低燃費車:「エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)」(昭和54年法律第49号)に 基づく燃費基準を達成している自動車をいう。
- ※4 3.5 トン以下のLPガス車については、低排出ガス車かつ低燃費車と同等以上の環境性能を有する自動車とする。
- ※5 ポスト新長期規制適合車:平成21、22年自動車排出ガス規制に適合するディーゼル車をいう。
- ※6 3.5 トンを超えるLPガス車、ガソリン車については、ポスト新長期規制適合車かつ低燃費車と同等以上の環境性能を有する自動車とする。

#### 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例(抄)

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、名古屋市環境基本条例(平成8年名古屋市条例第6号)の理念にのっとり、環境の保全に関する市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、公害の発生源に対する規制及び環境への負荷の低減を図るための措置その他必要な事項を定めることにより、現在及び将来の世代の市民が健康で安全な生活を営むことができる良好な環境を保全することを目的とする。

第5章 環境への負荷の低減に関する措置

第4節 自動車の使用に伴う環境への負荷の低減

第1款 自動車公害対策の推進

(総合的な施策の推進)

第103条 市は、自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項に規定する 自動車及び同条第3項に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。)の運行に伴い発生 する公害を防止するため、公共交通機関の整備及び利用の促進、低公害車の普及その他 の総合的な施策(以下「自動車公害対策」という。)の推進に努めなければならない。 (自動車公害対策への協力)

第104条 自動車の製造、販売、整備等を業とする者及び自動車の所有者又は使用者は、市 が実施する自動車公害対策に協力しなければならない。

第2款 自動車公害対策推進協議会

(自動車公害対策推進協議会の設置)

第105条 自動車公害対策を総合的かつ計画的に推進するため、名古屋市自動車公害対策推 進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(協議会の所掌事務)

第106条 協議会は、自動車公害対策の総合的かつ計画的な推進に関し、関係機関、関係団体等相互の間における緊密な連絡協議を図るものとする。

(委任)

第107条 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で 定める。

#### 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則(抄)

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例(平成15年名古 屋市条例第15号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第4章 環境への負荷の低減に係る措置

第3節 自動車の使用に伴う環境への負荷の低減

(組織)

- 第86条 名古屋市自動車公害対策推進協議会(以下「協議会」という。)の委員は、次に掲げる者とする。
- (1) 関係行政機関及び関係事業者団体等の役員若しくは職員又は学識経験者等のうちから 市長が委嘱する者
- (2) 本市職員のうち、市長が指名する職にある者

(任期)

- 第87条 前条第1号に掲げる委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

- 第88条 協議会に会長及び副会長を各1人置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第89条 協議会の会議は、必要の都度会長が招集し、その議長となる。

(専門部会)

- 第90条 協議会には、必要に応じ、専門部会を置くことができる。
- 2 専門部会は、協議会から付議された事項について協議する。
- 3 専門部会は、部会長及び専門委員で組織する。
- 4 部会長は、協議会の会長が指名する。
- 5 専門委員は、次に掲げる者とする。
  - (1) 協議会の委員又は幹事のうちから会長が指名する者
  - (2) 関係行政機関及び関係事業者団体等の職員若しくは学識経験者のうちから市長が委嘱する者
  - (3) 本市職員のうち、市長が指名する職にある者
- 6 第88条第3項及び第4項並びに前条の規定は、専門部会について準用する。この場合において、第88条第4項中「副会長」とあるのは「あらかじめ部会長の指名する専門委員」と読み替えるものとする。
- 7 部会長は、必要の都度、専門部会における協議の経過及び結果を協議会に報告する。
- 8 部会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(幹事)

- 第91条 協議会に幹事を置く。
- 2 幹事は、次に掲げる者とする。
  - (1) 関係行政機関及び関係事業者団体等の職員のうちから市長が委嘱する者
  - (2) 本市職員のうち、市長が指名する職にある者
- 3 幹事は、協議会の事務について委員を補佐する。

(幹事会)

- 第92条 幹事会は、幹事をもって構成し、協議会の協議事項を整理する。
- 2 会長の指名する幹事は、幹事会を招集し、その会議の議長となる。

(庶務)

第93条 協議会の庶務は、環境局において処理する。

(委任)

第94条 第86条から前条までに定めるもののほか、協議会の運営その他必要な事項は、協議会が定める。

#### 名古屋市自動車公害対策推進協議会運営要領

(目的)

第1 この要領は、市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則(平成 15年名古屋市規則第117号。以下「規則」という。)第94条の規定に基づき、名古屋市自 動車公害対策推進協議会(以下「協議会」という。)の運営に関し必要な事項を定める とともに、名古屋市情報公開条例施行細則(平成12年規則第124号)第17条第2項の規定 に準じて協議会等の会議の傍聴に係る手続き及び傍聴するものが遵守すべき事項その他 必要な事項について定めることを目的とする。

#### (会議)

第2 協議会の会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又 は意見を聞くことができる。

#### (専門部会の設置)

- 第3 規則第90条の規定に基づき、協議会に次の専門部会を置く。
  - (1) 自動車騒音・排出ガス対策専門部会
  - (2) 次世代自動車普及・エコドライブ専門部会
- 2 専門委員は、付議事項についての協議が終了したときに解嘱されるものとする。

#### (作業部会)

- 第4 専門部会の部会長(以下「部会長」という。)は、協議事項に応じて、必要の都度、 専門委員の一部を構成員とする作業部会を開催することができる。
- 2 部会長は、必要があると認めるときは、作業部会に関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

#### (会議の公開)

第5 協議会は、会議の公開に関しては、名古屋市情報公開条例(平成12年条例第65号。 以下「条例」という。)及び同条例施行細則(平成12年規則第124号)に定めるもののほか、附属機関等の会議の公開に関する事務取扱要綱(平成12年8月8日制定。以下「事務取扱要綱」という。)に定める手続きに準じて行うものとする。

#### (会議の非公開の決定)

- 第6 協議会の会長は、条例第36条の趣旨を踏まえて、個々の議題について非公開とする ことができる。
- 2 協議会の会長は、協議会を非公開とした場合には、これを協議会に報告しなければならない。

#### (傍聴者の定員及びその決定方法)

第7 傍聴者の定員及びその決定方法は、協議会の会長が定める。

#### (傍聴の手続き)

第8 協議会の会議の傍聴をしようとする者は、事務取扱要綱第3条の規定に基づき公表した「会議開催のお知らせ」に記載する方法により、傍聴の申し出をするものとする。 (会議資料の提供) 第9 協議会は、傍聴者に対しては、会議資料(非公開に該当するものを除く。) を提供 しなければならない。

(会場に入ることができない者)

第10 ポスター、ビラ、拡声器の類を持っている者のほか、議事を妨害し、又は人に迷惑 を及ぼすと認められる者は、会議場に入ることができない。

#### (傍聴者の守るべき事項)

- 第11 傍聴者は、静粛を旨とし、次の事項を遵守するものとする。
  - (1) 会議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
  - (2) 私語、騒ぎ立てること、みだりに席を離れること又は他人の迷惑となる行為をしないこと。
  - (3) 携帯電話等の音を発生させないようにすること。
  - (4) その他会議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となる行為をしないこと。

(写真、ビデオ等の撮影及び録音等の禁止)

第12 傍聴者は、会議場において写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしてはならない。 ただし、協議会の会長が許可した場合は、この限りでない。

(傍聴者への指示)

第13 傍聴者は、傍聴にあたっては協議会の会長の指示に従うものとする。

(違反に対する措置)

第14 傍聴者がこの要領の規定に違反したときは、協議会の会長は、傍聴者に対して必要な措置を命ずることができる。

(周知)

第15 協議会の会長は、傍聴をしようとする者及び傍聴者に対し、傍聴に係る事項につい て周知を図らなければならない。

(準用)

第16 規則第90条及び第92条で規定する協議会に設置されている専門部会又は幹事会(以下「専門部会等」という。)の公開及び傍聴については、この要領を準用することとし、本要領中の協議会は専門部会又は幹事会と、また、協議会の会長は専門部会の部会長又は幹事会の議長と読み替える。

(委任)

第17 この要領に定めるもののほか、協議会の運営及び会議の傍聴に関し必要な事項は、 協議会の会長が協議会に諮り定めるものとする。

附則

この要領は、平成15年11月20日から施行する。

附則

この要領は、平成23年11月16日から施行する。

#### 参考資料 20

#### 名古屋市自動車公害対策推進協議会から専門部会への付議事項

- 1 自動車騒音・排出ガス対策専門部会
  - (1) 自動車騒音・排出ガス対策の総合的な計画の策定に関すること。
  - (2) 道路交通騒音対策、自動車排出ガス対策に係る技術的手法等に関すること。
  - (3)優先的に道路交通騒音対策、自動車排出ガス対策に取り組むべき道路及び地域に関すること。
  - (4) 自動車騒音・排出ガス対策の総合的施策に関すること。
  - (5) その他道路交通騒音対策、自動車排出ガス対策に関すること。
- 2 次世代自動車普及・エコドライブ専門部会
  - (1) 次世代自動車等普及台数の目標の設定に関すること。
  - (2) 次世代自動車等普及の施策に関すること。
  - (3) エコドライブの施策に関すること。
  - (4) その他次世代自動車、エコドライブ等に関すること。

# 参考資料21

# 名古屋市自動車公害対策推進協議会委員名簿

(H27.12.18現在)

区分	氏 名	職名
会長	田宮 正道	名古屋市副市長
副会長	寺澤 清夫	一般社団法人愛知県自動車会議所常務理事
委員	松岡孝	中部経済産業局資源エネルギー環境部長
]]	小野寺 誠一	中部地方整備局道路部長
"	上田 大輔	中部運輸局交通政策部長
"	三村 起一	中部地方環境事務所所長
"	杉浦 健二	愛知県環境部長
"	脇田 泰嗣	愛知県警察本部交通部長
"	惠飛須 朗	名古屋港管理組合企画調整室長
"	池田 博之	中日本高速道路株式会社名古屋支社 副支社長
"	志水 公敏	名古屋高速道路公社理事(技術管理•交通管理•整備)
"	田中豊	名古屋商工会議所企画振興部長
"	祖山 薫	一般社団法人中部経済連合会産業振興部長
"	野村 攻	名古屋商工協同組合協会副会長
11	渡辺 広志	名古屋市商店街振興組合連合会副理事長
11	渡辺 要	中部鉄道協会常任理事事務局長
11	小池 良	一般社団法人愛知県トラック協会専務理事
11	古田 寛	公益社団法人愛知県バス協会専務理事
11	太田 慶祐	名古屋タクシー協会常務理事
11	小野田久彦	一般社団法人日本ガス協会東海北陸部会(東邦ガス㈱都市エネルギー営業部長)
11	中井孝和	一般社団法人愛知県LPガス協会エルピーガススタンド保安委員会委員長
11	西村 幸久	名古屋市環境局長
11	黒田 昌義	名古屋市住宅都市局長
11	黒川 和博	名古屋市緑政土木局長
"	二神 望	名古屋市交通局長

# 名古屋市自動車公害対策推進協議会幹事名簿

氏 名	職名
浅野 俊明	中部経済産業局資源エネルギー環境部環境・リサイクル課長
尾出 清	中部地方整備局道路部計画調整課長
大平 典良	中部運輸局交通政策部計画調整官
遊佐 秀憲	中部地方環境事務所環境対策課長
小野 俊之	愛知県環境部大気環境課地球温暖化対策室長
西村 仁崇	愛知県警察本部交通部交通規制課長
亀嶋 隆光	名古屋港管理組合企画調整室環境担当課長
落合 孝朗	中日本高速道路株式会社名古屋支社総務企画部 企画調整チームリーダー
沖森 克文	名古屋高速道路公社整備部環境対策課長
奥山 勝大	名古屋商工会議所企画振興部環境・エネルギーグループ長
鈴木 茂夫	一般社団法人中部経済連合会産業振興部担当部長
長谷川 満	一般社団法人愛知県自動車会議所総務部 部長
大本 哲男	名古屋商工協同組合協会事務局長
社本 謙	名古屋市商店街振興組合連合会事務局長
渡辺悦男	中部鉄道協会事務局総務課長
上野 智也	一般社団法人愛知県トラック協会支援事業部長
冨山 純史	公益社団法人愛知県バス協会事務局長
今井 智章	名古屋タクシー協会事務局課長
坂本 英文	一般社団法人日本ガス協会東海北陸部会(東邦ガス㈱都市エネルギー営業部営業第三グループマネージャー)
宮田 登	一般社団法人愛知県LPガス協会エルピーガススタンド保安委員会企画委員
渡部 智恵	名古屋市環境局地域環境対策部長
小出 恭司	名古屋市環境局地域環境対策部大気環境対策課長
長嶋 利久	名古屋市住宅都市局都市計画部交通企画課長
水野 裕晶	名古屋市緑政土木局路政部道路管理課長
川原田 真弓	名古屋市交通局営業本部企画財務部主幹(企画調整・外郭団体)

# 名古屋市自動車公害対策推進協議会専門部会専門委員名簿

# (1) 自動車騒音・排出ガス対策専門部会

氏名		職名
浅野 俊明	FI I	中部経済産業局資源エネルギー環境部環境・リサイクル課長
尾出清		中部地方整備局道路部計画調整課長
島村 喜一	-	中部地方整備局名古屋国道事務所長
梅村博		中部地方整備局愛知国道事務所長
山本 博康	Ę	中部運輸局交通政策部環境・物流課長
八木 伸		中部地方環境事務所環境対策課環境管理専門官
野々垣浩	<u> </u>	愛知県環境部大気環境課地球温暖化対策室室長補佐(自動車環境グループ班長)
山本 清文	ر ا	愛知県警察本部交通部交通規制課課長補佐
落合 孝郎	月	中日本高速道路株式会社名古屋支社総務企画部 企画調整チームリーダー
沖森 克文	ر ا	名古屋高速道路公社整備部環境対策課長
北田 敏廣	至	岐阜工業高等専門学校校長
中村 英植		名古屋大学大学院環境学研究科教授
藤田素弘	<u>ا</u>	名古屋工業大学大学院教授
野呂 雄一	-	三重大学大学院工学研究科准教授
岡田 恭明	月	名城大学理工学部准教授
渡部 智恵	Ī	名古屋市環境局地域環境対策部長
小出 恭司	<b>司</b>	名古屋市環境局地域環境対策部大気環境対策課長
渡邉英之	<u></u>	名古屋市環境局環境科学調査センター所長
鍜治博人	:	名古屋市住宅都市局都市計画部主幹(自動車専用道路)
長嶋 利久		名古屋市住宅都市局都市計画部交通企画課長
木下 隆文	τ :	名古屋市住宅都市局都市計画部交通施設管理課長
平尾 高之	<u></u>	名古屋市緑政土木局路政部道路維持課長
川原田真	其弓	名古屋市交通局営業本部企画財務部主幹(企画調整・外郭団体)

# (2) 次世代自動車普及・エコドライブ専門部会

氏 名	職名
伊藤周広	中部経済産業局資源エネルギー環境部エネルギー対策課長
山本 博康	中部運輸局交通政策部環境・物流課長
八木 伸	中部地方環境事務所環境対策課環境管理専門官
野々垣浩樹	愛知県環境部大気環境課地球温暖化対策室室長補佐(自動車環境グループ班長)
小池 良	一般社団法人愛知県トラック協会専務理事
古田 寛	公益社団法人愛知県バス協会専務理事
太田慶祐	名古屋タクシー協会常務理事
坂本 英文	一般社団法人日本ガス協会東海北陸部会(東邦ガス㈱都市エネルギー営業部営業第三グループマネージャー)
中井孝和	一般社団法人愛知県LPガス協会エルピーガススタンド保安委員会委員長
伊藤 元二	愛知県自動車販売店協会常務理事兼事業部長
板場 宏治	いすゞ自動車㈱NGV企画・設計部NGV企画・設計第1グループグループリー ダー
相田 智	トヨタ自動車㈱環境部製品グループ主幹
江崎 俊哉	一般社団法人日本自動車連盟愛知支部事業課長
花井 正明	日本チェーンストア協会中部支部事務局長
山本 浩之	名鉄運輸㈱業務部課長
松田 和彦	名古屋市環境局環境企画部環境活動推進課長
渡部 智恵	名古屋市環境局地域環境対策部長
小出 恭司	名古屋市環境局地域環境対策部大気環境対策課長
宗田 和彦	名古屋市交通局営業本部自動車部自動車運転課長
河村 利隆	名古屋市交通局営業本部自動車部自動車車両課長

# 名古屋市における自動車環境対策の推進について(報告)

□発 行 名古屋市環境局

□編 集 地域環境対策部大気環境対策課

電話(052)972-2682 FAX(052)972-4155

□発行年月 平成27年12月

□発行部数 200部

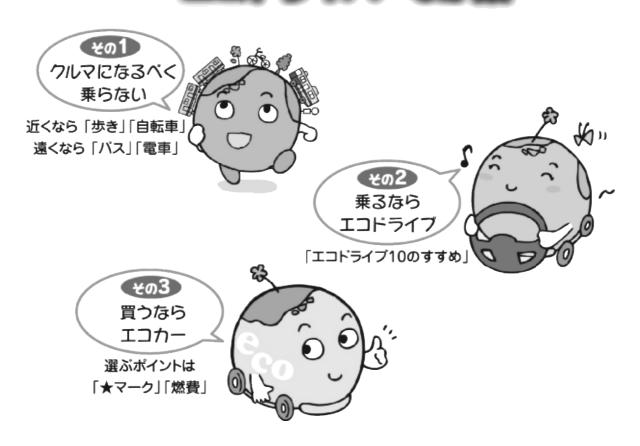
定期刊、無料、一般一部特定

□印 刷 社会福祉法人名古屋ライトハウス

身体障害者授産施設 明和寮

#### 環境にやさしい交通行動をする人

# エコドライバー3か条



# エコドライブ 10 のすすめ

- 発進は ふんわりスタート 5秒で20km/h
- ② 車間距離 空けて余裕の 加減速
- ③ アクセルを 早めに離して かしこく停車
- サムイのは 車内もギャグも 控えめに
- ⑤ アイドリング 今は必要? 駐停車

- 目的地 事前に調べてスムーズ到着
- ペチャンコの タイヤで燃料 無駄遣い
- 8 クルマでも いらない贅肉 落としたい
- 9 都心部の 迷惑駐車が 渋滞招き
- 10 エコドライブ 燃費の管理で 意識付け